報 道 資 料

平成２０年３月１０日
中 国 電 力 株 式 会 社

再発防止対策の実施状況について（３回目）

当社はこのたび，発電設備に関する不適切な事案の再発防止対策について，２月１日時点の実施状況を取りまとめましたのでお知らせします。

これは，再発防止対策の実施状況について客観性，透明性を高めるため，定期的に開催する当社企業倫理委員会への報告にあわせて公表することとしているもので，今回が３回目となります。（１回目：平成１９年８月９日，２回目：１１月７日）

１．再発防止対策の実施状況の概要（平成２０年２月１日現在）

不適切事案の再発防止対策として掲げた全ての項目について，具体策の検討を終え，実施段階に移行しています。

【再発防止対策の実施状況総括表】

（ ）内は，前回（１１月７日）公表時からの増減

区　分	全社共通	設備別			合　計
		水力設備	火力設備	原子力設備	
検討中	（△7）　0	（△2）　0	0	0	（△9）　0
実施中	（△4）　3	１４	（△4）１３	8	（△8）３８
実施済※	（＋11）１５	（＋2）　3	（＋4）　4	0	（＋17）２２
合　計	１８	１７	１７	8	６０

※平成１９年度計画分について完了した施策

【主な施策の実施状況】

前回公表時から進捗した主な施策は次のとおりです。

・全社共通施策

項　　目	概　要　（実施日）
隠すより言い出すことにインセンティブが働く仕組みづくり	・隠さずに言い出そうとする意識を促すため，懲戒処分における判断要素として，自発的申告や意図的な隠蔽の有無および組織的な関与の状況等を考慮することを明文化し，社内周知。（1/22）
本社による現業機関へのサポートの強化	・現業機関が抱える悩みについて，本社に気軽に相談し問題解決等が図られるよう，各組織の相談窓口を明確化し機能を強化。(2/1)
部門の枠を越えた人事交流の推進	・各部門が自部門のみの価値観にとらわれることなく，幅広い視野を持って業務運営を行うため，各技術部門に他部門の技術系特別管理職を配置するなど，事業本部・部門の枠を越えた人事交流を実施。(2/1)

・設備別施策

項　　目	概　要　（実施日）
ＱＭＳ※高度化計画の実施 【原子力】 (※品質マネジメントシステム)	・ＱＭＳ高度化（総括組織の設置，文書体系の変更等）に係る保安規定を変更。(1/21認可) ・品質保証総括組織を設置，ＱＭＳ文書を新規制定（再構築）。(2/1)
国からの行政処分に関する取り組み 【原子力】	・法令改正（安全文化醸成体制を構築し，醸成施策を実施等）に係る保安規定を変更。(12/13認可) ・安全文化醸成等に係る規程類を新規制定。(12/14)
牽制機能の導入・徹底 【水　力】	・委託業務における現地確認検査のルール化，および他の委託先によるサンプル測定の実施。(10/19)
法令説明・解釈集の作成および業務要領書の見直し 【火　力】	・業務に関わる全ての法令を網羅した資料を作成。また，部門ホームページに掲載し，火力部門全員が閲覧しやすい仕組みとして，情報を公開。(12/25)

２．今後の取り組みについて

再発防止対策については，これまでの取り組み状況の評価を踏まえて，順次，日常業務への定着を図ります。

なお，今後は，その実施状況について，企業倫理委員会（原則，四半期ごとに開催）の議事概要の公開にあわせて，当社ホームページにおいて公開します。

以　上

（添付資料）

・参考１　再発防止対策（全社共通施策）の具体的行動計画実施概要

・参考２　再発防止対策の具体的行動計画

［分冊］　原子力発電設備アクションプラ全体の進捗状況

参　考　1

再発防止対策（全社共通施策）の具体的行動計画実施概要

実施施策（全社共通施策）			実施時期	施策の実施概要
不正をしない意識・正す姿勢	コンプライアンス最優先の徹底	コンプライアンス経営推進宣言	19年 6月	・「コンプライアンス最優先」「３つの行動」の明示，役員および各組織の長による誓約書署名
		企業倫理委員会の機能強化		・取締役会の諮問機関として位置付け社会的要請を受信，社外委員の３名増員，議事概要の公開
		コンプライアンス強調月間の設定	19年11月	・11月を強調月間として設定し，コンプライアンスに対する意識喚起，重要性認識向上のための諸施策を実施
		コンプライアンス意識が習慣として根付く仕組みづくり		・一連の不適切事案から得た教訓を改めて認識するための「風化防止ビデオ」を制作・放映 ・企業倫理綱領と３つの行動を記載した「行動規範カード」を全社員に配布
	コンプライアンス教育の充実	経営層等を対象とした研修の充実	19年 6月～	・「経営層向け研修」，「ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進責任者研修」として，講演会および不適切事案を題材とした討議形式の研修を実施（経営層：6,7,11月，推進責任者6,10月）
		職場展開のための研修の充実	19年 6月～	・「コンプライアンス推進役研修」(6,10月）を実施。推進役の研修スキル向上により，各職場での研修効果を向上 ・全社員を対象とした「ｅラーニング」(11～1月)により，企業倫理綱領に定める行動規範等の理解を促進 ・各職場において，話し合い研修（「不適切事案等を題材とした事例研修」または「業務と社会との係わりを考える研修」）を実施。日常業務の中で取るべき行動についての共通認識や社内の論理に捕われない意識を醸成
不正を隠さない仕組み・企業風土づくり	不正・不具合を顕在化させ，改善する仕組みづくり	内部通報制度の充実	19年 7月	・「社外相談窓口」の設置，匿名での相談・通報の受付け
		隠すより言い出すことにインセンティブが働く仕組みづくり	20年 1月	・隠さずに言い出そうとする意識を促すため，懲戒処分における判断要素として，自発的申告や意図的な隠蔽の有無および組織的な関与の状況等を考慮することを明文化し，社内周知
		不具合等が発生した場合の対応方法の明確化	19年 6月～	・「危機管理規程」を制定
				・不具合等に関する情報を共有化するとともに，検索・参照できるシステム（全社事故情報検索システム）も作成運用
		業務点検を行う機会の設定	19年11月～	・現在行っている業務の中で，「実態と合わないルール・マニュアル等はないか」，「ルール・マニュアル等が不明確または存在せず判断に迷う事例はないか」といった視点から，各職場で話し合いによる業務の適切性の確認を実施。報告された「業務実態と合わないルール」について，各主管箇所においてルールの必要性・妥当性についての社内理解の促進やルール・マニュアル等の見直し等の対応を検討し，ルール逸脱を未然防止
	悩みを言い出せる企業風土・職場風土づくり	本社による現業機関へのサポートの強化	20年 2月	・現業機関が抱える悩みについて，本社に気軽に相談し問題解決等が図られるよう，各組織の相談窓口を明確化し機能を強化。窓口における親身な受け止めと対応を実施 ・役員が事業所を訪問（11月，65事業所）し，コンプライアンスの重要性等に関する思いを伝えるとともに，意見交換を行うことで本社と現業機関の交流を促進
		職場でのコミュニケーションの充実	19年11月	・職場実態・社員意識調査（6月実施）の結果を各職場において説明し，自職場におけるコンプライアンス意識やコミュニケーションの現状についての認識を共有化
	部門相互の人事交流の推進	部門の枠を越えた人事交流の推進	20年 2月	・各部門が自部門のみの価値観にとらわれることなく，幅広い視野を持って業務運営を行うため，各技術部門に他部門の技術系特別管理職を配置するなど，事業本部・部門の枠を越えた人事交流を実施（2月）
不正をさせない業務運営	経営機構改革	監督と執行の明確化（会長と社長の役割分担）	19年 6月	・会長は取締役会議長として経営の監視・監督を重点的に担い，社長は業務執行の最高責任者として業務執行全般を担いつつ，経営方針の実現と経営目標の達成に責任を負うという役割を明確化
		取締役会の機能強化		・「取締役員数の削減」，「取締役任期の短縮」により，経営の意思決定・監督機能を強化し，経営の透明性・客観性の向上を図るとともに，取締役の経営責任を明確化
		業務執行機能の強化		・「コンプライアンス・危機管理」，「経営監査・人材育成」の担当副社長を配置し，内部統制および社長の補佐機能を強化 ・「執行役員制を導入」し，経営の効率化を図るとともに，執行責任を明確化
		第三者の視点の効果的活用	20年 2月	・社外取締役，社外監査役および会長・社長で構成する「報酬委員会」を新設し，経営の透明性・客観性を向上
		本社部門組織の再編成		・コンプライアンス最優先の経営の実現と内部統制機能の更なる強化を図るため，内部統制の要となる全社横断的な業務を担う部門（コンプライアンス推進部門）の新設，事業本部の責任体制の強化等を図る組織再編成を実施
	内部チェック体制の充実	本社のリーガルチェック機能の充実・強化	20年 2月	・法的リスクを予防する観点から，取締役会・経営会議に付議する重要法的案件に対する事前審査を義務付け ・審査手続，準則を定めるとともに，法務担当要員を増員し，法務審査機能を強化
		内部監査体制の充実		・内部監査の実効性を一層高めていくため，考査要員を増員し，①経営の視点に立った監査，②設備保安に関する監査，③財務報告に係る内部統制に関する監査，④関係会社に対する監査を強化 ・考査員の専門的能力・知識向上に向けた研修を実施 ・社外専門家を活用し，第三者の視点を取り入れた監査を実施
	保安確保の徹底	保安規程の変更	19年 7月	・国の変更命令に基づく変更を届出
		電気事業法施行規則の改正に伴う変更	19年10月	・「電気事業法施行規則の一部を改正する省令」の改正に基づく届出を行うとともに，社内規程等に反映

参　考　２

再発防止対策の具体的行動計画

１．全社共通　・・・・・・・・・・　１

２．水力発電設備　・・・・・・・・・・　７

３．火力発電設備　・・・・・・・・・・　１０

４．公 表　・・・・・・・・・・　１３

分冊：原子力発電設備アクションプラン全体の進捗状況

以 上

再発防止対策の具体的行動計画 【全社共通】

－凡 例－
▽□：計画，▼■：実績

【不正をしない意識・正す姿勢】

項目		再発防止対策	具体的内容	対策分類 新規	対策分類 充実拡充	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度 上期 4月	5月	6月	7月	8月	9月	下期 10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成20年度 上期	下期	備考（原子力安全・保安院の今後の対応）
不正をしない意識・正す姿勢	コンプライアンス最優先の徹底	○コンプライアンス経営推進宣言																					
		信頼回復に向けた体制構築等，新たな取り組みを進めるにあたり，経営トップ等による経営推進宣言およびコンプライアンス遵守の誓約を行う。	a．コンプライアンス経営推進宣言 社内外に取り組みの方向性を明示するための行事を行う。 b．コンプライアンス遵守の誓約 経営層，事業所長等の責務を明確にし，その実践を確約するため，経営層，事業所長等が誓約書に署名を行う。	○		株主総会後，速やかに実施する。 また，コンプライアンス遵守の誓約は，人事異動に伴う交代の都度行う。	コンプライアンス推進部門	全社（誓約書への署名は，経営層，事業所長等が対象）		宣言・誓約内容，行事内容の検討・準備		▼経営推進宣言(6/29) 社内外への周知 ▼誓約書署名(6/29) （事業所での誓約書の掲示）						▼誓約書署名 (2/1付掲示)		▽ 誓約書署名 （掲示）	▽ 誓約書署名 （掲示）	
		○企業倫理委員会の機能強化																					
		社外委員を増員するとともに，審議事項の見直しを行う等，企業倫理委員会の機能強化を図る。 また，審議概要を公開し，審議の透明性を高める。	a．社外委員の増員 審議の客観性を高めるとともに，社外の識見を審議に反映させるため，社外委員を現在の１名から，３名体制とする。 b．審議事項の充実 コンプライアンス推進の基本方針，重大な問題事象への対応および再発防止に関する事項に加え，重要な法改正・社会情勢の変化を踏まえたコンプライアンス推進施策の策定に関する事項を審議事項とし充実を図る。 c．審議概要の社外への公開 委員会開催後速やかに，審議概要（審議項目，審議結果）を当社の社外向けホームページに公開し，審議の透明性を高める。		○	6月末までに新体制構築，審議内容見直しを行い，7月から原則4半期毎に開催する。 委員会開催後に速やかに議事概要を公開する。	コンプライアンス推進部門	企業倫理委員会		社外委員への依頼		▼新体制の構築 審議事項の見直し	▼開催(8/8) （審議概要の公開）		▼開催(11/6) （同左）			▽開催 （同左）	▽ 開催 （同左）	▽ 開催 （同左）	▽ 開催 （同左）	▽ 開催 （同左）
		○コンプライアンス強調月間の設定																					
		コンプライアンス強調月間を設定し，継続的な意識向上を図る。	「コンプライアンス強調月間」を定め，毎年定期的に意識向上のための諸施策を実施する。	○		毎年１１月に実施する。 社員意識調査を毎年実施し，社員への意識の浸透度を評価する。	コンプライアンス推進部門	全社			月間行事，研修・講演会の検討・準備				▼強調月間						社員意識調査	▽強調月間	
		○コンプライアンス意識が習慣として根付く仕組みづくり																					
		全社員が常にコンプライアンスを自分の問題として意識するよう，日々の業務において，社員一人ひとりが法令遵守や企業倫理綱領に示す社員行動規範について考え，自らの行動を振り返る仕組みを設ける。	①社員意識・職場実態調査 ②問題点の洗出し・分析 ③行動を振返る仕組みの検討 ④実施	○※		今年度実施する社員意識・職場実態調査を来年度以降も継続的に実施し，社員のコンプライアンス意識を経年的に把握する。	コンプライアンス推進部門	全社		▼AB(4/13) ①社員意識・職場実態調査	▼実施	▼AB(7/19) ②問題点の洗出し・分析	▼AB(9/3) ③仕組みの検討		▼AB(10/11) ④実施 ・風化防止ビデオ社内放映 ・行動規範カード配布	▼AB(11/30)	▼AB(1/17) 実施状況に対するｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰﾎﾞｰﾄﾞからの意見具申・提言			▼3つの行動（コンプライアンス経営推進宣言）の意識付け （ポスター掲示，パソコン画面への表示）		社員意識・職場実態調査 （結果を踏まえ，必要に応じて仕組みを見直し）

※アドバイザリーボードの審議
アドバイザリーボード（AB）：信頼回復に向けた企業再生プログラムの妥当性等について意見具申・提言を行う諮問機関。
改革プランの検討内容について社外有識者の客観的・専門的な視点を反映させ，地域の皆様，お客さま等から広く受け容れられる改革とすることを目的として設置。

再発防止対策の具体的行動計画 【全社共通】

ー凡 例ー
▽□：計画，▼■：実績

【不正をしない意識・正す姿勢】

項目		再発防止対策	具体的内容	対策分類 新規	対策分類 充実拡充	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度 上期 4月	5月	6月	7月	8月	9月	下期 10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成20年度 上期	下期	備考（原子力安全・保安院の今後の対応）
不正をしない意識・正す姿勢	コンプライアンス教育の充実	○経営層等を対象とした研修の充実																					
		判断能力および率先垂範意識の向上に向け，経営層，事業所長等に対して，専門家による講義形式の研修や企業経営に関わる不適切事案を題材とした討議形式の研修を実施する。	①経営層を対象とした研修 ②グループ企業トップを対象とした研修 ③コンプライアンス推進責任者（事業所長クラス）を対象とした研修		○	研修実施の都度，アンケートにより効果を評価する。	コンプライアンス推進部門	経営層 グループ企業トップ コンプライアンス推進責任者（事業所長クラス）				▼専門家による講義（6/29，経営層，グループ企業トップ，コンプライアンス推進責任者（事業所長クラス）） ▼専門家による講義（7/19，全取締役，執行役員，監査役およびラインの部長） ▼①研修実施・評価（7/23）		▼強調月間							▽研修実施・評価 ▽研修実施・評価	
										研修内容の検討，準備		研修内容の検討，準備			▼③研修実施・評価（討議研修，10/2-4，10-12）	▼①、②研修実施・評価（討議研修，11/7）							
		○職場展開のための研修の充実																					
		職場での効果的な研修や問題への適切な対応を行うため，コンプライアンス推進役（事業所副所長クラス）を対象とした研修の充実を図る。 また，e-ラーニング（パソコンを活用した研修）により職場での研修を充実する。	①コンプライアンス推進役研修 実際の不適切事案をもとに，討議研修を実施する。また，新たに，職場での研修を効果的に展開するスキルを習得するための「教育インストラクター研修」および，職場の問題に関する相談に適切に対応するための「相談対応研修」等を実施する。		○	研修実施の都度，アンケートにより効果を評価する。 職場での研修実施後，コンプライアンス推進部門へ実施結果の報告を求める。 社員意識調査を毎年実施し，推進役によるコンプライアンス推進への取り組み姿勢および社員への意識浸透度を評価する。	コンプライアンス推進部門	コンプライアンス推進役（事業所副所長クラス）			▼①研修実施・評価（6/1,6,7）			▼①研修実施・評価（10/4,5）						▽研修実施・評価 事業所での展開 社員意識調査		
										研修内容の検討，準備					事業所での展開（11月のコンプライアンス強調月間に職場で話し合い研修実施）								
			②e-ラーニング 推進役を中心とする職場での話し合い研修（年2回以上）に加え，コンプライアンスに関する基本的な事項を確実に全社に浸透させるために，当社独自のコンテンツによるe-ラーニングを実施する。		○	社員意識調査を毎年実施し，社員への意識浸透度を評価する。		全社								▼②研修実施・評価						▽研修実施・評価 社員意識調査	
												研修内容の検討，準備											

再発防止対策の具体的行動計画 【全社共通】

【不正を隠さない仕組み・企業風土づくり】

－凡 例－
▽□：計画，▼■：実績

項目	再発防止対策	具体的内容	対策分類 新規	対策分類 充実拡充	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度 上期 4月	5月	6月	7月	8月	9月	平成19年度 下期 10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成20年度 上期	平成20年度 下期	備考（原子力安全・保安院の今後の対応）
不正を隠さない仕組み・企業風土づくり	○内部通報制度の充実																					
不正・不具合を顕在化させ，改善する仕組みづくり	社外企業倫理相談窓口を設置するとともに，調査方法を見直し，内部通報制度の充実を図る。	a．社外企業倫理相談窓口の設置 企業倫理相談窓口の仕組みをより相談しやすいものに見直すため，弁護士事務所に社外企業倫理相談窓口を設置し，相談先の選択肢を広げる。 b．調査方法の見直し 組織的な不正行為等，主管部に調査依頼することが適当でない場合には，コンプライアンス・危機管理担当副社長が部門横断的な調査チームを編成し，調査を行う仕組みとする。		○	株主総会後，速やかに運用を開始する。	コンプライアンス推進部門	全社	▼運用開始(7/1)，全社・グループ企業周知 弁護士事務所との委託契約手続き，周知準備，調査方法に関する詳細事項の検討，規程類の改正手続き												
	○隠すより言い出すことにインセンティブが働く仕組みづくり																					
	不適切な事案が発生した場合，積極的に言い出して適切な対処を施すインセンティブが働くような仕組みづくりに取り組む。	①社員意識・職場実態調査 ②問題点の洗出し・分析 ③インセンティブが働く仕組みの検討 ④実施	○※		今年度実施する社員意識・職場実態調査を来年度以降も継続的に実施し，職場風土を経年的に評価する	コンプライアンス推進部門 人材活性化部門	全社	▼AB(4/13) ①社員意識・職場実態調査			▼AB(7/19) ②問題点の洗出し・分析		▼AB(9/3)	▼AB(10/11) ③仕組みの検討	▼AB(11/30)		▼AB(1/17) ▼④実施	実施状況に対するｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰﾎﾞｰﾄﾞからの意見具申・提言 社員意識・職場実態調査 （結果を踏まえ，必要に応じて仕組みを見直し）		
	○不具合等が発生した場合の対応方法の明確化																					
	新たな不適切事案発生時の対応方法の明確化	①新たな事案発生時の対応フロー作成検討 ②運用状況の評価		○	対応がフローどおりに実施されているか評価を行い必要に応じ改善を行う	経営企画部門	原子力部門 火力部門 水力部門 土木部門 販売事業部門	▼周知・運用開始(4/19) ①対応フロー作成検討			▼再周知・運用開始(7/27) 対応フロー明確化		②運用状況の評価				▼対応フロー廃止				(26)
	不適切な事案の情報や事故情報を共有化し，業務運営に活用できる仕組みを整備	a．不適切な事案の情報の共有化 ①再発防止対策実施・検討 ②H20.2以降の仕組みを検討		○	速やかに実施し，恒常的な仕組みとなるよう運用状況フォローを行い，適宜改善を行う。			▼運用開始 （5/14周知） ①全社情報共有化方法の検討						▼11/5経営会議 ②H20.2以降の仕組みを検討				▼恒常的な仕組みによる運用開始				
		b．事故情報の共有化 ①事故防止委員会情報の全社大情報化（店所情報） ②情報の一元管理(全社情報と店所情報の一元管理による部門間情報の把握) ③類似情報が容易に検索できるしくみの作成 ④一元化した情報の水平展開		○	一元化した情報の利用状況を管理箇所がアンケートにより確認する。	流通事業本部		①事故防止委員会情報の全社大情報化				②情報の一元管理 ③検索できるしくみの作成(9/20)		▼運用開始(10/23) ④一元化した情報の水平展開						▽運用状況評価		
	○業務点検を行う機会の設定																					
	適正な業務運営を徹底するため，コンプライアンス強調月間等に合わせ，法令・協定等遵守の観点から，各職場で業務を点検する機会を設ける。	①社員意識・職場実態調査 ②業務実態調査 ③問題点の洗出し・分析，仕組みの検討 ④業務点検実施		○※	今年度実施する社員意識・職場実態調査を来年度以降も継続的に実施し，職場風土を経年的に評価する。	コンプライアンス推進部門	全社	▼AB(4/13) ①社員意識・職場実態調査			▼AB(7/19) ②業務実態調査		▼AB(9/3) ③問題点の洗出し・分析，仕組みの検討	▼AB(10/11) (ルール等に関する各職場での話し合いによる業務の適切性の確認として実施)	AB(1/17)▼ ▼AB(11/30) ④点検実施			実施状況に対するｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰﾎﾞｰﾄﾞからの意見具申・提言 点検実施 社員意識・職場実態調査 （結果を踏まえ，必要に応じて仕組みを見直し）		
悩みを言い出せる企業風土・職場風土づくり	○本社による現業機関へのサポートの強化																					
	現業機関が抱える業務プレッシャーなどの悩みについて，気軽に相談し解消できるよう，本社が現業機関へ積極的にサポートする仕組みの整備や，経営層を含めた本社・現業機関の交流機会の充実等を図る。	a．本社が現業機関へ積極的にサポートできる仕組みの整備 ①社員意識・職場実態調査 ②問題点の洗出し・分析 ③サポート体制等の検討 ④実施	○※		今年度実施する社員意識・職場実態調査を来年度以降も継続的に実施し，職場風土を経年的に評価する。	経営企画部門	全社	▼AB(4/13) ①社員意識・職場実態調査			▼AB(7/19) ②問題点の洗出し・分析		▼AB(9/3) ③サポート体制等の検討	▼AB(10/11)	AB(1/17)▼ ▼AB(11/30)		▼④実施(2/1)	実施状況に対するｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰﾎﾞｰﾄﾞからの意見具申・提言 社員意識・職場実態調査 （結果を踏まえ，必要に応じて仕組みを見直し）		
		b．経営層を含めた本社・現業機関の交流機会の充実 ①コンプライアンス経営推進宣言に合わせた経営層と事業所長の集合研修 ②役員事業所訪問 （H19.2～3月役員事業所訪問実施済：102事業所）		○※	年1回以上の役員事業所訪問を実施する。 今年度実施する社員意識・職場実態調査を来年度以降も継続的に実施して経年的に評価する。	コンプライアンス推進部門		▼ ①集合研修(6/29)						②役員事業所訪問					役員事業所訪問 社員意識・職場実態調査 （結果を踏まえ，必要に応じて仕組みを見直し）		
	○職場でのコミュニケーションの充実																					
	社員が職場で抱える悩みについて，躊躇なく相談できるよう，定期的なグループディスカッションといった，上司・部下，同僚同士で，より良好にコミュニケーションを図ることのできる仕組みづくりに取り組む。	①社員意識・職場実態調査 ②問題点の洗出し・分析 ③分析結果の各職場へのフィードバック ④業務点検と合わせたグループディスカッションの実施	○※		今年度実施する社員意識・職場実態調査を来年度以降も継続的に実施し，職場風土を経年的に評価する。	コンプライアンス推進部門	全社	▼AB(4/13) ①社員意識・職場実態調査			▼AB(7/19) ②問題点の洗出し・分析	③各職場へのフィードバック ・所課長向け説明会（話し合い研修10/2,3,9,10,11,12）	▼AB(9/3)	▼AB(10/11)	AB(1/17)▼ ▼AB(11/30) ④グループディスカッションの実施 ・所課長から社員に対する社員意識・職場実態調査結果の説明 ・「コンプライアンス教育の充実」における選択式話し合い研修		実施状況に対するｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰﾎﾞｰﾄﾞからの意見具申・提言 グループディスカッション実施 社員意識・職場実態調査		

※アドバイザリーボードの審議
アドバイザリーボード(AB)：信頼回復に向けた企業再生プログラムの妥当性等について意見具申・提言を行う諮問機関。
改革プランの検討内容について社外有識者の客観的・専門的な視点を反映させ，地域の皆様，お客さま等から広く受け容れられる改革とすることを目的として設置。

再発防止対策の具体的行動計画 【全社共通】

【不正を隠さない仕組み・企業風土づくり】

－凡　例－
▽□：計画，▼■：実績

項目		再発防止対策	具体的内容	対策分類 新規	対策分類 充実拡充	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度 上期 4月	5月	6月	7月	8月	9月	平成19年度 下期 10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成20年度 上期	平成20年度 下期	備考（原子力安全・保安院の今後の対応）
不正を隠さない仕組み・企業風土づくり	部門相互の人事交流の推進	○部門の枠を越えた人事交流の推進																					
		各部門が自部門の価値観にとらわれず，幅広い視野を持って業務運営を行うため，現在も取り組んでいる部門の枠を越えた人事交流を推進する。	a．人事異動方針の策定・通達 現在取り組んでいる部門間交流について課題整理のうえ，人事異動方針に反映する。 b．人事異動の調整・実施 人事異動方針に沿った人事異動を実施する。 （H19.2定期異動において一部反映済）		○	人事異動調整に入るまでに人事異動方針を策定・通達するとともに，各部門との意見交換・異動調整を通じてH20.2定期異動時に効果的な異動を実施する。	人材活性化部門	全社		■■■■■■■■■■■■			■■■	▼異動方針通達(9/25)							必要に応じて方針を見直しのうえ実施		
										現在取り組んでいる部門間交流の課題整理			方針策定										
															■■■■■■■■■■■■				▼異動発令(2/1)					
															異動調整								

再発防止対策の具体的行動計画 【全社共通】

【不正をさせない業務運営】

－凡 例－
▽□：計画，▼■：実績

項目		再発防止対策	具体的内容	対策分類 新規	対策分類 充実拡充	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度 上期 4月	5月	6月	7月	8月	9月	平成19年度 下期 10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成20年度 上期	平成20年度 下期	備考（原子力安全・保安院の今後の対応）
不正をさせない業務運営	経営機構改革	○経営機構の改革																					
			a．監督と執行の明確化 会長は取締役会議長（経営の監視・監督を重点的に担う），社長は業務執行の最高責任者として経営の役割分担を明確にする。 b．取締役会の機能強化 取締役の員数削減等により社外役員の活発な意見を引き出し，取締役会の議論活性化を図ることで，経営の透明性・客観性を向上させる。 また，経営責任の所在を明確にするため，取締役の任期を1年とし，毎年，株主に信任を問う形態とする。さらに企業倫理委員会を従来の経営会議の諮問機関から取締役会の諮問機関に見直す。 c．業務執行機能の強化 社長の補佐として，全社横断的な経営上の重要課題を担当し，その責任を負う副社長（ｺﾝﾌﾗｲｱﾝｽ推進・危機管理担当，経営監査担当の2名）を配置することで，取締役の経営責任を明確にする。また，執行役員制を導入し，特定部門の業務執行に専念する執行役員を設置することで，執行責任を明確にする。	○※		アドバイザリーボードの提言等を踏まえて，平成19年6月に実施する。	経営企画部門 ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進部門	全社	▼AB(4/13) ▼発表(4/27) 基本設計 ▼株主総会後に実施（6/28）		詳細設計（定款・規程類の見直し手続き）											
		経営層が不正を顕在化させ改善し得なかった事案が存在したことの反省に立ち，当社を取り巻く経営環境の変化も踏まえ，(1)経営の透明性・客観性の確保，(2)経営の効率性向上，(3)内部統制機能の強化の3点を視点に経営機構を改革する。	d．第三者の視点の効果的活用の検討 社外取締役および社外監査役が有する第三者視点の効果的活用について幅広く検討を行い，経営の透明性・客観性を高めるための施策を実施する。 e．本社部門組織の再編成の検討 企業の内部統制に必要な全社横断的業務を担当する組織を現行の本社部門の中から再編成するとともに，再編成した組織の長に取締役を配置し取締役が執行役員による業務執行の監視・監督を担う体制とすることで，取締役の監督責任をより明確化する。	○※		アドバイザリーボードの提言等を踏まえて，平成20年に実施する。			▼AB(4/13)			▼AE(7/19)		▼AB(9/3)	▼AB(10/11)		▼AB(11/30)		▼AE(1/17)				
																		▼実施(2/1)				
									改革案の検討・基本設計						詳細設計							
	コンプライアンス最優先の視点を踏まえたルールの明確化・マニュアル類の見直し	○コンプライアンス最優先の業務運営の徹底																				
		○継続的なマニュアル類の見直し																				
									水力，火力，原子力の各技術部門「再発防止対策の具体的行動計画」を参照													
	保安確保の徹底	○保安規程の変更																				
		主任技術者が保安の監督を行う役割を十分果たすことができるようにするなどの変更	a.主任技術者の位置付けが適切となるよう記載の見直し。 b.主任技術者の職務に記録の点検，確認を追加。 c.保安教育の実施の明確化。 d.電気事業法上の工事計画の届出が必要な工事について，適正な手続きがされたかどうかを確認する手続きを設ける。	○		平成19年7月末までに届け出し，平成19年7月31日から運用開始する。	流通事業本部	火力部門 原子力部門 水力部門 販売事業部門					▼届出(7/31)										保安規程変更命令(2)
		○電気事業法施行規則の改正に伴う変更																				
		電気事業法施行規則の改正に伴い，保安規程の記載内容の充実と電気主任技術者等の役割の強化を図る。	a．電気事業法施行規則の改正に伴い保安規程の内容を保安活動を実施するために適切なものとする。 b．電気主任技術者，ダム・水路主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者には保安活動が適切に実行されるよう十分な責任と権限を持たせるとともに，独立性を確保する。 また，責任範囲を適切な規模とする。	○		平成19年10月末までに届け出し，平成19年10月31日から運用開始する。	流通事業本部	火力部門 原子力部門 水力部門 販売事業部門							▼電気事業法施行規則(9/30)									(22)(24)
															▼届出(10/31)							
															省令改正に伴う保安規程内容の見直し							

※アドバイザリーボードの審議
アドバイザリーボード(AB)：信頼回復に向けた企業再生プログラムの妥当性等について意見具申・提言を行う諮問機関。
改革プランの検討内容について社外有識者の客観的・専門的な視点を反映させ，地域の皆様，お客さま等から広く受け容れられる改革とすることを目的として設置。

再発防止対策の具体的行動計画 【全社共通】

【不正をさせない業務運営】

－凡 例－
▽□：計画，▼■：実績

項目		再発防止対策	具体的内容	対策分類 新規	対策分類 充実拡充	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度 上期 4月	5月	6月	7月	8月	9月	下期 10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成20年度 上期	平成20年度 下期	備考（原子力安全・保安院の今後の対応）
不正をさせない業務運営	内部チェック体制の充実	○各部門内における内部チェックの充実	水力，火力，原子力の各技術部門「再発防止対策の具体的行動計画」を参照																				
		○本社のリーガルチェック機能の充実・強化																					
		本社のリーガルチェック機能の充実・強化	経営会議以上に付議される重要法的案件について事前に法的チェックを行う仕組みを構築する。これに必要な法務担当要員を増員する。		○	仕組が構築され，確実にチェックが行われていることを確認する。	ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進部門	全社		体制構築に向けた調査・検討（業務量想定，他社事例調査等）		▼検討会（7/5）		▼経営会議付議（10/2） 関係箇所との協議・調整（基本設計等） 詳細設計（審査手続，規程類変更等）			▼実施（2/1） （増員・運用開始）		新体制による法務審査の実施		
		○内部監査体制の充実																					
		内部監査の実効性をより一層高めていく必要があるため，内部監査部門の体制・機能の強化を図る。	【体制強化】 a．考査部門要員の増員検討 再発防止対策の検証作業内容・規模および内部監査機能の強化等を踏まえた体制・要員数の検討		○	再発防止対策の検証作業等について必要な要員が確保できたかを評価する。	考査部門	考査部門				▼実施(6/28) 体制・要員数の検討							▼実施（2/1）		必要に応じて適宜検討		
			b．考査員の専門的能力・知識の向上 ①専門的能力・知識の向上に必要な研修内容の検討 ②継続的な能力開発の実施		○	内部監査結果の相互レビューを実施して，能力レベルの評価，確認を行い，研修内容・方法の改善につなげる。		考査部門（原子力を除く）			▼研修実施（5/14，15，6/1） ①研修内容の検討		②継続的な能力開発					▼相互レビュー実施（1/11） ▼保安監査員認定・教育要領制定（1/31）		研修継続実施	
			c．社外専門家の活用 監査活動への社外専門家の意見の活用		○	監査活動への反映状況について質および量の観点から評価する。		考査部門（原子力）						▼運用開始（10/19） 契約の締結等諸準備							継続実施	
			【機能強化】 a．保安監査機能の強化（技術部門の品質管理統括箇所が行う品質管理活動の実効性チェック，現場のデータの真実性確認の充実等） ①保安監査の現状の問題点の整理 ②保安監査強化策の検討 ③今年度実施中の事業所往査への反映 ④問題点に対する改善指摘 ⑤指摘事項に対するフォローアップの実施		○	内部監査に基づく改善指摘およびそれに対する改善活動が確実に行われているかについて，経営層に報告し，承認を受ける。		火力部門 水力部門									④改善指摘▽ 事業所往査での品質管理活動の実効性チェック ③反映 ⑤フォローアップ ①問題点の整理 ②強化策の検討			内部監査継続実施	
			b．グループ企業監査機能の強化（法令に基づく検査業務の適法・適正性の重点チェック） ①グループ企業監査計画の作成 ②事業所（発注者側）の往査での検査業務の適法・適正性チェック ③グループ企業（受注者側）の往査での検査業務の適法・適正性チェック ④問題点に対する改善指摘 ⑤指摘事項に対するフォローアップの実施		○	内部監査に基づく改善指摘およびそれに対する改善活動が確実に行われているかについて，経営層に報告し，承認を受ける。		火力部門 水力部門 グループ企業									④改善指摘▼報告（9/18） ①計画の作成 ②③事業所（発注側）・グループ企業（受注側）往査での検査業務の適法・適正性チェック ⑤フォローアップ 改善指摘▽			内部監査継続実施	
			c．原子力部門内部監査機能の強化 （実施部門と監査部門の双方による内部監査の実施） ①監査方法案の作成および要領書の整備 ②試行および修正		○	監査方法案を試行し問題点の有無，有効性を評価する。		考査部門（原子力） 原子力部門						▼作成完了 ①監査方法案作成・要領書整備				▼運用開始（2/1） ②試行・修正 次年度の監査計画			新体制による監査の実施	
		各組織と内部監査部門との人事交流を推進し，内部監査業務の経験を積ませることで，各組織における内部チェック機能の向上を図る。	【人事交流】 a．各組織と内部監査部門との人事交流推進 各組織と内部監査部門の人事交流について課題整理のうえ，人事異動を実施する。	○		各部門との意見交換・異動調整を通じてH20.2定期異動時に効果的な異動を実施する。	人材活性化部門	全社															必要に応じて方針を見直しのうえ実施	
										内部監査部門と課題整理			方針策定	▼異動方針通達(9/25)				▼異動発令（2/1）				
																	異動調整						
	法令・協定遵守を徹底するための業務教育の強化	○技術部門における業務教育の充実・強化	水力，火力，原子力の各技術部門「再発防止対策の具体的行動計画」を参照																				
	委託業務の適正性確保	○委託先との規律ある健全な取引関係の構築																					
		○委託における検査業務の適正性を確保するためのルール設定	水力，火力，原子力の各技術部門「再発防止対策の具体的行動計画」を参照																				

再発防止対策の具体的行動計画【水力※1】

凡例：▽口：計画，▼■：実績

【水力発電設備】

項目		再発防止対策	具体的内容	対策分類 新規	対策分類 充実拡充	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度 上期 4月	5月	6月	7月	8月	9月	下期 10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成20年度 上期	下期	備考（原子力安全・保安院の今後の対応）
不正をしない意識・正す姿勢	コンプライアンス最優先の徹底	○トップマネジメントによる意識付け																					
		流通事業本部長，事業支援部門長および情報通信部門長によるメッセージの発信および流通事業本部長，部長ほかによる事業所訪問と意志伝達	①流通事業本部長，事業支援部門長および情報通信部門長によるメッセージの発信 ②流通事業本部長，部長ほかによる事業所訪問と意志伝達	○		経営の基本方針として水力部門に浸透・定着したか業務運営報告時や事業所訪問時に確認する。社員意識・職場実態調査により確認する。	流通事業本部 情報通信部門	水力部門			▼①メッセージ発信（5/21）	▼①メッセージ発信（6/29）	②事業所訪問と意思伝達（7/27～9/11）					▼評価		次年度計画へ反映▽	次年度計画へ反映▽ 社員意識・職場実態調査▽	
不正を隠さない仕組み・企業風土づくり	悩みを言い出せる企業風土・職場風土づくり	○管理職への継続的意識付け																					
		管理職を対象に各種会議等においてコミュニケーションおよび情報展開の重要性を周知・徹底	①電力所長会議等各種管理者会議において，コミュニケーションおよび情報展開の重要性を周知・徹底	○		管理職を対象にした各種会議・研修会において「コミュニケーション」・「情報展開の重要性」についての意見交換を行い，アンケート・対話の結果で確認する。	流通事業本部 情報通信部門	水力部門			①電力所長会議等において周知・徹底（4/12～12/10）								▼評価		次年度計画へ反映▽		
		○本社による現業機関等へのサポート強化																					
		本社による現業機関等へのサポート強化	①「情報の発信・相談事項に対する迅速な対応」の窓口を明確にし，電力所長会議等各種管理者会議において周知・徹底 ②サポートの実施 ③全社大での取組を反映	○		本社のサポートが水力部門に定着したか業務運営報告時や事業所訪問時の対話で評価する。	流通事業本部 情報通信部門	水力部門			①電力所長会議等において周知・徹底（6/26周知）		②サポートの実施（6/26から実施中）					▼評価		▼③全社大での取組を反映（2/1）			
不正をさせない業務運営	保安確保の徹底	○自主保安を適切に行うための取り組み強化																					
		他社，他産業から得られた教訓の的確な反映	①共有化方法の検討 ②電事連大の会議等で各電力会社の事故情報を中心に他産業の情報も取り入れ共有化	○		電事連大の会議等の開催で評価する。	流通事業本部	水力部門			①共有化方法検討（事故情報連絡会設置）		②電事連大の会議等での情報共有化（6/12から実施中）										(27)
	水利使用に係わる法令手続き体制の強化	○法令手続きに係る適正性の体制の整備																					
		適正な水利使用が行われているか確認するための部門横断的かつ責任の所在を明確にした確認体制を構築	①確認体制の構築 ②確認体制による許可等の申請およびデータの報告等の適正性の確認 ③国土交通省への実施状況の報告	○		体制の構築の完了（平成19年6月中旬）で評価する。なお，この体制化での適正性の確認状況の評価は「自己点検」（※2）により評価する。	流通事業本部 情報通信部門	水力部門			①確認体制の構築		▼体制構築完了（6/15）				②確認体制による許可等の申請およびデータの報告等の適正性の確認				▽③国土交通省への実施状況報告		
		○法令に係る事前相談の実施																					
		再発防止を徹底するために水力発電設備における許認可要否・水利使用に係わる事項の事前相談	①国土交通省への工事実績・計画・計測予定等の報告 ②国土交通省との事前相談の実施	○		国土交通省への報告が漏れなく毎年度5月末に実施されていることで確認する。なお，この事前相談での計画・実績・計測予定の適正性については「自己点検」により評価する。	流通事業本部 情報通信部門	水力部門					▼①国土交通省への工事実績・計画・計測予定等の報告（6/15,18）									▽①国土交通省への工事実績・計画・計測予定等の報告		
													②国土交通省との事前相談の実施										
		○定期的な自己点検																					
		河川法令の遵守が達成されていることを確認するための自己点検の定期的実施	①点検体制の構築 ②適正性・遵守意識の徹底・事前相談の実施状況についての自己点検	○		外部専門家を含む点検体制の構築の完了で評価する。なお，「自己点検」の実施状況については，毎年品質管理会議で確認する。	流通事業本部 情報通信部門	水力部門					①点検体制の構築				▼水力設備点検委員会設置（10/26）				▽②自己点検 自己点検結果を5年に1回国土交通省へ報告（初回H24年10月）		

※1　水力には内燃力を含む。〔発電設備のうち水力と内燃力については流通事業本部が主管として維持管理しており，実効性のある行動計画とするため，内燃力の再発防止対策は水力発電設備の中で実施することを明確にした。〕

※2　適正な水利使用の徹底を図るとともに，水利使用に係わる適正性の確認体制の整備・河川法令の遵守意識の徹底・河川法令手続き等に係る事前相談の実施に対する方策の取り組みが十分機能していることを確認するために行う点検。

再発防止対策の具体的行動計画【水力※1】

－凡 例－
▽口：計画，▼■：実績

【水力発電設備】

項目		再発防止対策	具体的内容	対策分類 新規	対策分類 充実拡充	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度 上期 4月	5月	6月	7月	8月	9月	下期 10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成20年度 上期	下期	備考（原子力安全・保安院の今後の対応）
不正をさせない業務運営	コンプライアンス最優先の視点を踏まえたルールの明確化・マニュアル類の見直し	○手続き・報告業務のルールの明確化・標準化																					
		マニュアル類および品質管理文書の明確化・標準化	【マニュアル類】 a.コンプライアンス最優先の業務運営を徹底するために，「法令・社内ルールの遵守に関する基本姿勢」のマニュアル類の冒頭に掲載 b.業務に関連する法令一覧表(チェックリスト)を追加 c.詳細な手続き要否判定フロー図および届出対象となる設備・届出書記載事項を明記 d.関連法令手続きマニュアルの作成 e.手続き・報告業務に係る課題の把握と内部チェックおよび品質管理会議による継続的見直し 【品質管理文書】 f.関係法令記入欄を追加し，届出要否検討結果，実施状況等を記入した文書見直し		○	関連法令手続きを定めるマニュアル類および品質管理文書の改正完了(平成19年9月末)で評価する。その後は，品質管理総括箇所が中心となって行う内部チェック時に実務の運用状況および文書の管理状況を確認する。	流通事業本部 情報通信部門	水力部門	関連法令手続きマニュアルの作成ほか						▼(10/12)						▽品質管理会議等からのレビュー		
															手続き・報告業務に係る課題の把握								
		○ダム計測業務の継続性を確保する運用																					
		測量に使用する標識を必要な箇所には複数設置する等，標識の喪失に対応	①対策検討 ②測量に使用する標識を必要な箇所には複数設置	○		標識の設置完了(平成20年3月末)で評価する。その後継続的な管理については，業務運営報告時に設備主管箇所で確認する。	流通事業本部	水力部門	①対策検討							②対策実施				対策完了▽			
	内部チェック体制の充実	○品質・安全担当を中心とした内部チェックの強化																					
		事業支援部門(土木)に品質管理総括箇所の設置	事業支援部門(土木)に品質管理総括箇所として品質・安全担当を設置(H19.2設置済)	○		－	流通事業本部	水力部門															
		監督官庁への許可・届出要否および実施状況を確認するルールを作成，内部チェック等によるレビュー	①ルールの作成・チェック方法検討 ②内部チェックの実施 ③流通・情報通信・事業支援部門の品質総括箇所間情報共有化等を目的とした品質管理会議(仮称)の設置 ④品質管理会議での評価，内部チェック結果による手順・ルールのレビュー		○	品質管理会議で内部チェック結果により手順・ルールについて評価し，定期的にレビューする。(2回/年)	流通事業本部 情報通信部門	水力部門	①ルール作成，ﾁｪｯｸ方法検討						▼③品質管理会議の設置(10/30)						▽④品質管理会議からのレビュー		
															②内部チェック								
		データ改ざんを防止するための委託業務に関する内部チェックの実施	①対象委託業務の洗い出しおよびマニュアル見直しを踏まえチェック方法検討 ②内部チェックの実施 ③品質管理会議での水平展開		○	品質管理会議において，委託業務における実施結果の適切性について内部チェックした結果のデータ改ざんの有無で評価する。	流通事業本部 情報通信部門	水力部門	①委託業務の洗い出しほか							②内部チェック						▽③品質管理会議での水平展開	
	手続き・報告業務に関する情報を共有する場の充実	○「ダム計測者連絡会」の設置																					
		保管データに関する資料を持ち寄り，計測データの評価方法等について情報交換	①会議設置 ②マニュアル見直しに対する意見・情報交換 ③会議の開催	○		対象者が行う会議報告・二次研修等での情報水平展開状況で確認する。	流通事業本部	水力部門	①会議設置							②マニュアル見直しに対する意見・情報交換								
																▼③ダム計測者連絡会(11/29～)							
		○電気を専門とする業務管理者を含めた情報共有の推進																					
		電気を専門とする管理者のダム計測者連絡会，ダム主任会議への参加および支社土木担当によるフォローアップ	①ダム主任会議 ②ダム計測者連絡会 ③必要により適宜実施		○	対象者が行う会議報告・二次研修等での情報水平展開状況で確認する。	流通事業本部	水力部門			▼①ダム主任会議(6/4～5)					▼②ダム計測者連絡会(11/29～)							

再発防止対策の具体的行動計画【水力※1】

凡例
▽□:計画, ▼■:実績

【水力発電設備】

項目		再発防止対策	具体的内容	対策分類 新規	対策分類 充実拡充	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度 上期 4月	5月	6月	7月	8月	9月	下期 10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成20年度 上期	下期	備考(原子力安全・保安院の今後の対応)
不正をさせない業務運営	法令遵守を徹底する業務教育の実施	○階層別教育項目の追加																					
			階層別教育に今回の不適切な事案を踏まえた届出等の実務内容および法令遵守の徹底を織り込み	①研修計画へ事案織り込み ②階層別教育での実務者を対象とした研修		○	階層別教育時に「届出等の実務内容および法令遵守の徹底」について浸透状況をアンケート・理解度テスト等で確認する。その結果をもとにOJT・技術力強化計画に織り込む。	流通事業本部 情報通信部門	水力部門	①研修計画へ事案織り込み			②階層別教育での実務者を対象とした研修(6/26から実施中)										(23)
		○特別研修																					
			今回の不適切な事案に関する経緯, 原因および再発防止策について周知し, グループ討議	①事業支援部門での特別研修 (H19.3事業支援部門実施済) ②流通事業本部・情報通信部門での管理職を対象とした会議において実施	○		今回の不適切事例についての再発防止策の徹底について, 研修後のアンケートで確認する。	流通事業本部 情報通信部門	水力部門	②流通事業本部・情報通信部門研修(4/12～9/21)													
		○電気を専門とする業務管理者への知識習得支援																					
			電気を専門とする業務管理者への知識習得支援	①事業支援部門(土木)階層別教育資料やe-ラーニング等により知識習得の支援 ②支援対象者との意見交換会		○	電気を専門とする業務管理者との意見交換での対話で支援状況を確認する。支援が不十分であれば, 個別の支援方法を計画する。	流通事業本部	水力部門			①教育資料やe-ラーニング等により知識習得の支援(6/4から実施中)							②意見交換					
	委託業務の適正性確保	○法令に基づく検査業務について, 業務の適法・適正性を確保するためのルール整備																					
			委託先は, 調査・設計に係わる数値の原データを調査・設計後速やかに提出	①対象業務の洗い出し ②ルール等検討		○	ルール設定期限(H19年9月末)で評価する。その後のルール運用状況については, 内部チェック時に確認し, 継続的にルールの改善を行う。	流通事業本部	水力部門	①対象業務洗い出し ▼ばい煙測定設定【内燃力】 ▼土木関係計測業務設定			▼ルール設定(6/20)											
											②ルール等検討												
			社員は現地立会した際, 現地データを記録・確認するとともに, 委託先から提出される報告データとクロスチェック	①業務の適法・適正性の確認		○	現地立会時の記録・確認実施状況については, 内部チェック時に実施結果・クロスチェック結果を確認する。	流通事業本部	水力部門			①業務の適法・適正性の確認(4/25から実施中)												
		○牽制機能を導入・徹底																					
			社員による現地確認検査等の実施	①ルール等(現地検査・委託先固定化の見直し)検討 ②ルールに基づく現地確認検査		○	現地検査実施状況については, 内部チェック時にルールに基づき実施されているかを確認する。	流通事業本部	水力部門	①ルール等検討						②ルールに基づく現地確認検査						

再発防止対策の具体的行動計画【火力】

【火力発電設備】

項目		再発防止対策	具体的内容	対策分類 新規	対策分類 充実拡充	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度 上期 4月	5月	6月	7月	8月	9月	下期 10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成20年度 上期	下期	備考（原子力安全・保安院の今後の対応）
不正をしない意識・正す姿勢	コンプライアンス最優先の徹底	○トップマネジメントによる意識付け																					
		メッセージの発信および事業所訪問	a. 電源事業本部長によるメッセージの発信 b. 電源事業本部長，部長他による事業所訪問	○		事業所訪問時の対話や社員意識・職場実態調査により確認する。	電源事業本部（火力）	火力部門			a. 電源事業本部長メッセージ発信 ▼		b. 事業所訪問および対話活動（部長）			b. 事業所訪問および対話活動（部長）						次年度計画へ反映 ▽	
															集約結果を発電所に通知(10/15)					次年度計画へ反映 ▽			
															評価(9/20)			評価			社員意識・職場実態調査実施 □		
													b. 事業所訪問（本部長,副本部長）(8/28～9/10)			対話活動計画策定						
		○法令遵守が出力確保に優先することを行動指針として徹底																					
		日常の行動規範となる指針の作成	a. コンプライアンス精神に基づく判断基準の提示（判断に迷ったときの取るべき行動について） b. 管理職に対して，業務遂行の判断に指針の活用を徹底	○		法令遵守が優先された運用（事象に応じて出力抑制等）になっているか，運転実績・引継ぎ記録により調査し，評価を行なう。 (発電所，本社品質管理担当が確認)	電源事業本部（火力）	火力部門			a. 行動指針策定			▼b. 周知	8月から運用開始									
																活動評価		評価（次年度計画へ反映） ▽		評価（次年度計画へ反映） ▽			
不正を隠さない仕組み・企業風土づくり	不正・不具合を顕在化させ，改善する仕組みづくり	○緊急時の対応ルールの明確化																					
		「火力非常災害対策細則に基づくマニュアル」の見直し	a. 通報基準の明確化 b. 緊急時の通報手順を事象別（燃料油，アンモニア等）に整理 c. 的確な第1報が発せられるように通報要領の見直し d. 現実に即した通報訓練内容の充実		○	第1報の通報時間などについて，毎年実績確認を行い，問題点があれば改善を図る。 （発電所）	電源事業本部（火力）	火力部門			a，b，c. マニュアルの見直し												
											監督官庁等との調整												
												発電所とのすり合わせ ▼					運用						
													d. 通報訓練 ▼				c. 評価見直し		d. 通報訓練 ▽		▽	□ ▽	
		○不具合等が発生した場合のルールの明確化																					
		設備の不具合や測定値に疑義等が発生した場合の対処方法の明確化	a. 設備不調時の対応ルールの明確化 ・NOx濃度等が環境関係法規，協定値を超過した場合および主蒸気温度等が管理値を超過した場合の操作手順の明確化（大型カード化し，中央制御室へ常備）		○	設備不調時の対応訓練（2回／年／直）を行い，機能を確認し，問題があれば改善を図る。 （発電所）	電源事業本部（火力）	火力部門			a，b，c. ルールの明確化（要領書に反映すべき事項検討）												
														説明会 ▼									
			b. 記録類が管理値を超過した場合のルールの明確化 ・運転日誌，保安日誌の管理値の定義の明確化ならびに管理値を超過した場合の理由記載の徹底 c. 管理値を外れた値を計測した場合のルールの明確化 ・法定点検・環境測定において，管理値を外れた値を計測した場合のデータの取扱いおよび再測定の考え方の明確化	○		主任技術者・公害防止管者が毎月1回，運転日誌，保安日誌の点検・確認し，問題があれば改善を図る。 （発電所）								検討会（8/8～30）				記録類の主任技術者による毎月点検				
															見直した要領書により運用（記録類の主任技術者による毎月点検）								
														▼各発電所へ要領書見直しについて指示文書発信（9／7）									
	悩みを言い出せる企業風土・職場風土づくり	○ナレッジシステム活用による情報共有化の促進																					
		当社（他部門を含む）や他社（他産業を含む）の不適切事例をナレッジシステムに登録・活用	a. 不適切事案，再発防止策の登録 b. ナレッジコミュニティにおいて分野別の情報支援，意見交換の実施		○	システムの持つモニタリング機能を活用し，システムの利用状況を1回／半期に把握し，活用の促進を図る。	電源事業本部（火力）	火力部門			a. 今回事案の登録（他社分も含む）登録完了												（26） （27）
															a. 他部門・他社事例の登録								
															b. ナレッジシステムによるコミュニティ活動（5/22～6/7活性化のための教育実施）								
															活動状況のフォロー ▼				活動状況のフォロー ▽	▽	▽		

－凡 例－
▽□：計画，▼■：実績

再発防止対策の具体的行動計画【火力】

－凡 例－
▽□：計画，▼■：実績

【火力発電設備】

項目		再発防止対策	具体的内容	対策分類 新規	対策分類 充実拡充	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度 上期 4月	5月	6月	7月	8月	9月	下期 10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成20年度 上期	下期	備考（原子力安全・保安院の今後の対応）
不正を隠さない仕組み・企業風土づくり	悩みを言い出せる企業風土・職場風土づくり	○本社に技術的相談が出来る部署を設置（対策済）																					
			a. 現場の技術相談窓口として品質管理担当・環境管理担当の設置および業務内容の周知（H19.2実施済み） b. 社外情報・法令改正情報の発信，他社・他産業から得られた教訓の的確な反映，技術情報の収集・発信	○		両担当の果たしている役割について，アンケートにより意見，要望を聴取し，機能が不十分であれば，意見要望を反映し，充実を図る。	電源事業本部（火力）	火力部門	a，b．技術相談窓口として活動（H19.2より活動開始）					意見・要望アンケート実施，見直し		全社大での取組みを反映（2/1）	▼					
		○行政とのコミュニケーションの充実																					
			a. 平常時においては，業務運営に関する情報提供や意見交換等のコミュニケーションを通じた行政との信頼関係の構築 b. 異常発生時における報告・連絡体制の確認 c. 適切な業務推進のため積極的な相談		○	行政とのコミュニケーション状況について，情報交換件数を整理する。	電源事業本部（火力）	火力部門	a，b，c．行政とのコミュニケーション活動実施（H19.4より各行政機関と対応）										情報交換件数整理 ▽		情報交換件数整理 ▽	
不正をさせない業務運営	コンプライアンス最優先の視点を踏まえたルールの明確化・マニュアル類の見直し	○コンプライアンス最優先の業務運営の徹底																					
			a. コンプライアンスを最優先に進めることによって「お客さまに満足いただき信頼を獲得できる事業活動の推進」に取り組むことを業務運営方針に明記		○	業務運営実施状況を四半期ごとにヒアリング等で確認する。	電源事業本部（火力）	火力部門	業務運営計画への反映を周知 ▼				実施状況確認 ▼		実施状況確認 ▼			▽		▽	▽ ▽	▽ ▽	
		○品質管理システムの見直し																					
			a. 法律に立脚していることの明確化（今回の不具合事案を反映） b. あいまいな表現の排除（都合解釈のきかないものにする） c. 上位管理職を含めた教育・訓練の充実		○	今回の不具合事案が是正されるシステムになっているか，確認する。 （本社品質管理担当が確認）	電源事業本部（火力）	火力部門	a．標準品質システムの再点検														
												検討会（8/10～29）											
												b．発電所システム見直し											
														▼運用開始（10/1～）									
												c．スキルアップ研修実施 ▼		▼各発電所の品質システム見直しについて指示文書発信					評価 ▽		評価 ▽		
														本社によるシステムの点検（11/14～30）									
		○環境管理システム（EMS）の見直し																					
			a. 環境方針の見直し b. 環境側面の抽出，著しい環境側面の追加登録（H19.1実施済み） c. 法的およびその他要求事項について基準値を追記（H19.1実施済み） d. 内部，外部監査等についてシステム中心から環境管理の実施内容も重点に監査 e. 関係者に対する環境管理勉強会の開催（4回/年）（H18年度第1回実施：H19.2）		○	発電所内部監査により実施状況を確認する。	電源事業本部（火力）	火力部門					a．環境方針見直し ▼										
												b，c．EMS運用											
																d．各発電所内部監査					各発電所内部監査 □		
														e．環境管理勉強会				▽		▽ ▽	▽ ▽		
														H19年度第2回（各発電所で逐次実施）									
		○法令説明・解釈集の作成および業務要領書等の見直し，充実																					
			a. 業務フローに沿った法令説明・解釈集の作成 ・業務に関係する法令や協定等を洗い出した説明・解説集の作成および法令改正レビューの確実実施 b. 業務要領等の見直し，充実 ・各発電所で使用している業務要領書を洗い出し，今回の不適切事案に関して業務要領書の必要なものを整備（関係法令の記載）	○		毎年，法令説明・解釈集，要領書の使い勝手や手続き不備の有無等についてレビューする。 （発電所）	電源事業本部（火力）	火力部門	a．法令説明・解釈集　作成													
															▲(10/31) 火力ホームページへ掲載仮運用開始		▲本運用開始(12/25)							
										b．業務要領の洗い出し完了													
													b．業務要領内容見直し・整備										
																		見直しが終わったものから順次運用					
																						レビュー □	

再発防止対策の具体的行動計画【火力】

－凡　例－
▽□：計画，▼■：実績

【火力発電設備】

項目	再発防止対策	具体的内容	対策分類 新規	対策分類 充実拡充	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度 上期 4月	5月	6月	7月	8月	9月	下期 10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成20年度 上期	下期	備考（原子力安全・保安院の今後の対応）
不正をさせない業務運営	内部チェック体制の充実	○ラインチェックの充実																				
		ライン管理者の責任・役割の明確化	a. ライン管理者が承認時に法令チェックを漏らさない方法の検討・導入 b. 今回事案に基づく管理職の法令・協定等の早期教育実施 c. 法令説明・解釈集完成後，管理職としてマスターすべき法令・協定等の教育実施		○	火力品質管理担当が発電所の実施状況を点検・確認を行う。	電源事業本部（火力）	火力部門	a. ラインチェック強化方法の検討				▼a. 周知　運用開始										（23）
										b. ライン管理者の早期教育（研修資料作成）					品質管理担当による内部監査での点検・確認 1/10～24				c. 定期異動後の法令教育の実施			
		○発電所相互での点検活動								実施要領作成												
		環境測定等の実施状況を点検し，問題点等の抽出・改善	a. 環境測定等の実施状況や再発防止対策の実効性を相互に点検し，問題点等の抽出・改善 b. 改善事項を自所へ反映		○	相互点検後の指摘事項について改善活動が実施されているか確認を行う。（発電所）	電源事業本部（火力）	火力部門				a. 発電所相互での点検活動（8/22,24）				a. 発電所相互での点検活動（1/16・18）						
													b. 問題点の抽出および改善				b. 問題点の抽出および改善					
	法令・協定遵守徹底等の業務教育の実施	○事例研修会の開催																				
		事例研修および法令・協定遵守研修の実施	a. 事例に基づく具体例の原因・結果から，法令・協定遵守の徹底に関する研修会の実施（出来るだけ管理者研修，業務教育研修に組み込んで行う）	○		研修後に理解度，有益度のアンケートを行い，研修会の効果を確認するとともに，その結果を次回研修に反映していく。	電源事業本部（火力）	火力部門		a. 研修会実施方法検討				a. 各発電所に対して順次実施									（23）
												研修会（8/27～31）		研修後のアンケート集約，評価完了（11/2）								
		○技術習得機会の充実																				
		外部研修会への参加および資格取得の支援等技術習得機会の充実	a. 外部研修会への積極的参加 ・法令解釈等の外部研修会への参加		○	研修レポートを提出させ，研修理解度を確認する。	電源事業本部（火力）	火力部門		a. 法令解釈等の外部研修会参加												（23）
										b. 業務に必要な資格の受検支援および再講習支援												
			b. 資格取得の促進および再講習の支援 ・業務に必要な資格の受検支援および再講習支援		○	資格取得状況および合格率から判断し，次年度以降の促進対策に反映させる。				c. 環境に係る研修コースの内容・方法検討												
																▽c運用開始						
			c. 環境業務担当者の技術習得機会の充実 ・環境に係る研修コースの新設	○		コース新設，実施後の受講者のアンケート結果から研修効果の確認を行なう。												評価・次年度への反映 ▽		評価・次年度への反映 ▽		
	改ざんを防ぐ仕組みづくり	○記録・計器の改ざん防止対策策定																				
		改ざん防止とそのチェックが可能な仕組みの策定	a. 改ざん防止とそのチェックが可能な仕組みの策定 ・施工会社の記録がそのまま当社書類となる仕組みの確立 b. 計器・ソフトウエア改ざん防止対策策定 ・ソフトウエア変更・承認手続きの明確化 ・計測・機器校正業務への立会 ・制御装置等のパラメーター変更ログの保存 ・制御装置等のセキュリティー管理の強化	○		作成した手順により実際に運用をして，改ざんの可否，転記ミスの防止状況等適切性を内部監査等で確認する。	電源事業本部（火力）	火力部門	a. 記録の改ざん防止とチェックが可能な仕組みの策定 b. 計器・ソフトウエア改ざん防止対策策定													
											a, b. 策定出来たものから順次実施（7/3から実施中）												
															環境内部監査（11/27～12/18）					各発電所内部監査		
	委託業務の適正性確保	○委託業務の健全な取引関係の構築および適正性の確保																				
		第三者機関による牽制機能の導入および改ざん防止のためのルールの設定	a. 委託業務の健全な取引関係の構築 ・年間業務の中で，適宜，第三者機関の測定等の組み入れ b. 検査業務の適正性確保のためのルール設定 ・計測生値と報告書との照合 ・検査状況写真を報告書へ添付 ・報告書への適正性保証の明記 ・検査業務への当社社員の立会	○		グループ委託先と第三者機関のデータ突合せを行い妥当性を確認する。（内部監査）	電源事業本部（火力）	火力部門	a. 委託業務の健全な取引関係の構築 b. 検査業務の適正性確保のためのルール設定							▼10/15（第三者機関と委託契約手続き完了）								
											a, b. 運用開始（環境設備実施中）												
															環境内部監査（11/27～12/18）					各発電所内部監査		

再発防止対策の具体的行動計画【公表】

【公表】

ー凡 例ー
▽：計画，▼：実績

項目		再発防止対策	具体的内容	対策分類 新規	対策分類 充実拡充	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度 上期 4月	5月	6月	7月	8月	9月	下期 10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成20年度 上期	下期	備考（原子力安全・保安院の今後の対応）
公表	スポット的な情報発信と定期的な情報発信	○再発防止対策の実施状況の公表・周知																					
		スポット的な情報発信	①再発防止対策の報告内容を公表 ②経営機構改革を公表 ③再発防止対策（行動計画）の報告内容を公表 ④ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ経営推進宣言・署名実施を公表 ⑤保安規定・規程の変更申請・届出内容を公表 ⑥ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ強調月間の開始を公表 ⑦省令等の改正に伴う保安規定・規程の変更申請・届出内容を公表 （報道発表，ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ掲載，立地点等自治体説明など社外対応の他，社内周知を行う。）	○		公表実績を評価する	広報・環境部門	報道機関，自治体等関係先，社内	▼4/6 ① 公表 ▼4/27 ② 公表	▼5/21 ③ 公表	▼6/29 ④ 公表	▼7/31 ⑤ 公表		▼9/28 ⑦ 公表	▼10/31 ⑥⑦ 公表	▼11/31 ⑦ 公表		▼1/22 ⑧ 公表					
		定期的な情報発信	企業倫理委員会開催に合わせ，再発防止対策の実施状況を公表 （報道発表，ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ掲載，立地点等自治体説明など社外対応の他，社内周知を行う。）	○		公表実績を評価する							▼(8/9) 実施状況公表			▼(11/7) 実施状況公表				▽実施状況公表			

分　冊

原子力発電設備アクションプラン全体の進捗状況　（平成２０年２月１日実績）

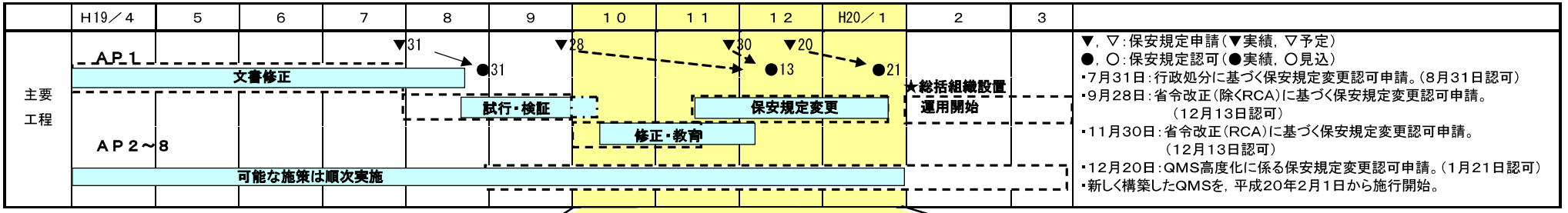

	実施主管	優先度	項　　目	頁	進　捗　状　況　（平成１９年１０月 → 平成２０年２月１日）	終了時期	評価，確認状況，次年度の取り組み
ＡＰ１ ＱＭＳ高度化計画の実施	本：品証	完了	（１）総括組織のあり方検討	1	・総括組織を設置するための保安規定変更申請を実施（１２／２０）。 ・平成２０年２月１日に品質保証の総括組織を設置。	（完了） Ｈ２０／２月運用開始 （総括組織の運用開始）	２ー②日常業務化等 ・ＱＭＳ総括組織，ＱＭＳ推進者会議を設置し，組織として統一的管理の向上を図った。 ・総括組織の運用開始後，更なる有効性評価を行う。
	４章 本：品証	完了	（２）ＱＭＳ文書，文書体系の変更，	3	・ＱＭＳ文書の試行・検証終了。（１０月上旬） ａ．レビュー（関係者間の合意形成）：８月下旬～９月上旬 ｂ．検証（関係者＆品質保証専門家）：９月中旬～１０月上旬 ｃ．妥当性確認（関係者による試行）：９月下旬～１０月上旬 ・試行・検証結果に基づくＱＭＳ文書の修正を終了（１１／５）。 ・教育を実施（発電所・建設所員への全体説明：11／19，11／27） （本部員への全体説明：12／7）。 ・ＱＭＳ文書，文書体系の変更を反映した保安規定変更申請を実施（１２／２０）し，１／２１認可。 ・新しく構築したＱＭＳを平成２０年２月１日から施行	（完了） Ｈ２０／２月運用開始 （ＱＭＳの運用開始）	・ＱＭＳ文書の教育を実施，完了。 ・ＱＭＳ高度化（総括組織の設置，文書体系の変更）に係る保安規定変更申請を実施(12/20)。 ・平成２０年１月21日に認可を受け，新しく構築したQMSを平成20年2月1日から施行。 ・ＱＭＳの運用開始後，継続的な改善を実施する。
	５章 本：品証			6			
	６章 本：品証，総括			8			
	７章 本：品証			10			
	８章 本：品証	ー	（３）ＱＭＳ文書・活動のスリム化（※１）	12	・ＱＭＳ文書再構築に合わせ実施。今後も継続実施。	（完了） Ｈ２０／２月運用開始 継続的改善	・通常組織（総括組織他）による継続的改善
	７章(保安) 発：発電，技術，安管			14			
ＡＰ２ 確実な予防保全の実施	発：保管	◎	（１）保全プログラムのレビュー	16	・従来の保全計画策定プロセスの問題点を分析，改善案を策定中。 ・長期保管に係る手順書を制定完了。 ・新検査制度に対応する資料を作成中。	Ｈ２０／３月 （改善策の運用準備完了）	２ー⑤評価未実施 ・改善案策定の遅れは，次ステップ（要領類への反映）で吸収する。 ・今後新検査対応資料を整備する。 ・今後改善策を要領類へ反映し，保安運営委員会で審議する。
	発：保管	完了	（２）設計・開発の改善	17	・設計・開発に係る３次文書を策定完了。	（完了） Ｈ２０／２月運用開始	・要領を１／２４の保安運営委員会で審議済。 ・ＱＭＳの運用開始後，継続的な改善を実施する
	発：保管	完了	（３）保守管理要員の教育訓練	18	・保修に係る教育・訓練の課題整理完了。	（完了） Ｈ２０／１月末	・教育・訓練項目を整理済み ・今後ＡＰ６（３）［力量の明確化］にて活動する。
	本：設備	◎	（４）確実な予防保全の実施	19	・予防保全対策内容を検討中。 ・予防保全５ヵ年計画を策定中。	Ｈ２０／３月 （予防保全５ヵ年計画策定）	・１９年度内に予防保全５ヶ年計画を策定する。 ・計画をＨ２０年中計，Ｈ２１年長計に反映する。
ＡＰ３ 確実な不適合管理，是正処置，予防処置の実施	本：品証	完了	（１）不適合管理，是正処置，予防処置のシステム検討　（※２）	20	（【ＡＰ１（２）】でシステム（仕組み）を文書化し，試行・検証・修正を終了）	（完了） Ｈ２０／２月運用開始	２ー②日常業務化等 ・再構築したＱＭＳを２０年２月１日から施行。 ・ＱＭＳの運用開始後，継続的な改善を実施する。
	本：品証	完了	（２）根本原因分析の的確な実施	22	・根本原因分析要領書の作成完了。根本原因分析実施に係る保安規定認可（１２／１３），運用開始（１２／１４）。 ・１号機ＦＨＭトラブルに係る根本原因分析を開始。（３月末完了見込） ・根本原因分析講習会（日本原子力技術協会）へ派遣。 （受講完了８名：２０年１月末）。	（完了） Ｈ１９／１２月運用開始	・根本原因分析の本格運用開始。 ・実際の分析活動を通じて，根本原因分析プロセスを評価し・改善を図る。 ・根本原因分析技能の向上を図るため，今後も継続して講習会へ派遣する。

原子力発電設備アクションプラン全体の進捗状況　（平成２０年２月１日実績）

	リーダ	優先度	項　　目	頁	進　捗　状　況　（平成１９年１０月 → 平成２０年２月１日）	終了時期	評価，確認状況，次年度の取り組み
ＡＰ４　効果的なマネジメントレビュー（ＭＲ）の実施	本：品証	完了	（１）マネジメントレビューのシステム構築	24	（【ＡＰ１（２）】でシステム（仕組み）を文書化し，試行・検証・修正を終了）	（完了） Ｈ２０／２月運用開始	２－⑤評価未実施 ・再構築したＱＭＳを２０年２月１日から施行。 ・ＱＭＳの運用開始後，継続的な改善を実施する。 ・今回変更したＱＭＳについて，マネジメントレビュー（２月中旬）を実施する。
	本：品証	◎	（２）効果的なマネジメントレビューの実施		・資源に特化したマネジメントレビュー実施（１１月，年度２回目のマネジメントレビュー）。 ・年度３回目のマネジメントレビュー（２／１９）の準備中。	Ｈ２０／２月 （年度３回目のＭＲ実施）	
	本：品証	完了	（３）品質方針の改正		―	（完了） Ｈ１９／４月改正	
	本：品証	△	（４）内部監査のあり方　（※１）	26	（【ＡＰ１（２）】で内部監査に係るシステム（仕組み）を文書化し，試行・検証・修正を終了） ・ISO9001 審査員研修コース（5 日コース）へ１名追加派遣（11 月）。 ・自己評価制度の導入に関して，米国の実施状況を調査中。	Ｈ２０／３月 （自己評価制度の国内外調査完了）	・ISO9001 審査員研修コース（5 日コース）の受講５名完了。 ・今後も監査要員の育成を図る。 ・自己評価制度の導入検討は来年度実施。
ＡＰ５　良好なコミュニケーションと明るい職場創り	本：品証	完了	（１）内部コミュニケーションの改善	28	・　社長（１０月），本部長（１０月）発電所訪問。 ・　本部長，副本部長と本部社員の意見交換を実施（１２月）。 ・　ＱＭＳ推進者会議の設置	（完了） Ｈ２０／２月運用開始 継続的改善	２－⑤評価未実施 ・今後も継続して実施。今後意見交換内容を検討し必要により対策を策定し，フィードバックする。
	発：広報 発：技術	完了	（２）外部コミュニケーションの改善	30	（【ＡＰ１（２）】でシステム（仕組み）を文書化し，試行・検証・修正を終了）	（完了） Ｈ２０／２月運用開始	・再構築したＱＭＳを２０年２月１日から施行。 ・ＱＭＳの運用開始後，継続的な改善を実施する。
	本：品証	△	（３）情報共有ルールの明確化（※２）	28	・情報共有ルール，試運用継続中（9/28～１２月末まで実施）。 ・施行結果について取り纏め中。	Ｈ２０／２月 （情報共有ルール本格運用）	・試運用の実施結果について，アンケート等で効果を確認する。
	本：品証	◎	（４）安全文化醸成施策の実施 （※３，※５）	31	・法令改正に伴う安全文化醸成推進体制の検討完了。安全文化醸成要則を制定（12/14 施行）し，運用開始。 ・安全文化醸成の中期的活動計画策定中。 ・日本原子力技術協会の安全文化 e-learning 教育を実施。（９～１１月実施） ・ヒューマンファクターに係る不適合の是正措置に関する取組みを検討中。 ・実施施策評価中，安全文化の評価指標検討中（３月末）。	Ｈ１９／１２月 （安全文化醸成の運用開始） Ｈ２０／３月 （Ｈ２０年度安全文化醸成に係る運用準備完了）	・中期的活動計画，安全文化醸成の推進体制について，11/26 のＱＭＳ検討委員会にて審議。 ・安全文化醸成要則は，原子力品質保証委員会で審議（12/10）し，運用開始。 ・e-learning のアンケート結果を中期的活動計画に反映する。 ・**企業倫理委員会の提言を受け**，他社の実施事例を参考に取組みを開始した。
ＡＰ６　各種教育・訓練の充実，技術伝承による人材育成	本：品証	△	（１）ＱＭＳ教育の改善 （ＱＭＳ関係分）	33	・改善した今年度計画に基づき，ＱＭＳ教育を継続的に実施中。 ・ＱＭＳに関する e-learning，２月から教育開始予定。 ・内部監査員及び審査員研修等を計画的に実施。（４～１月） ・ＱＭＳ教育に係るベンチマークを実施（関電：１１月），評価中。	Ｈ２０／３月 （Ｈ２０年度ＱＭＳ関係教育の運用準備完了）	２－⑤評価未実施 ・アンケート等で効果を確認し，教育訓練検討会等で審議し，次年度教育計画に反映する。 ・内部監査を充実するため，より高度な教育へ要員を継続派遣する。
	本：総括	○	（１）ＱＭＳ教育の改善（法令遵守のための保安教育の徹底）　（※３）	35	・Ｈ１９年度教育内容の策定完了。 ・本年度，外部講師による法令遵守研修を実施（１１月２６，２７，２８日）。	Ｈ２０／３月 （Ｈ２０年度法令遵守保安教育の運用準備完了）	・教育後のアンケート，理解度確認結果にて効果を確認する。
	発：品証	―	（２）品質保証センターによる活動支援	37	・保安検査，定期安全管理審査，不適合管理，ＱＭＳ高度化活動を通じて，発電所員のＱＭＳ理解をサポート ・新しく再構築したＱＭＳの運用をサポート	（完了） Ｈ２０／２月運用開始 継続取組中	・品質保証センターによる継続的取組みを実施
	本：総括	○	（３）技術継承施策の実施 （力量の明確化）	39	・力量検討に関するＷＧにて，必要力量の抽出，教育カリキュラムを策定中。	Ｈ２０年度中 （新力量の運用開始）	・品質保証運営委員会等で仕組みを評価し，２０年度中に導入する。
	発：保管	完了	（３）技術継承施策の実施（暗黙知の形式知化施策の実施）	41	・作業要領書作成手順書を作成済み。	（完了） Ｈ１９／１１月完了	

原子力発電設備アクションプラン全体の進捗状況　（平成２０年２月１日実績）

	リーダ	優先度	項　　目	頁	進　捗　状　況　（平成１９年１０月 → 平成２０年２月１日）	終了時期	評価，確認状況，次年度の取り組み
ＡＰ７ 調達管理の改善	発：保管	完了	（１）協力会社とのコミュニケーション方策改善	42	・現状のコミュニケーションの改善要否検討終了。 ・改善策をＱＭＳ文書へ反映完了。	（完了） Ｈ２０／２月運用開始	２ー②日常業務化等 ・必要な改善策について，ＱＭＳ文書に反映。
	本：品証	―	（２）規制／他電力における動向把握	43	・電気協会にて品質保証関係他の情報収集。（５～１１月） ・電事連会議にて安全文化醸成について紹介，情報収集（９～１１月）	（完了）	・**企業倫理委員会の提言を受け**，今後も総括組織等等が他社との定期的な情報交換や議論を実施。
	発：保管	完了	（３）調達管理要領の見直し	45	・調達管理に係る手順書を制定完了。	（完了） Ｈ２０／２月運用開始	・再構築したＱＭＳを２０年２月１日から施行。 ・ＱＭＳの運用開始後，継続的な改善を実施する。
	発：保管	完了	（４）発注仕様書の見直し		・標準発注仕様書を含む手順書を制定完了。		
	本：運営	完了	（５）保安の措置のために講ずべき措置	46	・保安規定（50 次改正）補正申請を実施（12/13 認可）。 ・社内要領等の変更案を策定し，運用開始（12/14～）。	（完了） Ｈ１９／１２月運用開始	・社内要領の変更案を品質保証委員会等で審議し，運用開始。 ・運用状況から，施策の検証を実施する。
	発：安管	完了	（６）委託における検査業務の適正性を確保するためのルール設定	48	・改ざん防止のためのルール設定完了（９月）。 ・法令遵守教育の効果確認完了（１２月）。 ・第三者によるサンプル測定に係る監査（１月）を完了。	（完了）Ｈ２０／１月 （設定したルール運用状況の内部監査完了）	・法令遵守教育を実施済み。（アンケートにより効果確認を実施済み） ・ルール設定や実施状況の内部監査を実施済み。 ・第三者によるばい煙測定の監査を実施済。
ＡＰ８ 国からの行政処分に関する取り組み	本：運営	完了	（１）原子炉主任技術者の独立体制	50	（原子炉主任技術者の独立体制を運用中）	（完了） Ｈ１９／９月運用開始	２ー⑤評価未実施 ・運用状況から，施策の検証を実施する（Ｈ２０年２月評価予定）。
	本：運営	完了	（２）保安規定の変更　　（※４，５）	52	・保安規定（50 次改正）補正申請を実施（12/13 認可）。 ・保安規定（51 次改正）変更認可申請を実施（12/13 認可）。 ・社内要領等の変更案を策定し，運用開始（12/14～）。	（完了） Ｈ１９／１２月運用開始	・社内要領の変更案を品質保証委員会等で審議し，運用開始。 ・運用状況から，施策の検証を実施する（Ｈ２０年２月（変更命令分），４月（省令改正分）評価予定）。
	本：運営	◎	（３）検査制度の見直しに対する対応	57	・方針確認中。 （省令の改正に合わせ対応：１月末時点において省令改正（案）未発出）	Ｈ２０／３月末予定	・今後他社事例を調査し，必要な管理措置，要領書等を策定する。これらの対策はＱＭＳ検討委員会，保安委員会等で審議する。
	発：発電，技術，機保，電保	◎	（４）直近の定期検査における特別な検査への対応	58	・安全確保上必要な設備，要領類のレビューを実施中。 ・１号機の特別な検査（第２７回）開始。（１９年１２月～）	Ｈ２０／５月 （１号機２７回定期検査での対応終了）	・安全確保上必要な設備，要領類のレビューの結果，必要な施策は保安委員会にて審議する。
	発：　発電技術，機保，電保	◎	（５）特別原子力施設監督官による原子力発電所の特別な監督への対応	61	・Ｈ１９年度第２回保安検査の改善処置計画表回答を提出。 ・Ｈ１９年度第３回保安検査を受検済み（１１～１２月）。	Ｈ２０／３月 （Ｈ１９年度第４回保安検査の対応終了）	・今後の保安検査にフィードバックすべき課題は改善する。
	発：発電，電保	◎	（６）制御棒引き抜け等の報告義務化	62	・ＣＲＤ冷却水差圧高によるインターロックの詳細内容検討中。	１号機第２８回定検でのインターロック設置完了	・ＣＲＤ冷却水差圧「高高」によるインターロックについては，ＣＲＤポンプトリップ方式を採用決定。（２号機は，第１５回定検で設置予定）
	発：広報 発：技術	―	（７）原子力発電施設の保安検査の結果の公開	64	・第２回保安検査分公開（10/29），前回公表時の反応を踏まえて，改善を加えた資料により公開し，報道機関の受け止めについて，分析・評価を行った。 ・鹿島町全戸訪問（11/1～11/21）を実施し，寄せられた意見等について分析・評価を行った。	Ｈ２０／４月 （Ｈ１９年度第４回保安検査結果の公表対応終了）	・第１回保安検査結果の公表内容を分析，評価し，改善策を検討して，第２回保安検査結果の公開に反映した。 ・第２回保安検査結果の公開に関する報道機関の受け止めについて分析・評価を行った。 ・11/1～11/21 の間で鹿島町全戸訪問を実施，再発防止に関する意見等は特に無かった。 ・第３回保安検査結果の公開予定（２／７）。

優先度の凡例：２月１日時点おける優先度は次のとおり

◎	国の行政処分への対応，対応期限を定めている施策，組織としての重要課題である等，施策の優先度が最も高いもの
○	対応期限を定めている施策であるが期限に余裕がある施策や期限はないが施策の方針や計画を早期に立てる必要がある等，施策の優先度が比較的高いもの
△	対応期限はなく施策の計画策定が遅れても影響が少ない施策，次年度に向けた準備などで実施時期に余裕があるもの等，施策の優先度が比較的低いもの
―	現在継続実施中で必要の都度実施しているもの。
完了	完了した施策（継続的に改善する施策を含む）

・優先度は相対的な指標であり，必ずしも優先度の高い施策を早期に実施することを示すものではない。実施箇所の繁忙度により優先度が比較的低い施策を早く実施することがある。

着色枠，色付き文字の凡例

- ■の着色枠内，緑文字での記載：企業倫理委員会の提言による反映事項（従来から実施している対策も含む）
- ■の着色枠内，赤文字での記載：考査部門の提言による反映事項

注：「発電設備に係る点検結果を踏まえた再発防止対策の具体的行動計画について」（Ｈ１９年５月２１日）からの計画変更等

※１：行動計画として追加
※２：効果的に再発防止対策を実施するため，行動計画の具体的実施内容の一部を移動（ＡＰ５（３）からＡＰ３（１）へ移動）
※３：効果的に再発防止対策を実施するため，行動計画の具体的実施内容の一部を移動（ＡＰ５（４）からＡＰ６（１）へ移動し統合）
※４：効果的に再発防止対策を実施するため，行動計画の具体的実施内容を整理（ＡＰ８（２）をＡＰ８（２）－１，２に分割）
※５：効果的に再発防止対策を実施するため，行動計画の具体的実施内容の一部を移動（ＡＰ５（４）からＡＰ８（２）－２へ移動）

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表　■■■

【方針】「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：　電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表　（ＡＰ１（１）　総括組織のあり方検討　）　　Ｈ２０年２月１日　現在

目　的	各組織を横断的に総括する仕組みがなく，組織全体としてのＱＭＳの取組みが不足している。このため，組織全体が整合性を持って活動できる仕組みを構築し，統一的管理の向上を図る。	実施内容	１．総括組織の必要性検討 ・総括組織設置の必要性について検討する。 ２．各組織を横断的に総括する新たな組織の検討 ・総括組織が担う役割および総括組織の権限について検討する。 ・総括組織と既存組織の関係，体制・必要要員ほかの検討を実施する。 ３．各組織間の連携強化策の検討 ・各組織間を横断する連携強化策を検討する。 ・内部コミュニケーション（原子力品質保証委員会を含む）のあり方を検討する。
要求事項	（１）各組織を横断的に総括する仕組みを構築する。（保安検査） （２）役割，責任と権限を明確にする。（ＪＥＡＧ４１２１レビュー） （３）ＱＭＳ推進者の設置など各組織間の連携強化策を検討する。（ベンチマーキング） （４）原子力品質保証委員会の内部コミュニケーションとしての役割を整理する。（保安検査） （５）組織内における情報交換が確実に実施できる環境を整備する。（現場の声）		

具体的な行動計画

－凡　例－
▽□：計画，▼■：実績

実施項目	スケジュール（平成 19 年度） 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成 20 年度 上期	下期
１．総括組織の必要性検討		▼5／17 チーム		▼7／24 委員会	▼8／27 委員会		▼10／15 委員会	▼11／26 委員会	▼12／10 委員会		▼総括組織設置 ▼保安規定認可1／21			
	総括組織の必要性検討										▼保安規定申請12／20			
２．各組織を横断的に総括する新たな組織の検討		▼5／17 チーム		▼7／24 委員会	▼8／27 委員会		▼10／15 委員会	▼11／26 委員会	▼12／10 委員会					
・役割と権限の検討	役割と権限の検討													
・既存組織との関係，体制・要員検討	既存組織との関係，体制・要員の検討													
・社内調整				社内調整										
３．各組織間の連携強化施策の検討				▼7／24 委員会	▼8／27 委員会									
・連携強化策を検討	連携強化策を検討													
・内部コミュニケーションのあり方検討	内部コミュニケーションのあり方検討													

・５／１８第８回ＱＭＳ検討チームにて審議
（設置の方向性について了解）
・５／２４保安検査官説明
・６／２５リーダ会議にてＲＥＶ依頼
・７／２４ＱＭＳ検討委員会で検討状況説明
・８／１７経営層へ計画説明
・８／２７ＱＭＳ検討委員会で検討状況説明
・関係各所と社内調整開始。
・１０／１５ＱＭＳ検討委員会で検討状況説明
・１１／２６ＱＭＳ検討委員会で検討状況説明
・１２／１０ＱＭＳ検討委員会で保安規定申請内容を審議
・関係各所との社内調整完了（１２月）
・総括組織の設置について，社内正式決定（１月）

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
・組織の必要性検討完了。 総括組織設置の方向性を了承（8/27 ＱＭＳ委員会） ・総括組織の役割（案）作成。 ・設置体制（案）作成，要員（案）検討済。 ・設置に向けた社内調整完了。 ・各組織の連携強化策検討完了。 ・総括組織の内部コミュニケーションのあり方検討完了。	（検証方法） ・現行組織と変更案との得失評価を実施（H19.9） ・要求事項を満足しているか検証（H19.10） ・新組織移行後に仕組みの有効性評価を実施（H20.3） （検証結果） １．要求事項に記載するＱＭＳの課題を改善した。 ①各組織を横断的に総括する仕組みを構築する。 ・ＱＭＳの組織横断的な総括組織として電源事業本部内に原子力品質保証を担務する部長ライン（電源事	（ＱＭＳ高度化，再発防止対策の有効性評価） ○ＱＭＳ高度化の視点からの評価 検証結果に記載する通り，要求事項を達成する活動となっている。またＱＭＳ高度化活動開始時に掲げた活動方針について，以下の通り達成していると判断する。 ①現場が使いやすいシンプルで有効なQMSとする ⇒現場の声（組織内における情報交換が確実に実施できる環境を整備する。等）を改善策に反映 ②組織的・マネジメント的な問題も解決する ⇒新しく原子力品質保証を総括する部長ラインを設置	

	業本部（原子力品質保証））を設置し，機能強化を図った。 ②役割，責任と権限を明確にする。 ・新たに設置した電源事業本部（原子力品質保証）を含めて，組織の役割と権限を明確にした。 ③ＱＭＳ推進者の設置など各組織間の連携強化策を検討する。 ・電源事業本部部長（原子力品質保証）の下に，各部所の実務者からなるＱＭＳ推進者会議を設置し，ＱＭＳの有効性評価のための施策の調整やＱＭＳ情報を共有する仕組みを構築した。 ④原子力品質保証委員会の内部コミュニケーションとしての役割を整理する。 ・内部コミュニケーションとして，原子力品質保証委員会以外に各部所の品質保証運営委員会や上記ＱＭＳ推進者会議等を位置付け，ＱＭＳの有効性に関して必要な情報交換が実施されるようにした。 ⑤組織内における情報交換が確実に実施できる環境を整備する。 ・上記④に同じ。 （目的に対する実効性評価） ●評価方法／指標 １．統一的管理が向上していること ２．規定類に基づいて運用がなされていること ３．新組織の総括機能とＱＭＳ推進者会議の情報共有に関する機能に対するＱＭＳ推進者の評価（５段階評価で３以上） ●評価結果 １．原子力品質保証部長の設置（新総括組織），ＱＭＳ推進者会議を設置し，統一的管理の向上を図った。組織共通の基本要領を制定している。 ２．「原子力品質保証細則」「内部コミュニケーション基本要領」に基づき，新総括組織，ＱＭＳ推進者会議を運用している。	し，組織的な機能強化を図った。 また，実務者からなるＱＭＳ推進者会議を設置し，ＱＭＳの有効性評価のための施策の調整やＱＭＳ情報を共有する仕組みを構築した。 ③QMS活動を推進できる人材を育成する ⇒新たに設置した電源事業本部（原子力品質保証）の役割と権限を明確にし，総括組織として実施する業務の遂行に必要な人材の育成を図っている。 ・監査能力の向上，根本原因分析研修への参画。 ○再発防止の視点からの評価 不適切事案29件の発生要因のうち，「良好なコミュニケーションがとれない組織・風土の問題」に対して，「QMS推進者会議の設置」など内部コミュニケーションの仕組みを改善した。 不適切事案29件の発生時期に着目した分析から，QMSの導入は不適切事案の発生を抑制していると考えられることから，この改善も再発防止対策に有効であると評価する。 （内部監査部門の評価） ①各組織を横断的に総括する組織として，電源事業本部（原子力品質保証）を設置，各組織間の連携強化策として内部コミュニケーションのあり方を検討しQMS推進者会議を設置しその運営手順の中に「不適合管理・是正処置および予防措置に関する情報共有」を明記したことを確認した。また，電源事業本部（原子力品質保証）は，品質保証活動の内部監査を行なう組織であり，監査を通じて実際に業務を行っている箇所が気付かないような指摘を行うことができること，監査を通じて QMS の改善を自律的に実施できることから有効な改善であると評価する。 ②QMS の高度化を通じて，QMS は保安業務を行うツールであるという意識が浸透してきたこと，業務に対する要求事項が明確にされたこと，記録類の管理が明確になったことなどから不適切事案の再発は実質的に考えにくい状況が作り上がったと評価する。 ③さらに，今後，運用開始後の再発防止対策としての有効性評価を行い，継続的改善を行う仕組みも構築されていることを評価する。 （次年度の取組み）２－②日常業務化等 総括組織の運用開始後，有効性評価をＱＭＳ推進者会議で行う（５段階評価で３以上）	

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具的施策のスケジュール表　■■■

【方針】「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表　（ＡＰ1(2)(3)　４章ＱＭＳ文書の変更，文書・活動のスリム化）

Ｈ２０年２月１日　現在

目　的	ＱＭＳ高度化計画として，ＪＥＡＣ４１１１への適合性を確実にするとともに有効性を高めるため，ＪＥＡＣ４１１１の４章関係のＱＭＳ文書を再構築する。	実施内容	1．品質マニュアル（一次文書）の体系及び構成の策定 2．二次文書を含む全体体系の策定 3．文書策定ガイドラインの作成 4．一次文書，二次文書の作成
要求事項	・ JEAG4121 を念頭に置いたマニュアル体系を再整備及び，内容の再見直し。 ・ 品質マニュアルに横串機能がなく、組織全体の統一的管理ができないことの改善。 ・ ２次，３次文書と，品質マニュアルとの不整合（２重帳簿）の改善 ・ 活動方針の一つである現場が使いやすいシンプルで有効な QMS への実現。		

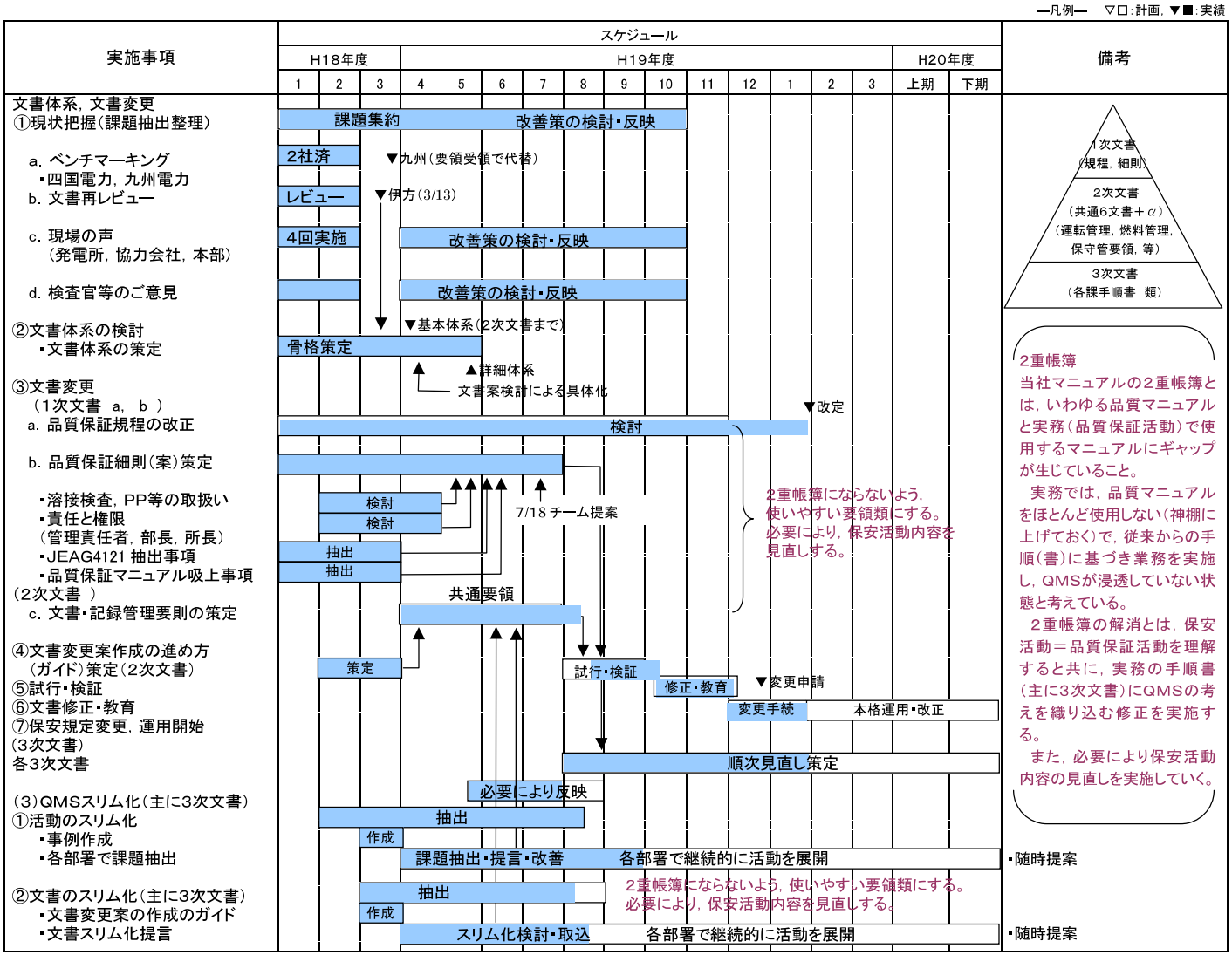

平成 19 年 3 月：ベンチマーキング
平成 19 年 2 月：文書再レビュー
平成 19 年 3 月：課題の集約
平成 19 年 4 月：全体体系の策定
平成 19 年 4 月：ガイドラインの策定
平成 19 年 4 月：文書作成作業開始
平成 19 年 7 月：細則案チーム会提出
平成 19 年 8 月：2 次文書案チーム会提出
平成 19 年 8 月：試行検証案決定
平成 19 年 8 月：試行検証（レビュー）開始
平成 19 年 9 月：試行検証（検証）開始
平成 19 年 9 月：試行検証（妥当性確認）開始
平成 19 年 8 月：試行検証（レビュー）終了
平成 19 年 9 月：試行検証（検証）終了
平成 19 年 10 月：試行検証（妥当性確認）終了
平成 19 年 11 月：修正終了
平成 19 年 11 月：教育実施（2 回発電所，建設所）
平成 19 年 12 月：教育終了（本部）
平成 19 年 12 月：文書全体体系、１、２次文書リリース
平成 19 年 12 月：保安規定変更申請
平成 20 年 1 月：保安規定認可
平成 20 年 1 月：原子力品質保証規程の改正他

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
8月中旬に細則，二次文書案を作成終了し，試行・検証計画を策定・決定し，試行・検証段階に移行。 9月末時点での状況 ・ 試行検証作業（文書レビュー、検証）終了 ・ 試行検証作業（妥当性確認）実施中 10月末時点での状況 ・ 試行検証作業（妥当性確認）終了 11月末時点での状況 ・ 修正終了 ・ 全体体系確定 ・ 教育実施（発電所，建設所） １２月末時点での状況 ・ 教育実施（本部） ・ 文書全体体系確定、１次，２次リリース ・ 保安規定変更申請 ・ ＱＭＳ切替え計画検討	（検証方法） 文書が，当初の目的とおり有効に策定されており，かつその文書によって業務がスムーズ実施できることをレビュー，検証，妥当性確認の3段階に分けて確認する。 「レビュー」 ・方向性の関係者間における理解・合意 「検証」 ・JEAC4111への適合，JEAG4121shallⅠ事項の適切な取込みおよび明確化した課題の改善 ・一次文書，二次文書のインターフェース・整合 「妥当性確認（シミュレーション）」 ・ 現場の運営が本文書とおりに廻ること ・ 現場にとって分かりやすく使い易いこと （検証結果） 全体で約300人日作業に参加し，二次文書として，以下の点を確認し，若干の指摘事項については，修正により対応した。 「レビュー」 ・ 方向性について，大きな変更なく合意が形成でき，文書の改正を行うことで横串機能ができ，組織全体の統一的管理が出来ることが分かった。 「検証」 ・ JEAC4111への適合，JEAG4121shallⅠ事項の適切な取込みおよび明確化した課題が盛込まれていることを確認した。 ・ 一次文書，二次文書のインターフェース・整合取れていることを確認し，不整合（２重帳簿）が解消されていることが確認できた。 「妥当性確認（シミュレーション）」 ・ 現場の運営が本文書により実施できることを確認した。 ・ 記載内容運用について分かりやすく，使い易いかどうかについて，コメントを受け修正対応した。 （目的に対する実効性評価） ●評価方法／指標 １．ＱＭＳ文書が再構築されていること。 ２．文書，文書体系に関する内部監査指摘事項が反映されていること。 ３．第三者機関の意見が反映されていること。 ４．使い勝手に関する現場の声が反映されていること。 ●評価結果 １．組織共通の基本要領を制定している。 ２．内部監査における指摘事項について，要領に反映した。 ３．第三者機関によるＪＥＡＣ，ＪＥＡＧとの整合性確認，当社が抽出した課題への対応について検証を行	**（QMS高度化，再発防止対策の有効性評価）** 〇自己評価 【再構築段階】 検証方法に記載する「レビュー」「検証」「妥当性確認」の各ステップを実施し，検証結果に示す通り，当初計画したQMS文書となっていることを確認した 上記QMSの再構築は，QMS高度化開始時に掲げた3つの活動方針を達成していると評価する。 ①現場が使いやすいシンプルで有効なQMSとする ⇒妥当性確認で確認。 ②組織的・マネジメント的な問題も解決する ⇒検証においてQMSの課題が織り込まれていることを確認。 ③QMS活動を推進できる人材を育成する。 ⇒QMS文書の作成，試行，検証段階において，**延べ845名（作成274名，試行検証322名，教育249名）の関与により再構築しており，方針達成と評価** 【再構築後の確認段階】 再構築したQMSは試行検証により，支障なく運営できることを確認しているが，導入初期における不適合の発生や戸惑いが想定されることから，施行後も継続的に改善を図る。 〇再発防止の視点からの評価 不適切事案29件の発生要因のうち，「工程優先等経済性重視の考え方の浸透」，「設備に関する知識の不足」，「不適合管理の不備」，「良好なコミュニケーションがとれない組織・風土の問題」に対して，それぞれ「マネジメントレビューの仕組み改善」，「教育訓練の仕組み改善」，「不適合管理の仕組み改善」「情報共有ルールの明確化」など課題の改善をQMSの中に織り込みシステム化した。不適切事案29件の発生時期に着目した分析から，QMSの導入は不適切事案の発生を抑制していると考えられることから，これらQMSの改善は再発防止対策に有効であると評価する。 **念のため平成15年以降に発生した事案，H15年以降も継続していた事案8事案の再発防止対策として有効であるかについて評価した結果，No5，11，13，14，24，27，28の計7事案に有効であることを確認した。** **（内部監査部門の評価）** ＱＭＳ文書再構築に関して，内部監査部門は，「活動方針に沿っているか」，「JEAC4111Ⅰに適合しているか」の観点から文書審査を実施し，その文書審査結果および，文書のレビュー，検証，妥当性確認の結果を文書に反映しており，それらは，要求事項を満足していることを確認した。 6月26，27日に実施した発電所でのQMS高度化の取組み状況の監査において，発電所の約2割にあたる71名が活動に参画し，QMSを推進できる人材の育成という方針に沿い，品質活動の質の向上に寄与する取組みとなっていることを確認した。また，作成した文書案の説明会を8月28日から9月7日の間の7日間で発電所において開催し，発電所の意見を吸い上げるなど，現場が使いやすいシンプルで有効なQMSとするよう取組んでいることを確認し，有効な改善となっていると評価する。また，対外的な説明を考慮して，アクションプランでの取組みの成果を取りまとめ，評価しており，管理された活動であったと評価する。 平成15年3月以降に発生した，また平成15年以降継続していた8事案の原因として抽出した「法令・保安規定に対する判断・遵守に対する考え方の甘さ」については，昨今の社会からの「安心」を求める要求への対応のために，隠すことに対する罪悪感が浸透してきていること，全社をあげてコンプライアンス最優先の考えが浸透してきていることなどを背景に考えると，このたびのQMS高度化において，業務に対する要求事項の明確化，文書を再構築する際に考慮された保安規定とJEAC4111の関係の明確化が大きく再発防止に役立つものと評価する。 また，もう一つの「不適合管理の不備」については，平成15年3月時点と比較する	**★1 検証の評価基準** 1件一葉の要求欄に記載する要求事項を満足しているか （別途客観的評価基準の設定可） **★2 自己評価の評価基準** ＱＭＳ高度化開始時に掲げた3つの活動方針を達成しているか。 ①現場が使いやすいシンプルで有効なQMSとする ②組織的・マネジメント的な問題も解決する ③QMS活動を推進できる人材を育成する （別途客観的評価基準の設定可） **★3 有効性評価の評価基準** ・不適切事案の下記発生8要因の改善になっているか，特に平成15年3月以降発生した，また平成15年以降継続していた8事案の下記発生要因④⑥を改善するものであるかを評価 ・念のため8事案の再発防止としての有効性を評価。 ①「コンプライアンス意識（技術者倫理等）の不足」 ②「工程優先等経済性重視の考え方」 ③「設備に関する知識の不足」 ⑤「事業者としての説明責任の認識不足」 ⑦「社内規程，要領に対する判断・遵守に対する考え方の甘さ」 ⑧「良好なコミュニケーションがとれない組織・風土等の問題」 **④「法令・保安規定に対する判断・遵守に対する考え方の甘さ」** **⑥「不適合管理の不備」** （別途客観的評価基準の設定可）

	い，基本的に問題ないことを確認するとともに，指摘されたコメントについても対応を行った。 ４．実際に使用する所員で作成したメンバーと異なる者により，シミュレーション等を行い，記載どおりに業務が廻ることや使い勝手について確認を行い，基本的に妥当であることを確認すると共に抽出された約７００件のコメントを反映した。	と，不適合の定義の明確化，不適合の一元的な管理などが改善されており，「不適合管理の不備」ということによる不適切事案の再発は考えにくい状況にあると評価する。 なお，高度化された QMS の運用開始後の再発防止対策の有効性評価を行う必要がある。 **（次年度の取組み）** ２ー②日常業務化等 ・通常組織による継続的改善に移行。 ・内部監査による細則他の適合性および**有効性レビュー** ・施行後の状況をMR（QMS検討委員会） ・使い勝手に関する現場の声を収集し評価する。	

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表　■■■

【方針】「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：　電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表　（ＡＰ１（２）（３）５章ＱＭＳ文書の変更，文書・活動のスリム化）　　Ｈ２０年２月１日　現在

目　的	ＱＭＳ高度化計画として，ＪＥＡＣ４１１１への適合性を確実にするとともに有効性を高めるため，ＪＥＡＣ４１１１の５章関係のＱＭＳ文書を再構築する。	実施内容	１．マネジメントレビューのシステム構築 ①システムの構想整理 現行システムの調査，問題点の整理を実施し，他社のシステムを調査する。 ②マネジメントレビュー要則の整備 効果性を高める活動ができるよう要領の整備を行う。 ２．責任及び権限の整理 ①考査部門と実施部門　②調達部門と実施部門 ３．内部コミュニケーション ①現行会議体の位置付け　②ＱＭＳ推進者会議（仮称）の設置
要求事項	・マネジメントレビューの効果性を高めるための手順の確立 インプット情報の整理，アウトプットのフォロー，適切な実施時期等，共通ルールの策定 ・保安規定での指摘事項への対応 ①ＱＭＳ文書の変更の際の計画，レビューの運営が十分でない。 ②内部コミュニケーションが原子力品質保証委員会のみである。等 ・ＱＭＳ関係者意見への対応 ①ＱＭＳにおける各課の役割が明確にされていない。 ②組織間の情報共有が十分でない。　等		

具体的な行動計画

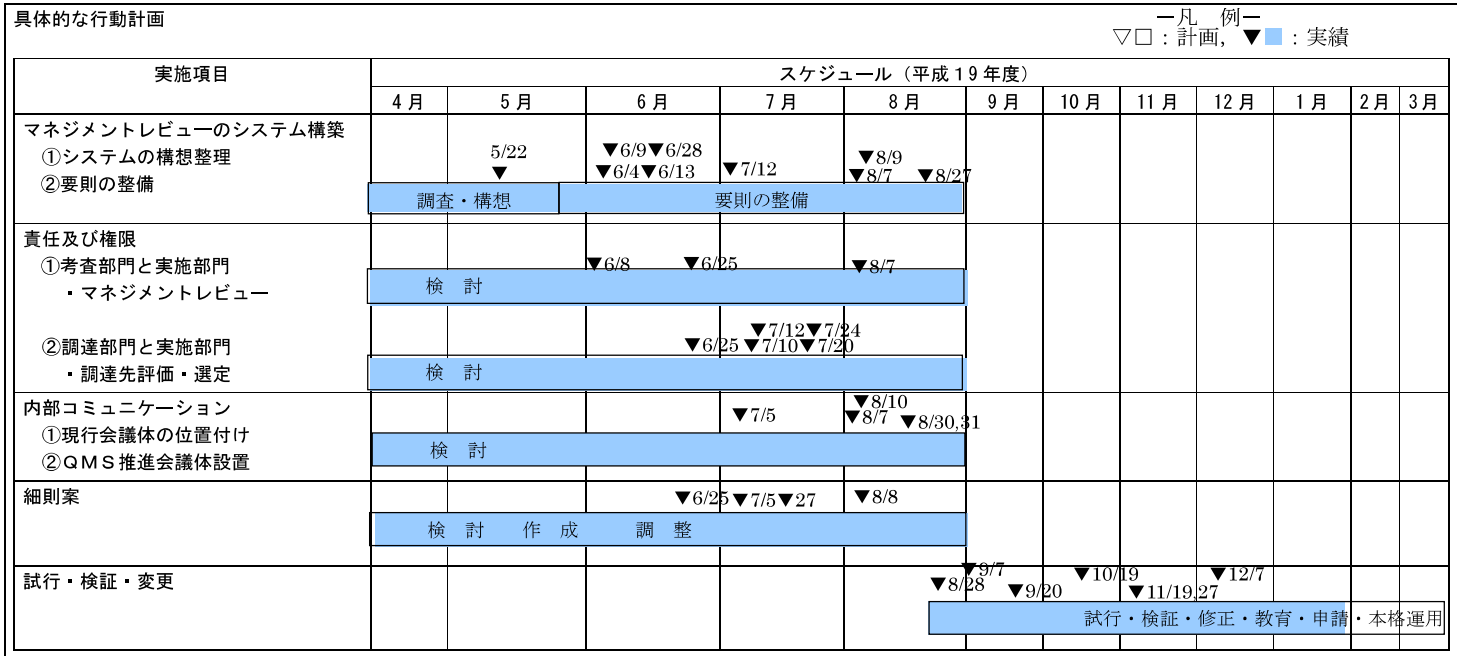

１．マネジメントレビューのシステム構築
・Ｈ18 年度　四国（11/26），九州（11/24）調査
・Ｈ19.5.22　方向性についてＧｒ会議
・Ｈ19.5.29　東北電力の仕組み聞き取り
・Ｈ19.6. 4　要則０次案提示
・Ｈ19.6. 9　発電所，考査，本部でコア部分検討
・Ｈ19.6.13～Ｈ19.8.27　要則１～５次案提示
・Ｈ19.8. 7　発電所と打合せ
２．責任及び権限
・Ｈ19.6. 8　素案提示
・Ｈ19.6.25　リーダー会に案提示
・Ｈ19.7.10　発電所と調整
・Ｈ19.7.12,20,24　資材と調整
・Ｈ19.8. 7　発電所と打合せ
３．内部コミュニケーション
・Ｈ19.5.22　方向性について確認
・Ｈ19.7.5，Ｈ19.8. 7 発電所と打合せ
・Ｈ19.8.10　要則０次案提示
・Ｈ19.8.30,31　発電所と打合せ
４．細則案
・Ｈ19.５月～６月　原案作成
・Ｈ19.6.25　リーダー会に案提示
・Ｈ19.7. 5　発電所と打合せ
・Ｈ19.7.27　リーダー会にて調整
・Ｈ19.8. 8　修正版作成
５．試行・検証・修正
・Ｈ19.8.28　細則レビュー
・Ｈ19.9. 7　ＭＲ要則６次案・内コミ要則２次案レビュー
・Ｈ19.9.20～10.5ＭＲ要則７次案（妥当性確認）
・Ｈ19.9.21～10.5 内コミ要則３次案（妥当性確認）
・Ｈ19.10.12 ＱＭＳ チーム会議に試行・検証結果概要を報告
・Ｈ19.10.19 発電所と修正の方向性打合せ
・Ｈ19.11.19,27 発電所・建設所教育
・Ｈ19.12. 7　本部教育

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
・決定した文書体系および作成した文書作成ガイドラインに基づき，各文書の作成作業を実施。 ・細則案，マネジメントレビュー要則および内部コミュニケーション要則概要を策定（8 月 23 日チーム提出，8 月 27 日検討会了承） ・試行・検証案計画を策定（8 月 23 日チーム提出，8 月 27 日検討会了承） ・試行・検証（8 月 28 日～10 月 5 日） ・試行・検証結果に基づき要則の修正完了。	文書が，当初の目的とおり有効に策定されており，かつその文書によって業務がスムーズ実施できることをレビュー，検証，妥当性確認の 3 段階に分けて確認する。 「レビュー」 ・方向性の関係者間における理解・合意 「検証」 ・JEAC4111 への適合，JEAG4121shall 事項の適切な取込みおよび明確化した課題の改善 ・一次文書,二次文書のインターフェース・整合 「妥当性確認（シミュレーション）」 ・現場の運営が本文書とおりに廻ること ・現場にとって分かりやすく使い易いこと （結果） ①ルールの変更を伴わない表現の修正により，円滑な業務への利用が期待できる。 ②手順書がないため，所々プロセスの流れが詰まったことから，手順書の整備により円滑な業務への利用が期待できる。 （検証結果） 要求事項に記載するＱＭＳの課題を織り込んで，ＱＭＳ文書を新規制定し，改善を図っている。 ・マネジメントレビュー基本要領 ・内部コミュニケーション基本要領 ①ＱＭＳ文書変更の際の計画，レビューの運営が十分でない。 ・ＱＭＳ推進者会議により，ＱＭＳの変更計画のレビューすること。および運営の方法を明確にした。 ②内部コミュニケーションが原子力品質保証委員会のみである。 ・原子力品質保証委員会以外に各部所の品質保証運営委員会他の会議体を位置付けると共に，情報交換の場としてＱＭＳ推進者会議を設置し，ＱＭＳの運営に必要な情報交換や有効性に関する情報が，必要な部門に伝達される仕組み・手順を構築した。 （目的に対する実効性評価） ●評価方法／指標 １．ＱＭＳ文書が再構築されていること。 ２．文書，文書体系に関する内部監査指摘事項が反映されていること。 ３．第三者機関の意見が反映されていること。 ４．使い勝手に関する現場の声が反映されていること。 ●評価結果 １．組織共通の基本要領を制定している。 ２．内部監査における指摘事項について，要領に反映した。 ３．第三者機関によるＪＥＡＣ，ＪＥＡＧとの整合性確認，当社が抽出した課題への対応について検証を行い，基本的に問題ないことを確認するとともに，指摘されたコメントについても対応を行った。 ４．実際に使用する所員で作成したメンバーと異なる者により，シミュレーション等を行い，記載どおりに業務が廻ることや使い勝手について確認を行い，基本的に妥当であることを確認すると共に抽出された約７００件のコメントを反映した。	（ＱＭＳ高度化，再発防止対策の有効性評価） ○自己評価 【再構築段階】 検証方法に記載する「レビュー」「検証」「妥当性確認」の各ステップを実施し，検証結果に示す通り，当初計画したQMS文書となっていることを確認した 上記QMSの再構築は，QMS高度化開始時に掲げた3つの活動方針を達成していると評価する。 ①現場が使いやすいシンプルで有効なQMSとする ⇒妥当性確認で確認。 ②組織的・マネジメント的な問題も解決する ⇒検証においてQMSの課題が織り込まれていることを確認。 ③QMS活動を推進できる人材を育成する。 ⇒QMS文書の作成，試行，検証段階において，延べ845人 （作成274，試行検証322，教育249）の関与により再構築しており，方針達成と評価 ○再発防止の視点からの評価 不適切事案29件の発生要因のうち，「工程優先等経済性重視の考え方の浸透」に対して，「マネジメントレビューの仕組み改善」など課題の改善をQMSの中に織り込みシステム化した。 不適切事案29件の発生時期に着目した分析から，QMSの導入は不適切事案の発生を抑制していると考えられることから，これらQMSの改善は再発防止対策に有効であると評価する。 （内部監査部門の評価） ＱＭＳ文書再構築に関して，内部監査部門は，「活動方針に添っているか」，「JEAC4111Ⅱに適合しているか」の観点から文書審査を実施し，その文書審査結果および，文書のレビュー，検証，妥当性確認の結果を文書に反映しており，それらは，要求事項を満足していることを確認した。 6月26，27日に実施した発電所でのQMS高度化の取組み状況の監査において，発電所の約2割にあたる71名が活動に参画し，QMSを推進できる人材の育成という方針に沿い，品質活動の質の向上に寄与する取組みとなっていることを確認した。また，作成した文書案の説明会を 8 月 28 日から 9 月7日の間の7日間で発電所において開催し，発電所の意見を吸い上げるなど，現場が使いやすいシンプルで有効なQMSとするよう取組んでいることを確認し，有効な改善となっていると評価する。また，対外的な説明を考慮して，アクションプランでの取組みの成果を取りまとめ，評価しており，管理された活動であったと評価する。 不適切事案29件の発生要因のうち，「工程優先等経済性重視の考え方の浸透」に対して，「マネジメントレビューの仕組み改善」したことに関して，再発防止対策の経営層での会議で，会長・社長から，現場の長の判断として，経済性を優先させるか，法令遵守を優先させるかといったことになった場合に，「コンプライアンスを最優先させること」を明言された。マネジメントレビューの仕組みの改善は，従来は現場の実態がトップまで伝わりにくい内容であったが，改善策は，以前に比べると多くの情報がトップに届くようになったものと評価する。トップの意識の高さとマネジメントレビューの仕組みの改善は不適切事案の再発の防止になると評価する。 なお，高度化されたQMSの運用開始後の再発防止対策の有効性評価を定期的に行う必要がある （次年度の取組み）２－②日常業務化等 ・通常組織による継続的改善に移行。 ・内部監査による細則他の適合性および有効性をレビュー ・施行後の状況についてＭＲ（ＱＭＳ検討委員会）を実施。 ・使い勝手に関する現場の声を収集し評価する。	

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表　■■■

【方針】「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：　電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表　（AP１（２）（３）６章ＱＭＳ文書の変更，文書・活動のスリム化）

Ｈ２０年２月１日　現在

目　的	ＪＥＡＣ４１１１への適合性を確実にするとともに有効性を高めるため，ＪＥＡＣ４１１１の６章ＱＭＳ文書を再構築する。 （「教育訓練要領」の関係組織における共通文書化を行う。）	実施内容	１．各組織の現状の教育訓練フロー調査および JEAC4111 への適合性検討 ２．教育訓練に関する共通要領の作成 （力量の基準・認定・付与方法の検討） ３．各組織固有の「教育・訓練手順書」の作成
要求事項	・ ＱＭＳ再レビュー（ＪＥＡＧ４１２１）の改善策の反映 （共通管理要領の理解ができていない。共通的な力量について作成し，運用してきているが，専門的な力量の構築も必要。） ・保安検査での違反事項判定表，監視事項処理表など指摘事項への対応 ①各組織が横断的・連携して取り組む事項，各組織の活動状況を組織全体の視点から分析すべき事項に係る仕組み，手順がない。		

具体的な行動計画

－凡　例－
▽□：計画，▼■：実績

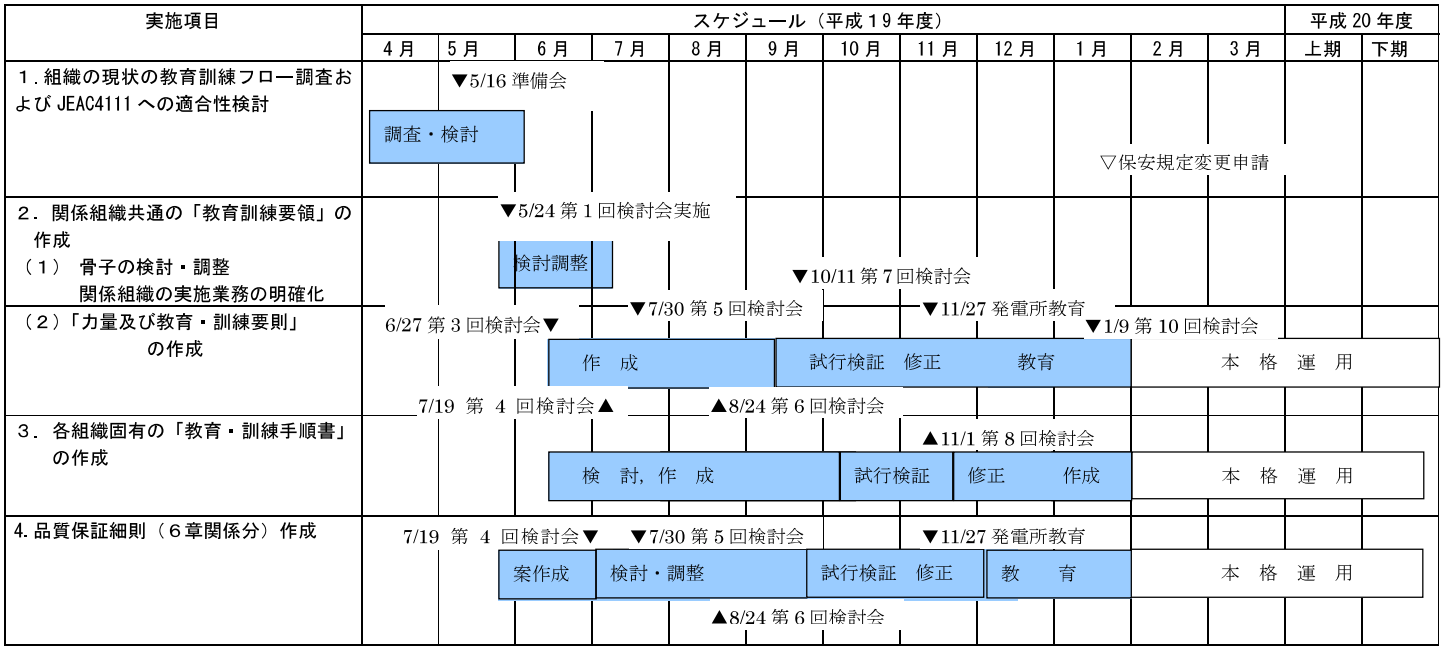

(1) H19.5.16：準備会を開催し検討会を設置
・本検討会の目的，課題の確認
・ 原子力部門および業務支援部門（土木）の教育・訓練フローの確認
(2) H19.5.24:第１回検討会実施
・ 考査部門の教育・訓練フローおよび関係組織の業務フロー（調達における原子力部門との関り）の確認
・「共通教育・訓練要領」作成のための課題の検討
(3) H19.6.6:第２回検討会実施
・「力量及び教育・訓練要則」の骨子案について検討
(4) H19.6.27:第３回検討会実施
(5) H19.7.19:第４回検討会実施
(6) H19.7.30:第５回検討会実
(7) H19.8-10:第 6,7 回検討会実施
「力量及び教育・訓練要則」及び細則（最終案）作成
(8) H19.9:細則，要則を発電所及び本部の管理職に説明
(9) H19.10:力量および教育・訓練要則試行検証実施
(10) H19.10-11：第 8,9 回検討会実施
試行検証結果の報告・確認，修正検討
(11) H19.11：修正版による各所への教育実施
(12) H20.1.9:第９回検討会実施
(12) H20.2.1:基本要領，手順書運用開始

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
・原子力部門，業務支援部門（土木・建築），考査部門の現状の教育訓練フロー調査および JEAC4111 への適合性検討実施済み ・関係組織の実施業務の明確化および必要力量の検討中。 ・「力量及び教育・訓練要則」（案）について試行検証を完了し，その修正版について各所を教育中。 ・各部署において，同手順書を改正，作成中。 ・「品質保証細則（６章関係分）」の最終版を作成し，細則全体との記載について調整及び教育終了。 ・ 「品質保証細則（６章関係分）」および「力量及び教	（検証方法） ・文書が，当初の目的とおり有効に策定されており，かつその文書によって業務がスムーズ実施できることをレビュー，検証，妥当性確認の３段階に分けて確認する。 「レビュー」 ・方向性の関係者間における理解・合意 「検証」 ・JEAC4111 への適合，JEAG4121sha‖ 事項の適切な取	（QMS 高度化，再発防止対策の有効性評価） ○自己評価 【再構築段階】 検証方法に記載する「レビュー」「検証」「妥当性確認」の各ステップを実施し，検証結果に示す通り，当初計画したQMS文書となっていることを確認した 上記QMSの再構築は，QMS高度化開始時に掲げた3つの活動方針を達成していると評価する。 ①現場が使いやすいシンプルで有効なQMSとする ⇒妥当性確認で確認。	

育・訓練要則」確定、リリース ・ 保安規定変更申請 ・ ＱＭＳ切替え実施	込みおよび明確化した課題の改善 ・一次文書,二次文書のインターフェース・整合 「妥当性確認（シミュレーション）」 ・現場の運営が本文書とおりに廻ること 現場にとって分かりやすく使い易いこと。 （検証結果） 約 90 人日が作業に参加し，二次文書として，以下の点を確認し，若干の指摘事項については，修正により対応した。 「レビュー」 ・方向性について，大きな変更なく合意が形成できた。 「検証」 ・JEAC4111 への適合，JEAG4121shall 事項の適切な取込みおよび明確化した課題が盛込まれていることを確認した。 ・一次文書,二次文書のインターフェース・整合取れていることを確認した。 「妥当性確認（シミュレーション）」 ・本部，発電所，及び土木部門により，現場の運営等に照し合せながら，要則に基づいて，各手順書が，問題なく作成できることを確認した。 ・手順書の作成にあたり，要則の記載内容が分かりやすく，使い易いかどうか，その仕組みが適切かどうかについて確認をし，一部修正対応した。 （目的に対する実効性評価） ●評価方法／指標 １．ＱＭＳ文書が再構築されていること。 ２．文書，文書体系に関する内部監査指摘事項が反映されていること。 ３．第三者機関の意見が反映されていること。 ４．使い勝手に関する現場の声が反映されていること。 ●評価結果 １．組織共通の基本要領を制定している。 ２．内部監査における指摘事項について，要領に反映した。 ２．第三者機関によるＪＥＡＣ，ＪＥＡＧとの整合性確認，当社が抽出した課題への対応について検証を行い，基本的に問題ないことを確認するとともに，指摘されたコメントについても対応を行った。 ３．実際に使用する所員で作成したメンバーと異なる者により，シミュレーション等を行い，記載どおりに業務が廻ることや使い勝手について確認を行い，基本的に妥当であることを確認すると共に抽出された約７００件のコメントを反映した。	②組織的・マネジメント的な問題も解決する ⇒ＱＭＳ再レビュー（JEAG4121）の改善策の反映（共通管理要領の理解ができていない。共通的な力量について作成し，運用してきているが，専門的な力量の構築） ・「力量及び教育・訓練要則」作成により，本課題を解決した。 ③QMS活動を推進できる人材を育成する。 ⇒QMS文書の作成，試行，検証段階において，延べ90名（作成60名，試行検証24名，教育6名）の関与により再構築しており，方針達成と評価。 また，今後，本要領で，定めた仕組みに沿って，各組織の要員に必要な力量とその教育訓練を設定し，実施してゆくことにより，各業務に必要な人材育成ができ及び技術継承も達成できると評価する。 【再構築後の確認段階】 再構築したQMSは試行検証により，支障なく運営できることを確認しているが，導入初期における不適合の発生や戸惑いが想定されることから，施行後も継続的な改善を図る。 （内部監査部門の評価） AP1(2)(3)4章と同じ。 （次年度の取組み）２－②日常業務化等 ・通常組織による継続的改善に移行。 ・今後，実務レベルの要員で構成する W/G において，各組織の担当業務に必要とされる具体的な力量と教育訓練メニューを検討し，検討結果を各組織の手順書に織り込み充実する。	

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表　■■■

【方針】「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：　電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表　（AP１（２）（３）　７章ＱＭＳ文書の変更，文書，活動のスリム化）　Ｈ２０年２月１日　現在

目　的	ＱＭＳ高度化計画として，ＪＥＡＣ４１１１への適合性を確実にするとともに有効性を高めるため，ＪＥＡＣ４１１１の７章関係のＱＭＳ文書を再構築する。	実施内容	７章関係の以下の文書を左記の要求事項を取り込んで再構築する。 １．規程・細則（保安規定の検討含む） ２．設計・開発管理要則 ３．調達管理要則 ４．外部ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ要則
要求事項	・安全管理技術評価ＷＧの意見「全国大で検討中の「調達管理」の改善方策を取り込む（ＪＥＡＧ４１２１－２００５の調達管理に関する追加および補正した「２００７年追補版」の発行（Ｈ１９年１１月））」への対応。 ・ＪＥＡＧ４１２１再レビュー（当社のＱＭＳに不足している事項）の反映 ・保安検査での違反事項判定表，監視事項処理表など指摘事項への対応 ①各組織が横断的・連携して取り組む事項，手順不明確等		

具体的な行動計画

－凡　例－
▽□：計画，▼■：実績

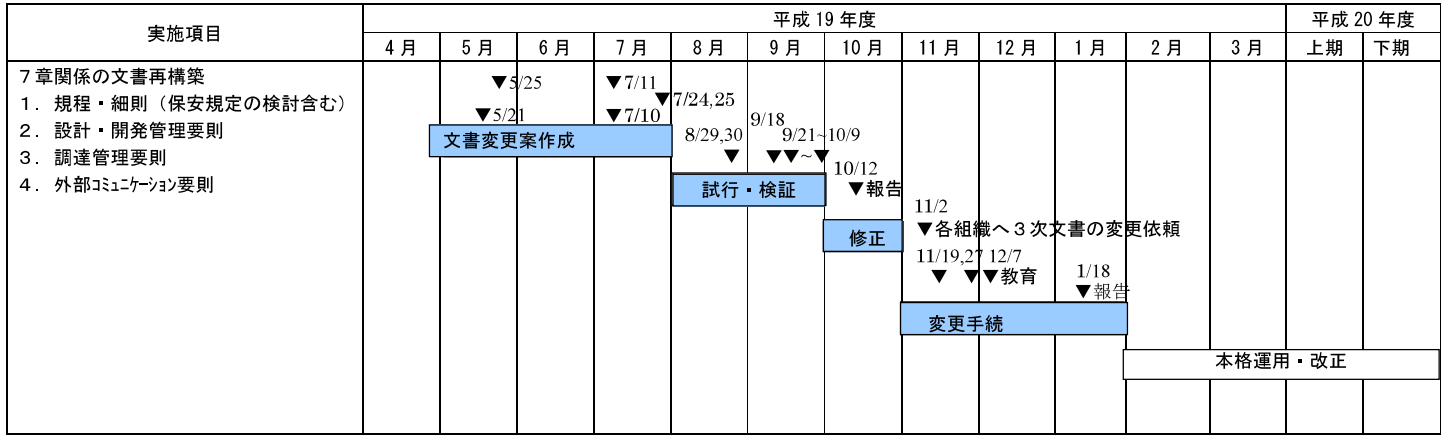

(1) 5/21：設計，調達関係打合せ（７章作業Ｇｒ設置）
・設計，調達関係の文書体系，課題等の確認後，共通要領策定開始
(2) 5/25：外部ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ打合せ
・外部ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝの文書体系，課題等の確認
(3) 7/10：調達関係打合せ
・「調達管理要則」「調達先評価要則」１次案について検討
・供給者の評価・選定について確認
(4) 7/11：設計関係打合せ
・「設計・開発管理要則」２次案について検討
(5) 7/24, 25：外部コミュニケーション関係打合せ
・外部との情報の整理を行い，「外部コミュニケーション要則」策定
(6) 8/23：第１１回ＱＭＳチーム会議に要則（試行・検証案）の概要を説明
(7) 8/29, 30：レビュー実施（発電所・建設所の各課長および関係者に要則の説明）
(8) 9/18：レビュー実施（電源（原子力，原子力建設，燃料），事業支援部門，ｴﾈﾙｷﾞｱ事業部門（資材）のマネージャーおよび関係者に要則の説明）
(9) 9/21～10/9：妥当性確認を実施した。
(10) 10/12：第１３回ＱＭＳチーム会議に要則の試行・検証結果概要を報告
(11) 11/2：各組織へ３次文書の変更依頼
(12) 11/19, 27　12/7：教育実施（発電所，建設所および本社の全社員を対象に要則の教育実施）
(13) H20　1/18：第１４回ＱＭＳ委員会に進捗状況を報告

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
1.「細則」,「設計・開発管理要則」,「調達管理要則」および「外部ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ要則」の試行・検証を終了した。 2．レビュー，検証，妥当性確認結果の修正を終了した。 3．３次文書の見直しを実施し，２月１日から施行。	（検証方法） 文書が，当初の目的どおり有効に策定されており，かつその文書によって業務がスムーズに実施できることをレビュー，検証，妥当性確認の３段階に分けて確認する。 ①「レビュー」：方向性の関係者間における理解・合意 ②「検証」：JEAC4111 への適合，JEAG4121shall 事項の適切な取込みおよび明確化した課題の改善，・一次文書，二次文書のインターフェース・整合 ③「妥当性確認（シミュレーション）」：現場の運営が本文書とおりに廻ること，現場にとって分かりやすく使い易いこと （検証結果） ①要則策定の方向性について理解が得られた。 ②JEAC4111 への適合，JEAG4121shall 事項の適切な取込みおよび明確化した課題の改善が図られていることの検証が出来た。	（ＱＭＳ高度化，再発防止対策の有効性評価） ○ＱＭＳ高度化の視点からの評価 【再構築段階】 検証方法に記載する「レビュー」「検証」「妥当性確認」の各ステップを実施し，検証結果に示す通り，当初計画したＱＭＳ文書となっていることを確認した 上記ＱＭＳの再構築は，ＱＭＳ高度化開始時に掲げた３つの活動方針を達成していると評価する。 ①現場が使いやすいシンプルで有効なＱＭＳとする ⇒妥当性確認で確認。 ②組織的・マネジメント的な問題も解決する	

	③「設計・開発管理要則」，「調達管理要則」および「外部ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ要則」の新規策定により，各組織の横串を取ることが出来，円滑な業務への利用が期待できる。 （目的に対する実効性評価） ●評価方法／指標 １．ＱＭＳ文書が再構築されていること。 ２．文書，文書体系に関する内部監査指摘事項が反映されていること。 ３．第三者機関の意見が反映されていること。 ４．使い勝手に関する現場の声が反映されていること。 ●評価結果 １．組織共通の基本要領を制定している。 ２．内部監査における指摘事項について，要領に反映した。 ３．第三者機関によるＪＥＡＣ，ＪＥＡＧとの整合性確認，当社が抽出した課題への対応について検証を行い，基本的に問題ないことを確認するとともに，指摘されたコメントについても対応を行った。 ４．実際に使用する所員で作成したメンバーと異なる者により，シミュレーション等を行い，記載どおりに業務が廻ることや使い勝手について確認を行い，基本的に妥当であることを確認すると共に抽出された約７００件のコメントを反映した。	⇒検証においてＱＭＳの課題が織り込まれていることを確認。 ③ＱＭＳ活動を推進できる人材を育成する。 ⇒ＱＭＳ文書の作成，試行，検証段階において，延べ５７人（作成３１＜試行検証２６）の関与により再構築しており，方針達成と評価 【再構築後の確認段階】 再構築したＱＭＳは試行検証により，支障なく運営できることを確認しているが，導入初期における不適合の発生や戸惑いが想定されることから，施行後も継続的に改善を図る。 （内部監査部門の評価） AP1(2)(3)４章と同じ。 （次年度の取組み）２ー②日常業務化等 ・通常組織による継続的改善に移行。 ・内部監査による細則の適合性レビュー ・施行後の状況をＭＲ（ＱＭＳ検討委員会） ・使い勝手に関する現場の声を収集し評価する。	

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表　■■■

【方針】「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：　電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表　（AP１（２）（３）　８章ＱＭＳ文書の変更，文書，活動のスリム化）　　**平成２０年２月１日　現在**

目　的	ＪＥＡＣ４１１１への適合性を確実にするとともに有効性を高めるため，ＪＥＡＣ４１１１の８章ＱＭＳ文書を再構築する。	実施内容	8章関係の以下の文書を再構築する。 １．規程・細則（保安規定の検討含む） ２．不適合管理 ３．予防処置 ４．評価・改善 ５．試験・検査 ６．内部監査 ７．原子炉施設の定期的な評価
要求事項	・ＱＭＳ再レビュー（ＪＥＡＧ４１２１）の改善策の反映 ・保安検査での違反事項判定表，監視事項処理表など指摘事項への対応 ①各組織が横断的・連携して取り組む事項，各組織の活動状況を組織全体の視点から分析すべき事項に係る仕組み，手順がない。 ②改善の機会（内部監査，マネジメントレビュー，JEAG4121-2005 の発行等）が効果的に活用されていないため，QMS 全体の仕組み，プロセスに関する本質的な改善が進んでいない。 ③組織の階層毎に不適合管理の判断基準を定めることを許容する仕組みのため，組織が一体となって取り組むべき継続的改善に結びつく重要な活動の一つである是正処置が適切に実施される状況になっていない。 ④不適合管理を実施すべき事象の管理が行なわれていない。等		

具体的な行動計画

－凡　例－
▽□：計画，▼■：実績

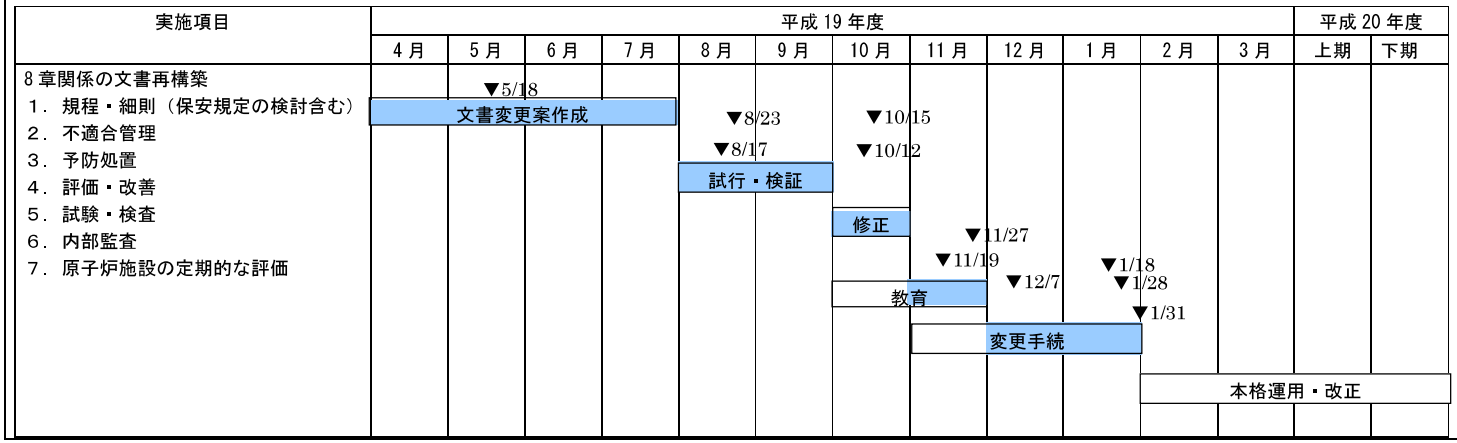

以下の時期にＱＭＳチーム等へ報告

H19.5.18：プロセスと課題整理表
H19.8.17：ＱＭＳ文書案の取りまとめ状況経営層レビュー
H19.8.23：ＱＭＳ文書案をＱＭＳ検討チームへ報告
H19.8.27：ＱＭＳ文書案をＱＭＳ検討委員会へ報告
H19.9.4,5,6：ＱＭＳ文書案の発電所・建設所レビュー
H19.9.18：ＱＭＳ文書案の本社レビュー
H19.9.19：試行・検証計画の発電所・建設所説明
H19.9.26：試行・検証計画の本社説明
H19.10.12：ＱＭＳ文書案をＱＭＳ検討チームへ報告
H19.10.15：ＱＭＳ文書案をＱＭＳ検討委員会へ報告
H20.1.18：ＱＭＳ文書案をＱＭＳ原子力品質保証委員会へ報告
H20.1.28：ＱＭＳ文書（基本要領）を新規制定
H20.1.31：ＱＭＳ文書（基本要領）の下部手順書を制定

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
・8 章関係の文書案については，試行・検証を終了。 ・社内レビュー，検証結果，シミュレーション結果の修正を終了。 ・11/19,11/27，発電所において社内教育を実施。 ・　12/7，本社において社内教育を実施。 ・1/.28，ＱＭＳ文書（基本要領）を新規制定 ・1/.31，ＱＭＳ文書（基本要領）の下部手順書を制定	**【検証方法】** 文書が，当初の目的通り有効に策定されており，かつその文書によって業務がスムーズに実施できることをレビュー，検証，妥当性確認の 3 段階に分けて確認した。 ①「レビュー」：方向性の関係者間における理解・合意（H19．9） ②「検証」：JEAC4111 への適合，JEAG4121shall 事項の適切な取込みおよび明確化した課題の改善，・一次文書，二次文書のインターフェース・整合（H19．9～10） ③「妥当性確認（シミュレーション）」：現場の運営が本文書とおりに廻ること，現場にとって分かりやすく使い易いこと（H19．9～10） **【検証結果】** 要求事項に記載するＱＭＳの課題を改善した。 ①　ＱＭＳ再レビュー（ＪＥＡＧ４１２１）の改善策の反映	**（QMS高度化，再発防止対策の有効性評価）** **○QMS高度化の視点からの評価** 検証結果に記載する通り，要求事項を達成する活動となっている。またＱＭＳ高度化活動開始時に掲げた活動方針について，以下の通り達成していると判断する。 ①現場が使いやすいシンプルで有効なQMSとする ⇒妥当性確認で確認。 ②組織的・マネジメント的な問題も解決する ⇒検証においてQMSの課題が織り込まれていることを確認。 ③QMS活動を推進できる人材を育成する。 ⇒QMS文書の作成，試行，検証段階において，延べ450人の関与し再構築したことにより，方針達成と評価している。 【再構築後の確認段階】	

	・品質マニュアルを JEAG4121 に照らして再レビューを行い改善が必要な課題を抽出し，文書の再構築作業において改善を実施した。 ②③各組織が横断的・連携して取り組む事項，各組織の活動状況を組織全体の視点から分析すべき事項に係る仕組み，手順がない。改善の機会（内部監査，マネジメントレビュー，JEAG4121-2005 の発行等）が効果的に活用されていない。 ・マネジメントレビューへのインプット情報がＱＭＳ全体の改善に寄与するよう「データ分析」プロセスの仕組みを「データ分析・評価活動管理基本要領」として新規制定した。 ④組織の階層毎に不適合管理の判断基準を定めることを許容する仕組みのため，組織が一体となって取り組むべき継続的改善に結びつく重要な活動の一つである是正処置が適切に実施される状況になっていない。 ・文書体系を構築し，各組織個別で作成していた品質マニュアル，規格で文書化を要求されている手順および組織で文書化が必要と判断した手順について，横串を通し，不整合無い文書とするため，各組織共通の基本要領として新規制定した。 ⑤不適合管理を実施すべき事象の管理が行なわれていない。 ・ 不適合事象が発生した場合の判定基準，是正処置の方法など不適合発生から是正処置を行うまでの具体的手順を規定した，「不適合管理・是正処置基本要領」をＱＭＳ適用組織共通要領として新規制定した。 **（目的に対する実効性評価）** ●評価方法／指標 １．ＱＭＳ文書が再構築されていること。 ２．文書，文書体系に関する内部監査指摘事項が反映されていること。 ３．第三者機関の意見が反映されていること。 ４．使い勝手に関する現場の声が反映されていること。 ●評価結果 １．組織共通の基本要領を制定している。 ２．内部監査における指摘事項について，要領に反映した。 ３．第三者機関によるＪＥＡＣ，ＪＥＡＧとの整合性確認，当社が抽出した課題への対応について検証を行い，基本的に問題ないことを確認するとともに，指摘されたコメントについても対応を行った。 ４．実際に使用する所員で作成したメンバーと異なる者により，シミュレーション等を行い，記載どおりに業務が廻ることや使い勝手について確認を行い，基本的に妥当であることを確認すると共に抽出された約７００件のコメントを反映した。	再構築したQMSは試行検証により，支障なく運営できることを確認しているが，導入初期における不適合の発生や戸惑いが想定されることから，施行後も継続的改善を図る。 **〇再発防止の視点からの評価** 不適切事案29件の発生要因のうち，「不適合管理の不備」に対して，「不適合管理の仕組み改善」をQMSの中に織り込みシステム化した。 **（内部監査部門の評価）** AP1(2)(3)４章と同じ。 **（次年度の取組み）** 2ー②日常業務化等 ・通常組織による継続的改善に移行。 ・内部監査による細則他の適合性および有効性をレビュー ・施行後の状況についてＭＲ（ＱＭＳ検討委員会）を実施。 ・使い勝手に関する現場の声を収集し評価する。	

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表　■■■

【方針】　「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：　島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表　（保安管理業務　AP 1(2)QMS 文書の変更、AP 1(3)文書、活動のスリム化）

H20年2月1日　現在

目　的	JEAC4111 の要求事項に適合させるとともに 現場が使いやすいシンプルで有効な QMS とする.	実施内容	(1)-① 現行の保安管理業務要領と JEAC4111の要求事項との整合をレビューした結果を反映し、保安管理業務要領書を改正する。 (1)-② 業務の要求事項を明確化する。(要求事項の細部は3次文書で明確化する。) (2) 管理活動の見直しを通じた保安管理活動全体の改善 (3) 図・表、業務フロー図等を用いたわかり易い文書を作成(スリム化)
要求事項	(1) JEAG4121の記載事項と整合させる。(保安検査) (2) 2,3次文書と品質マニュアルの整合を取る。(現場の意見) (3) QMSスリム化の実施(現場の意見他)		

具体的な行動計画

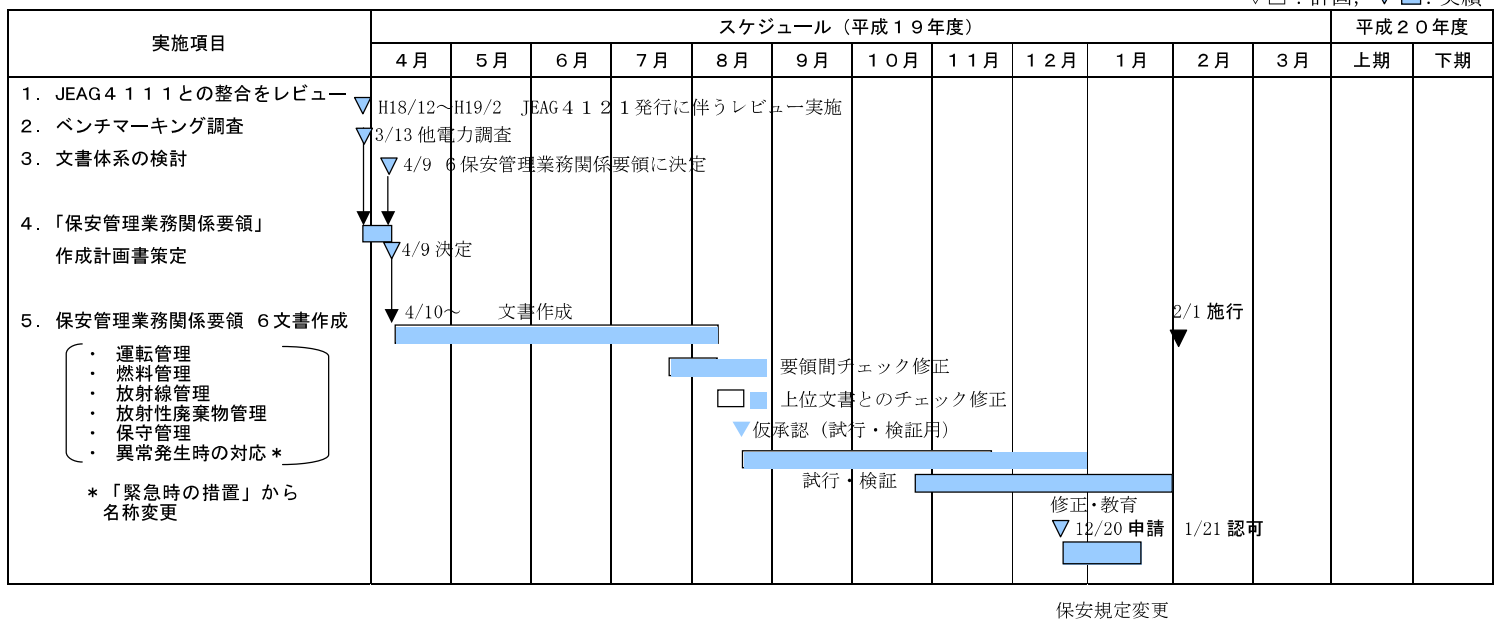

- 4/2 第７回ＱＭＳ検討チームにて審議
  （保安管理業務関係要領６文書化の方針（案）決定）
- 4/5 文書作成作業会キックオフ会議開催
- 4/9 第６回ＱＭＳ検討委員会にて審議
  （保安管理業務関係要領６文書化の方針決定）
- 4/9　「保安管理業務関係要領」作成計画書決定
- 4/10 文書作成作業開始
  ６文書作成合同作業会開催：　１８回
- 6/21 リーダー会議開催（文書作成作業方法の変更）
- 8/20 ６文書（試行・検証用）完成
- 8/21 リーダー会議開催（検証方法打合せ）
- 8/21～　試行・検証中
- 10/15 第１１回ＱＭＳ検討委員会（ＱＭＳ高度化活動に係る保安規定変更認可申請の時期変更審議）を受け，スケジュールの見直しを実施
- 10/1～22 第三者機関による検証実施
- 10/23～11/9 文書間整合作業実施（作業会開催：１１回）
- 11/12 文書体系図（案）作成
- 11/12 第 2WG から業務ラインへ引継ぎ
- 11/14 妥当性確認実施計画書（案）説明会
- 11/16 妥当性確認実施計画書 制定
- 11/17～ 1/24 妥当性確認実施
- 12/13～28 三次文書の変更要否確認実施
- 12/17～27 保安規定条項の反映状況の検証
- 1/25, 28 最終段階のレビュー実施（原子力発電保安運営委員会審議）

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，今後の取組み）	備考(懸案事項他)
・8/20　　試行・検証用文書完成 ・8/21～1/24 試行・検証実施 ・1/25,28　最終段階のレビュー実施 （原子力発電保安運営委員会審議）	(検証方法) 文書が，当初の目的とおり有効に策定されており，かつその文書によって業務がスムーズ実施できることを検証，妥当性確認，レビューの 3 段階に分けて確認する。 「検証」 ①文書が「「保安管理業務関係要領」作成計画書」に沿って作り込まれているかを確認 ◆方法：確認項目を定めたチェックシートに基づき各要領作成Ｇｒによる書面チェックにより実施 ②・保安規定に対する遵守性 ・JEAC4111,JEAG4121(7 章)に対する遵守性（「保守管理要領」除く。） ・JEAC4209 に対する「保守管理要領」の遵守性 ・要領間の記載整合性および文書の読みやすさの確認 ・JEAC4111 への適合，JEAG4121shall 事項の適切な取込みおよび明確化した課題の改善 ◆方法：品質保証の知識を有する外部機関による書面チェックにより実施 ③保安規定条項の反映状況の検証 ◆方法：品質保証センターによる「保安規定」と各要領書の保安規定記載内容の比較確認 「妥当性確認（シミュレーション）」 要求事項を満足する結果を出せる手順となっているか，記載内容が分かり易く，使い易いものとなっているかを確認 ◆方法：「実施計画書」に基づき，要領主管課長が，変更したプロセスを対象に個別計画を策定し，実際に手順を使用する課により実施 「レビュー」 ①現場が使い易いシンプルな手順書となっているかの観点等からの三次文書の改訂要否確認 ◆方法：確認項目チェックシートを作成し，文書主管課による書面チェックにより実施 ②文書の適切性・妥当性の最終確認 ◆方法：原子力発電保安運営委員会での確認・審議 (検証結果) (1)現行の保安管理業務要領とJEAC4111の要求事項との整合をレビューした結果を反映し，保安管理業務要領書を作成した。また，業務の要求事項を明確化した。 (2)管理活動の見直しを通じた保安管理活動全体の改善を行った。 (3)図・表，業務フロー図等を用いた分かり易い文書を作成した。 (目的に対する実効性評価) ●評価方法／指標 1. QMS文書が再構築されていること。 2. 文書，文書体系に関する内部監査指摘が反映されていること。 3. 第三者機関の意見が反映されていること。 4. 使い勝手に関する現場の声が反映されていること。 ●評価結果 1. 保安管理業務要領書を改正した。 2. 内部監査における指摘事項について，要領に反映した。 3. 作成した文書に対して，第三者機関による JEAC,JEAG との整合性の確認，当社が抽出した課題への対応について検証を行い，基本的に問題ないことを確認するとともに，指摘されたコメントについても対応を行った。 4. 実際に使用する所員で作成したメンバーと異なる者により，シミュレーショ等を行い，記載どおりに業務が廻ることや使い勝手について確認を行い，基本的に妥当であることを確認すると共に抽出した約250件のコメントを反映した。	(ＱＭＳ高度化，再発防止対策の有効性評価) ○QMS高度化の観点からの評価 保安管理業務プロセスを保安規定の章立てに沿った業務プロセスに整理した。また，管理すべき事項（二次文書）と手順（三次文書）を整理することにより，文書の再構築を実施した。その結果，現行４９文書あった二次文書が６文書と体系整理でき，また，二次文書の作成において，業務プロセス，体制，業務所掌等は，図，表化し，文書のスリム化，わかり易さを図った。 再構築した６文書は，左記「対策の検証方法と検証結果」に記載する「検証」「妥当性確認」「レビュー」の各ステップを実施し，検証結果に示す通り，当初計画したＱＭＳ文書となっていることを確認した 上記ＱＭＳの再構築は，ＱＭＳ高度化開始時に掲げた３つの活動方針を達成していると評価する。 ①現場が使いやすいシンプルで有効なＱＭＳとする ⇒妥当性確認で確認。 ②組織的・マネジメント的な問題も解決する ⇒検証においてＱＭＳの課題が織り込まれていることを確認。 ③ＱＭＳ活動を推進できる人材を育成する。 ⇒ＱＭＳ文書の作成，試行，検証段階において，延べ１，２００人（作成(作業会）３００／試行検証９００）の関与により再構築しており，方針達成と評価 ○再発防止の視点からの評価 保安管理業務関係要領は，「7.1 業務の計画」であり直接的に再発防止対策として対応しないが，不適切事案の８要因を意識した「ＱＭＳ高度化活動の実施」を通じて延べ1,200 人の発電所員を動員して活動してきたことにより再発防止対策に大きく寄与したと評価する。 （内部監査部門の評価） AP1(2)(3)４章と同じ。 （次年度の取組み）２ー②日常業務化等 ①通常組織による継続的改善に移行。 ②内部監査による細則他の適合性および有効性をレビュー ③施行後の状況についてMR(QMS検討委員会)を実施。 ④使い勝手に関する現場の声を収集し評価する。	

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表　■■■

【方針】「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表　（ＡＰ２（１）　保全プログラムのレビュー）

Ｈ２０年２月１日　現在

目　的	平成 18 年度に発生したＣＳＴの腐食事象等の保守に関するトラブル，および平成 20 年度から導入される新検査制度を踏まえ，適切な保全計画に見直す。	実施内容	１．従来保全計画策定プロセスの問題点分析，改善案策定 ２．保全の対象範囲の策定 ３．点検計画（要求事項の明確化，点検内容のチェック） ４．特別な保全計画（要求事項，点検方法のチェック）
要求事項	（１）JEAC4209-200X （２）JEAC4111		

具体的な行動計画

－凡　例－
▽□：計画，▽■：実績

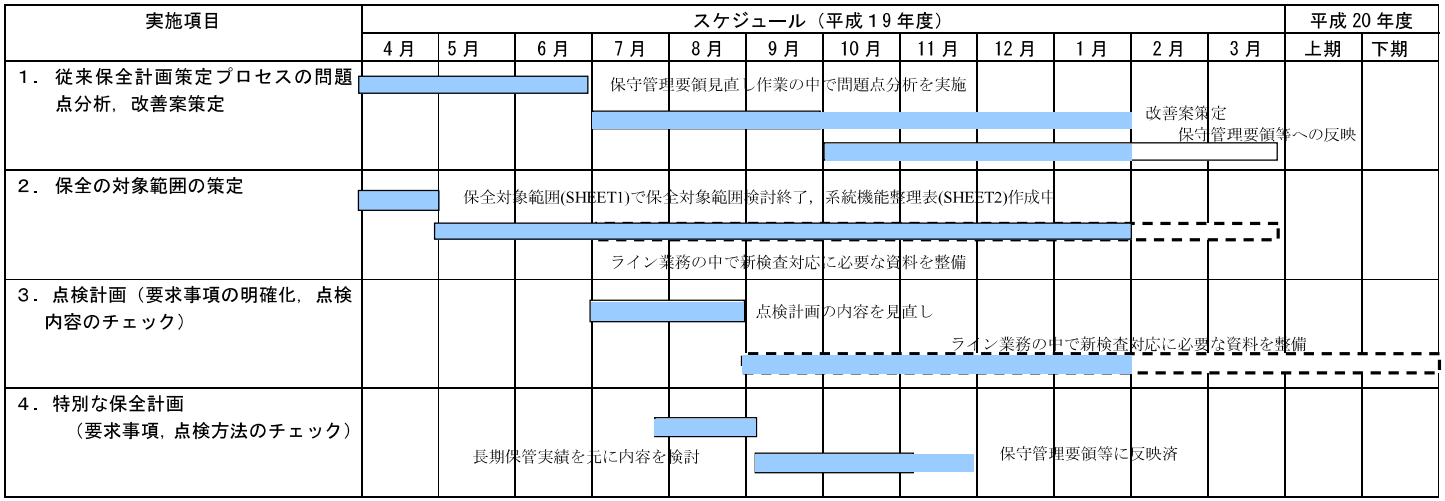

１．第２ＷＧ（保守管理要領の見直し）の中で活動（２回／週）。問題点の抽出を終了し，改善策の方向性についての検討をほぼ終了。合わせて要領類への反映を検討中。
２．新検査制度対応業務の中で，保全対象範囲(SHEET1)作成，保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にし、重要な系統を選定する。(SHEET2)
３．2 号機第 14 回定検で点検計画・計画表のチェックを終了。新検査制度の保全の検討の中で必要な資料整備実施
４．手順書制定済み（11 月 30 日）

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
１．問題点の抽出を完了（６月末：計画どおり） 改善策の方向性を策定中（９５%終了） 合わせて要領類への反映を検討中（１０%終了） ２．SHEET１作成完了（４月末：計画どおり） （保全対象範囲の策定作業は終了） SHEET２作成中（進捗率：４０%） ３．点検計画・計画表のチェック終了 （ライン管理の中で実施） ４．長期保管について，手順書を制定済（11 月 30 日）	（検証方法） １．保修部門内における確認 ２．なし，新検査制度対応の中で検証（国による審査等） ３．なし（チェック作業終了） ４．保修部門内におけるチェック （検証結果） ４．保修部門内のコメントを反映した。	（自己評価，再発防止対策の有効性評価） 保全計画が，従前の策定プロセスにおける問題点の分析，要求事項を明確にする等により適切に見直しされている。 同様の不適合発生を抑制している 今後，新検査制度関係認可手続きの中で保安院の評価を受ける。 （内部監査部門の評価） 新検査制度導入後評価する。 （次年度の取組み）２－⑤評価未実施 通常組織による継続的改善に移行	

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表　■■■

【方針】「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表　（ＡＰ２（２）　設計・開発の改善）

Ｈ２０年２月１日　現在

目　的	ＥＣＣＳストレーナに関する保安検査指摘事項を踏まえ，設計・開発が適切に実施できるようにする。	実施内容	１．現状の設計・開発の問題点抽出 ２．改善策の策定 ３．ＱＭＳ文書への反映
要求事項	（１）設計・開発についての責任分担を明確化する。		

具体的な行動計画

－凡　例－
▽□：計画，▽■：実績

実施項目	スケジュール（平成１９年度）												平成 20 年度	
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	上期	下期
１．現状の設計・開発の問題点抽出	▽□				保守管理要領見直し作業の中で問題点分析を実施									
２．改善策の策定					▽□									
３．ＱＭＳ文書への反映							▽□							

・第２ＷＧ（保守管理要領の見直し）の中で活動（２回／週）

・設計･開発に係る問題点を改善した設計･開発管理基本要領の制定を受け，工事業務管理手順書を制定(H20.1.31)。

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
１．問題点の抽出を完了（７月末：目標どおり） ２．設計･開発管理基本要領の制定を受け，工事業務管理手順書として制定(H20.1.31)	（検証方法） ＱＭＳ高度化の検証または保安運営委員会等で妥当性確認 （検証結果） H20.1.24 開催の保安運営委員会で審議を受け，妥当性を確認した。	（自己評価，再発防止対策の有効性評価） 設計開発の要求事項を取り込み，責任と権限を明確にしたことから，有効である。 設計･開発管理基本要領の下部手順である工事業務管理手順書に基づき運用している。 （内部監査部門の評価） JEAC4111 の設計・開発の要求事項への対応手順は，QMS 組織間でバラツキがあったが，設計･開発管理基本要領を新規に制定し統一がとれるようにしたことは QMS 高度化の趣旨にそった活動であると評価する。 また，原子力発電所では工事業務管理手順書を制定し,詳細な仕組みを構築したことを確認した。 今後，運用開始後の有効性評価を行う必要がある。 （次年度の取組み）２－②日常業務化等 ・通常組織による継続的改善に移行。 ・内部監査による細則他の適合性および有効性をレビュー ・施行後の状況についてＭＲ（ＱＭＳ検討委員会）を実施。 ・使い勝手に関する現場の声を収集し評価する。	

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表　■■■

【方針】　「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表　（ＡＰ２（３）　保守管理要員の教育訓練）

Ｈ２０年２月１日　現在

目　的	保守管理に求められる教育訓練項目についての問題点・要望事項の抽出し，教育訓練の改善に寄与する。	実施内容	１．保守管理に関連する教育訓練の問題点・要望事項の抽出
要求事項	（１）保守管理に必要な教育・力量の明確化		

具体的な行動計画

－凡　例－
▽□：計画，▽■：実績

実施項目	スケジュール（平成１９年度）												平成 20 年度	
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	上期	下期
１．保守管理に関連する教育訓練の問題点・要望事項の抽出						保守管理要領見直し作業の中で問題点分析を実施								
					▽ＡＰ６へアウトプット	保修員へ教育・訓練についての意見募集					集約			

・第２ＷＧ（保守管理要領の見直し）の中で活動（２回／週）
・教育・訓練内容の分析結果確認中
・８月に保修員に教育・訓練についての意見募集
・教育・訓練項目について整理し，今後の対応として纏め，第 2WG の確認を受けた。

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
・現状の教育・訓練の分析終了 ・教育・訓練について保修員に意見募集終了 ・全体集約終了 ・教育・訓練項目を整理し，その結果への今後の対応を決定した。	（検証方法） なし （検証結果）	（自己評価，再発防止対策の有効性評価） 保修員の意見が集約されている。 保守管理に必要な教育・力量が明確にされている。 教育訓練カリキュラムに反映されている。 保修員から大きな指摘・要望事項が出されていない 必要な教育項目･実施時期･内容を明確にすることで有効な教育･訓練にできる。 （内部監査部門の評価） 保守管理に必要な教育訓練項目と力量に関する課題を抽出し，ＡＰ６（３）の検討に移ったことの情報を受けた。 評価は，ＡＰ６（３）技術継承施策の実施（力量の明確化）で行うこととする。 （次年度の取組み）２－②日常業務化等 今後はＡＰ６（３）技術継承施策の実施（力量の明確化）に合わせて活動する	

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表　■■■

【方針】「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：　電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表　（AP２（４）確実な予防保全の実施）

Ｈ２０年２月１日 現在

目　的	島根１，２号機に必要な予防保全計画を抽出して，向こう５年以内に対策が完了できるような予防保全計画を策定した上で長計へ反映し，確実な予防保全を実施する。	実施内容	○予防保全５ヵ年計画を策定する。 １．　予防保全対象設備の洗い出し ２．　予防保全対策内容の検討 ３．　予防保全５ヵ年計画の策定 ４．　予算措置の実施
要求事項	１．運転開始後 30 年を超えたプラントであることを意識し，自社データを踏まえた新しいルール作りに取り組んでいく必要がある。（高経年化を念頭に置いた保全プログラムを構築していく必要がある）（根本原因分析） ２．以下のような予防保全が不十分との声が挙がっている。（現場の声） ・定事検の実施が最優先で，不適合（是正）処置や予防処置が実施されていない。 ・「壊れたら直す」というやり方でいいのかと疑問に思う。		

具体的な行動計画

―凡　例―
▽□：計画，▼■：実績

実施項目	スケジュール（平成１９年度）												平成 20 年度	
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	上期	下期
１．予防保全対象設備の洗い出し	▼予防保全対象設備の洗い出し■													
２．予防保全対策内容の検討					▼予防保全対策内容の検討■				■					
３．予防保全５ヵ年計画の策定									▽予防保全５ヵ年計画の策定□					
４．予算措置の実施	▽修繕費等の必要性，規模等検討□													
					一部 20 年中計反映		▽□						▽□	
													21 年長計反映	

・７月末，メーカから，予防保全対象設備の抽出および予防保全計画を取り纏め，提出。
・当社で点検実績および他プラント不具合事例を踏まえ，予防保全対策内容検討中。
・修繕費等の予算確保のための検討を実施。
・予防保全５ヵ年計画の策定を開始。

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取り組み）	備考（懸案事項他）
・７月末，メーカから，予防保全対象設備の抽出および予防保全計画を取り纏め，提出。 ・修繕費に特殊分を設定し，ベース分と分離して確実に確保できるよう，関係部門との調整を完了（１０月）。 ・修繕費等の予算確保のために，必要性，規模等について検討中。２０年中計に反映。 ・当社で点検実績および他プラント不具合事例を踏まえ，予防保全対策内容の絞込みを実施中。	（検証方法） ・予防保全５ヵ年計画の策定にあたり，保安委員会，ＱＭＳ検討委員会に報告して承認を得る。 （検証結果） ・予防保全５ヶ年計画を策定するため，予防保全対象設備の洗い出し，予防保全対策内容を検討し，５ヶ年計画を策定している（３月末完了）。 （目的に対する実効性評価） ●評価方法／指標 ・予防保全項目が反映された５ヶ年計画となっていること。 ●評価結果 （３月末評価の予定）	（自己評価，再発防止の有効性評価） ・高経年化を踏まえた必要な予防保全対策を適切に実施することにより，安全・安定運転を遂行できる。 （内部監査部門の評価） 予防保全が不十分という現場の声を要求事項に掲げ，予防保全対象設備の洗い出しを行い，予防保全５ヵ年計画の策定し，次年度の中計へ計上する活動は，現場の優先する活動として大いに評価できる。 また，予防保全の確実な実施は，高経年化を念頭に置いた保全プログラムに有効であると評価する。 （次年度の取り組み）２－⑤評価未実施 ・策定した予防保全５ヵ年計画を次年度の長計へ計上して確実に実施し，通常組織による継続的改善に移行。	

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表　■■■

【方針】「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：　電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表（AP３（１）　不適合管理，是正処置，予防処置のシステム検討）

平成２０年２月１日　現在

目　的	不適合の是正処置，予防処置を機能的かつ有効に実施するためのシステムを構築する。	実施内容	１．効果的なシステム検討 不適合管理に係る効果的なシステム（グレード別の管理方法，検討会議のあり方等）の検討，構築を行う。 ２．グレード分けの検討 機器の重要度に応じたグレード分けの見直し，改善を行う。 ３．データ分析活用方法の検討 不具合等に係るデータ分析，活用方法の仕組み，ルールを検討し，要則を整備する。 ４．要領書改正 構築したシステムを試行・検証し，要領書を改正する。
要求事項	・ＱＭＳ関係者意見への対応 不適合に関する管理の程度（識別の方法の程度，不適合処置方法の程度，不適合記録の程度等）が明確でない。不適合に重要度がなく，全て発電所長の承認となり負担である。 ・保安検査での指摘事項への対応 ①組織の階層毎に不適合管理の判断基準を定めることを許容する仕組みのため，組織が一体となって取り組むべき継続的改善に結びつく重要な活動の一つである是正処置が適切に実施される状況になっていない。 ②マネジメントレビューへのインプット情報がＱＭＳ全体の改善に寄与する運営となるよう「データ分析」プロセスを構築する必要がある。 ・設備点検 29 事案の要因分析結果（不適合管理ルールが明確でない等「不適合管理の不備」）への対応		

具体的な行動計画

－凡　例－
▽□：計画，▼■：実績

実施項目	スケジュール（平成１９年度）												平成 20 年度	
	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	上期	下期
１．効果的なシステム検討（暫定運用の評価を含む）				▼6/27					▼12/19					
					検討									
２．グレード分けの検討														
			検討			▼8/27	▼10/15							
３．データ分析活用方法の検討						▼8/23								
			検討			▼8/27								
４．要領書改正										▼1/28				
										▼1/31				
					試行・検証・変更									
											本格運用			

以下の時期にＱＭＳチーム等へ報告

H19.8.23：暫定策による改善状況を保安検査で報告
H19.8.23：細則，二次要則をＱＭＳ検討チームへ報告
H19.8.27：細則，二次要則をＱＭＳ検討委員会へ報告
H19.10.15：グレード分けの検討結果をＱＭＳ検討委員会へ報告
H19.12.19：QMS 高度化の仕組みと期待される効果を保安検査で報告
H20.1.28：以下の基本要領を新規制定
・不適合管理・是正処置基本要領
・データ分析・評価活動管理基本要領
・予防処置基本要領
H20.1.31：基本要領の制定に伴い，下部規定（手順書）を整備

現在の状況	対策の検証方法と検討結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
・ 不適合管理検討会及び是正処置ＷＧを暫定運用中 ・ 不適合管理・予防処置 試行・検証・修正を終了。 ・ H19.12.19:QMS 高度化の仕組みと期待される効果を保安検査で報告 ・ H20.1.28：基本要領を新規制定 ・ H20.1.31：基本要領の制定に伴い，下部規定（手順書）を整備	**【検証方法】** 文書が，当初の目的通り有効に策定されており，かつその文書によって業務がスムーズに実施できることをレビュー，検証，妥当性確認の 3 段階に分けて確認した。 ①「レビュー」：方向性の関係者間における理解・合意（H19．9） ②「検証」：JEAC4111 への適合，JEAG4121shall 事項の適切な取込みおよび明確化した課題の改善，・一次文	**（ＱＭＳ高度化，再発防止対策の有効性評価）** **○ＱＭＳ高度化の視点からの評価** 検証結果に記載する通り，要求事項を達成する活動となっている。またＱＭＳ高度化活動開始時に掲げた活動方針について，以下の通り達成していると判断する。 ①現場が使いやすいシンプルで有効なQMSとする ⇒妥当性確認で確認。 ②組織的・マネジメント的な問題も解決する ⇒検証においてQMSの課題が織り込まれていることを確認。	

書，二次文書のインターフェース・整合（H19. 9～10）

③「妥当性確認（シミュレーション）」：現場の運営が本文書とおりに廻ること，現場にとって分かりやすく使い易いこと（H19. 9～10）

【検証結果】

要求事項に記載するＱＭＳの課題を改善した。

①不適合に関する管理の程度（識別の方法の程度，不適合処置方法の程度，不適合記録の程度等）が明確でない。

・不適合が発生した場合の識別方法，不適合処置方法および不適合記録等の管理の程度を規定した「不適合管理・是正処置基本要領」を制定し，管理の程度を明確にした。

②不適合に重要度がなく，全て発電所長の承認となり負担である。

・不適合事象の原子力安全に対する重要性に応じた，管理の程度を「不適合管理・是正処置基本要領」に規定し，承認権限を明確にした。

③設備点検 29 事案の要因分析結果（不適合管理ルールが明確でない等「不適切管理の不備」）への対応

・不適合事象が発生した場合の判定基準，是正処置の方法など不適合発生から是正処置を行うまでの具体的手順を規定した，「不適合管理・是正処置基本要領」をＱＭＳ適用組織共通要領として新規制定した。

④「データ分析」プロセスを構築する必要がある。

・マネジメントレビューへのインプット情報がＱＭＳ全体の改善に寄与するよう「データ分析」プロセスの仕組みを「データ分析・評価活動管理基本要領」として新規制定した。

【目的に対する実効性評価】

●評価方法／指標

①不適合の是正処置，予防処置を機能的かつ有効に実施するためのシステムを構築していること

②規定類に基づいて運用されていること。（具体的な行動計画に沿って検討がなされていること）

●評価結果

①　不適合管理・是正処置，予防処置に関する共通要領を制定している。暫定運用し効果の認められた不適合管理検討会・是正処置検討会の仕組みを２月以降，本格導入し，「不適合管理・是正処置基本要領」に基づき不適合管理・是正処置を運用している。

②予防処置についても，予防処置検討会を新たに設置し，「予防処置基本要領」に基づき運用していく。

③QMS活動を推進できる人材を育成する。

⇒QMS文書の作成，試行，検証段階において，延べ139人の関与したことにより，方針達成と評価している。

【再構築後の確認段階】

再構築したQMSは試行検証により，支障なく運営できることを確認しているが，導入初期における不適合の発生や戸惑いが想定されることから，施行後も継続的に改善を図る。

○再発防止の視点からの評価

暫定運用している不適合管理検討会等の本格導入，グレード分けの適用により以下の効果が期待される。

① 本システムが導入されると発電設備の点検結果の要因である「不適合管理ルールが明確でない」への対応策となり，不適切事案の再発防止に結びつく。

② 不適合管理に関する抵抗感がなくなり，継続的改善の機会と捉えるようになる。

③ 安全重要度に応じた管理グレードの導入により，業務の迅速化を図ることで，不適合・是正処置・予防処置の一連のシステムが有機的に結びつくことから安全性の向上に資することができる。

（内部監査部門の評価）

不適合管理，是正処置、予防処置等の文書の変更に関し，内部監査部門は，「活動方針に添っているか」，「JEAC4111I に適合しているか」の観点から文書案の審査を行い，その文書審査結果および，実施部門で行った文書のレビュー，検証，妥当性確認の結果が文書に反映されていることを確認した。

これまで組織ごとに作成していた不適合管理に関する文書を共通要領として制定し，統一して管理する仕組みとしたことを確認し，より不適合に関する管理の程度が高まったこと，組織一体となって取り組むべき継続的改善に結び付く仕組みが構築されたと評価する。

（次年度の取組み） ２－②日常業務化等

・通常組織による継続的改善に移行。
・内部監査による細則他の適合性および有効性をレビュー
・施行後の状況についてＭＲ（ＱＭＳ検討委員会）を実施。
・使い勝手に関する現場の声を収集し評価する。

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表　■■■

【方針】「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：　電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表　（AP３（２）　根本原因分析の的確な実施）

平成２０年２月１日　現在

目　的	分析手法を習熟するとともに，確実な是正処置，予防処置に資するため根本原因分析活動を行う。	実施内容	１．　新たな分析手法の調査 現在，採用している手法以外のＲＣＡ手法について，他社その他異業種の調査を実施する。 ２．　根本原因分析要領書の整備 分析手法，対象事象スクリーニング基準等のＲＣＡ運用に係る要領書整備を行う。 ３．　根本原因分析活動 年間２件以上の分析活動を行い，その分析結果をもとに，必要に応じてＱＭＳの見直しを行う。 ４．　情報収集 中央大会議，ＲＣＡ研修会へ参加し，ＲＣＡ手法や国の要求事項の情報を収集する。
要求事項	・実用炉規則が改正（8／9 告示）されたことに伴い，平成 19 年 11 月末（保安規定変更申請）までに根本原因分析の方法及び実施体制を明確にする必要がある。 ・安全管理技術評価ＷＧ意見への対応として，分析をより有効とするため新たな手法に取り組む必要がある。 ・設備点検 29 事案の要因分析結果（不適合管理ルールが明確でない等「不適合管理の不備」）への対応		

具体的な行動計画

－凡　例－
▽□：計画，▼■：実績

実施項目	スケジュール（平成１９年度）												平成 20 年度	
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	上期	下期
１．新たな分析手法の調査	手法調査試行		▼6／14ＱＭＳ検討チーム▶											
		▼5／18 電中研レビュー												
	根本原因分析手法・手順の確立													
２．根本原因分析要領書の整備					▼8/23			▼11/19						
			根本原因分析要領書の整備						▼11/26		▼1/31			
					▼8/27				▼12/14					
							試行・検証							
３．根本原因分析活動		▼5/18ＱＭＳチーム				▼9/19	▼10/15	▼保安規定申請(11/30)						
		事例分析（２事例／年程度）												
									▼ＲＣＡ着手(12/27)					
４．情報収集	ＪＮＥＳ原子力安全文化検討会，電気協会根本原因分析ＷＧ，ＲＣＡ講習会などに参加													
		▼5／31 電中研意見交換会					▼10/15, 16 講習会							
		▼5／22，23 講習会						▼11/19, 20 講習会						
				▼7／11 講習会					▼12/12 講習会					

以下の時期にＱＭＳチーム等へ報告
H19.4.2：ＲＣＡ年間活動計画
H19.5.18：2 件（島根１号機高圧注水ポンプ駆動用タービンからの漏洩，島根１号機給水加熱器使用前検査不適合）のＲＣＡ活動計画
H19.6.14：調査・試行結果
H19.8.23：分析手法，手順を QMS 検討チームへ報告
H19.8.27：分析手法，手順を QMS 検討委員会へ報告
H19.9.19：2 件の分析結果を発電所へ説明
H19.10.12：2 件の分析結果を QMS 検討チームへ報告
H19.10.15：2 件の分析結果を QMS 検討委員会へ報告
H19.11.19：要領書（案）を QMS 検討チームへ報告
H19.11.26：要領書（案）を QMS 検討委員会へ報告
H19.12.14：根本原因分析実施要領書等の QMS 文書を整備し本格運用開始
H19.12.27：島根 1 号機燃料取替装置燃料把握機変形事象の分析に着手
H20.1.31：不適合管理・是正処置基本要領の制定に伴い，下部規定（手順書）を整備

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
・　調査及び情報収集を継続実施中 H19.10.15～16　：ＲＣＡ研修会に 5 名派遣し，各種手法を調査 H19.11.19～20　：ＲＣＡ研修会に 4 名派遣し，上記手法の事例研修に参加 H19.12/12　：ＲＣＡ研修会に 3 名派遣し，デービスベッセ事例の分析研修に参加 １月末のＲＣＡ研修会修了者：8 名 ・　H19.12.27：島根 1 号機燃料取替装置燃料把握機変形事象の分析に着手した。	**【検証方法】** 上記要求事項を満足していることを以下の各ステップで確認した 【レビュー】 発電所，建設所，本部，事業支援部門のメンバーで構成する打ち合わせを 2 回開催し，記載方針，記載内容を確認した。 【検証】 ＩＳＭのレビューにより，ＱＭＳの課題が織り込まれていることを確認した。 要領書（案）を QMS 検討チームおよび QMS 検討委員会へ報告し，国の要求事項，JEAG4121-2005 の附属書「根本原因分	**（QMS高度化，再発防止対策の有効性評価）** **○QMS高度化の視点からの評価** 検証結果に示す通り，要求事項を達成する活動となっている。 また，QMS高度化活動開始時に掲げた2つの活動方針について，以下のとおり達成していると判断する。 ①組織的・マネジメント的な問題も解決する ⇒安全管理技術評価ＷＧ意見（分析をより有効とするため新たな手法に取り組む）を改善策に反映。 ③QMS活動を推進できる人材を育成する。 ⇒QMS文書「不適合管理・是正処置基本要領」及び「根本原因分	

・ H20.1.15：ＲＣＡチーム会議を開催 ・ H20.1.31：不適合管理・是正処置基本要領の制定に伴い，下部規定（手順書）を整備	析のガイド」への適合，および一次文書，二次文書のインターフェース・整合のレビューを受けた。 **【検証結果】** 要求事項に記載するＱＭＳの課題を改善した。 ①平成 19 年 11 月末（保安規定変更申請）までに根本原因分析の方法及び実施体制を明確にする。 ・実用炉規則改正に伴い，根本原因分析の方法及び実施体制を規定した保安規定変更認可申請を平成 19 年 11 月 30 日に実施し，12 月 14 日から，根本原因分析活動を運用開始した。 ②分析をより有効とするため新たな手法に取り組む ・従来のＪＮＥＳの組織要因表を活用した分析手法に加え，電力中央研究所の手法（HINT/J-HPES）に経営要因、社会要因を追加した手法を新たに導入した。 ③設備点検 29 事案の要因分析結果（不適合管理ルールが明確でない等「不適切管理の不備」）への対応 ・根本原因分析活動の責任と権限，具体的手順を社内規定として定め，管理ルールを明確にした。 **【目的に対する実効性評価】** ●評価方法／指標 ①根本原因分析の実施体制を構築していること ②規定類に基づいて運用されていること。 ③根本原因分析に係る教育を実施していること ④根本原因分析の実施回数（２件以上／年） ●評価結果 ①「不適合管理・是正処置基本要領」，「予防処置基本要領」，両基本要領の下部規定として根本原因分析手順書を制定し，根本原因分析活動を実施している。 ②平成１９年度において，日本原子力技術協会主催のＲＣＡ研修会に８名派遣し，各種手法および各種手法の事例研修を実施。 ③平成 19 年度において，２件の分析を完了し，組織要因を抽出した。現在１件（島根１号機燃料取替装置燃料把握機変形事象）の分析を実施中である。	析実施要領」の作成，試行，検証段階において，延べ１４６人の関与し文書構築したことにより，方針達成と評価している。 平成 18 年度から根本原因分析活動 5 件を実施し，経営レベルの要因として，①環境変化に対応する体制構築と資源投入の不足，②トップ間マネジメントのコミットに対する重要性の認識不足，③原子力安全確保に関する危機意識の低下，④QMS の認識不足，⑤外部コミュニケーション，社内情報伝達の不足等の経営レベルの要因を抽出した。また，平成19年度においても，2件の根本原因分析活動を実施し，「設備に熟知した専門家（スペシャリスト）を確保することを考慮したローテーションのあり方，育成方法の検討」等の経営レベルの要因を抽出した。これらの活動を通じて抽出した要因に対する予防処置策を検討し，QMS高度化へ反映した。 【再構築後の確認段階】 再構築したQMSは試行検証により，支障なく運営できることを確認しているが，導入初期における不適合の発生や戸惑いが想定されること，さらに現場が使いやすいシンプルで有効なQMSとする必要があることから，施行後も継続的な改善を図る。 **○再発防止の視点からの評価** 不適切事案29件の発生要因のうち，「不適合管理の不備」に対して，「不適合管理の仕組み改善」をQMSの中に織り込みシステム化した。 根本原因分析で抽出した要因に基づき，以下の施策を実施した。 ① 経営資源に特化したマネジメントレビューの実施 ② 高経年課対策を見据えた保守管理の見直し（保全プログラムの充実） ③ 現場が使いやすいシンプルで使いやすい有効な QMS 構築 ④ 経営層の現場訪問の充実　等 **（内部監査部門の評価）** 根本原因分析については，QMS 高度化の活動開始時点で，考査部門から，これまでの不適合の原因分析が甘いという監査結果から，実施部門に採用することを提案していた。 実施部門は，上記の提案や保安検査官からの指導を受けて，各種の調査を実施し，ある程度手法を確立していた。 保安規定に記載されたことを受けて，国の要求事項を盛り込んで根本原因分析の要領を策定し，要領の検証・妥当性確認を行い，その結果を文書に反映していること，および，ＲＣＡの実施体制や実施方法について明確にした仕組みとしていることを確認した。また，本要領に基づきＲＣＡを実施していることを確認した。 今後，運用開始後の再発防止対策の有効性評価を実施する必要がある。なお，現在のＲＣＡの実施に当たっては考査部門の要員もオブザーバーで参加しており，都度意見を反映させている。 ※根本原因分析の再発防止に対する評価はＡＰ３（１）に記載する。 **（次年度の取組み）** ２－②日常業務化等 ・QMS高度化による改善終了。通常組織による継続的改善に移行。 ・内部監査によるQMS文書の適合性レビューを実施する。 ・施行後の状況をMRおよびQMS検討委員会へインプットする。 ・今後２件以上／年の根本原因分析を実施し，ＱＭＳの継続的改善を実施していく。	

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表　■■■

【方針】「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：　電源事業本部（原子力）
アクションプラン進捗管理表　（AP４（１）マネジメントレビューのシステム構築（２）効果的なマネジメントレビューの実施，（３）品質方針の改正）

Ｈ２０年２月１日　現在

目　的	トップマネジメントがその役割と権限を十分に発揮できる，マネジメントレビューのシステムを構築する。	実施内容	（１）マネジメントレビューのシステムの構築 ①システムの構想整理 現行システムの調査，問題点の整理を実施し，他社のシステムを調査する。 ②マネジメントレビュー要則（共通文書）を策定する。 効果性を高める活動ができるよう要則の整備を行う。 ・インプット項目の整理，アウトプットのフォローの仕組み，適切な開催時期設定　等 ③関係箇所との調整 適宜関係箇所と調整を行う。 ④評価 秋以降に実施予定のマネジメントレビューに今回，作成の要領を仮適用し，関係箇所からの意見を聴取し検証を行う。 （２）効果的なマネジメントレビューの実施 （３）品質方針の改正，品質目標の設定
要求事項	・ＱＭＳ再レビュー（JEAG4121）の改善策の反映 ・保安検査での指摘事項への対応 ①インプット情報の整理 ②アウトプットが業務に反映できる仕組みが十分でない。 ③資源の必要性を明らかにして提供する仕組みがない。 ④開催時期が実施部門と監査部門とでずれが生じている。　等 ・設備点検 29 事案の要因分析から「工程優先等経済性重視の考え方」「コンプライアンス意識」「法令・保安規定等に対する判断・遵守の考え方」等に問題があることへの対応。		

具体的な行動計画

－凡　例－
▽□：計画，▼■：実績

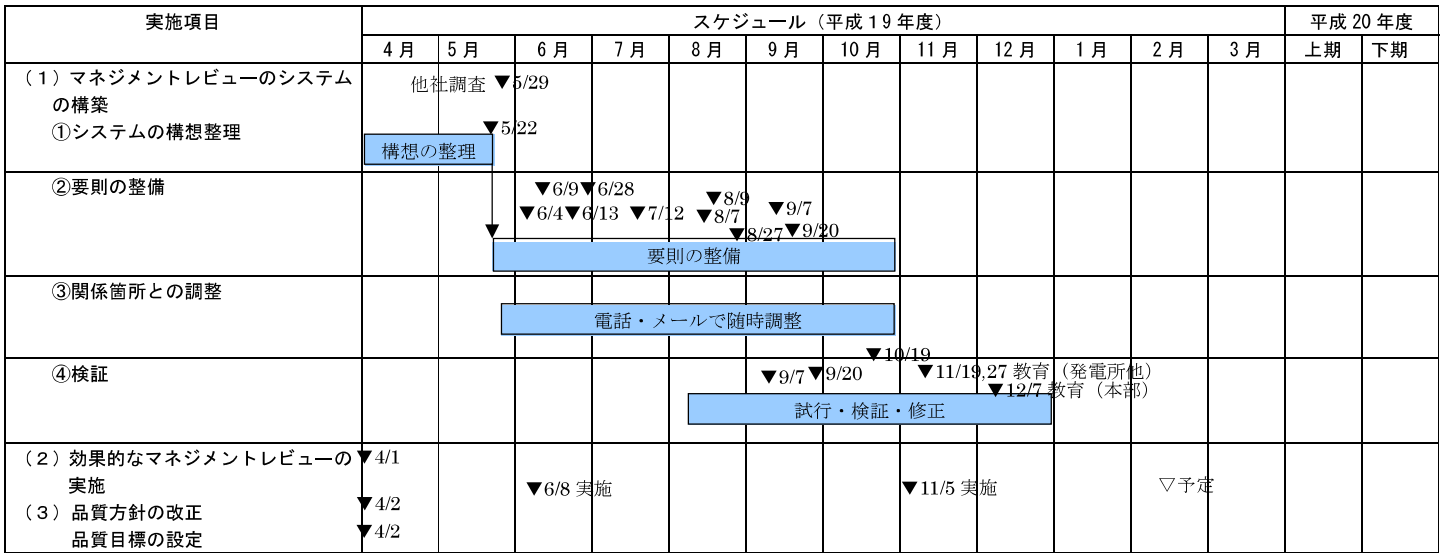

（１）マネジメントレビューのシステムの構築
・Ｈ18 年度　四国（11/26），九州（11/24）調査
・Ｈ19.5.22　方向性についてＧｒ会議
・Ｈ19.5.29　東北電力の仕組み聞き取り
・Ｈ19.6.　4　要則０次案提示
・Ｈ19.6.　9　発電所，考査，本部でコア部分検討
・Ｈ19.6.13　要則１次案提示
・Ｈ19.6.28　要則２次案提示
・Ｈ19.7.12　要則３次案提示
・Ｈ19.8.　7　発電所と打合せ
・Ｈ19.8.　9　要則４次案提示
・Ｈ19.8.27　要則５次案提示
・Ｈ19.9.　7　要則６次案提示（レビュー）
・Ｈ19.9.20～10.5 要則７次案提示（妥当性確認）
・Ｈ19.10.12 QMS チーム会議に試行・検証結果概要を報告
・Ｈ19.10.19 発電所と修正の方向性打合せ
・Ｈ19.11.19,27 発電所・建設所教育
・Ｈ19.12.　7　本部教育
（２）効果的なマネジメントレビューの実施
・Ｈ19.4.　1　マネジメントレビューの変更
経営会議⇒社長報告へ変更
・Ｈ19.6.8，Ｈ19.11.5　マネジメントレビュー実施
・Ｈ20.2 月　マネジメントレビュー実施予定
（３）品質方針の改正
・Ｈ19.4.　2 品質方針の改正，品質目標の設定

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
・決定した文書体系および作成した文書作成ガイドラインに基づき，各文書の作成作業を実施。 ・細則案，マネジメントレビュー要則概要を策定（8 月 23 日チーム提出，8 月 27 日検討会了承） ・試行・検証案計画を策定（8 月 23 日チーム提出，8 月 27 日検討会了承） ・試行・検証（8 月 28 日～10 月 5 日） ・試行・検証結果に基づき要則の修正完了。	○（１）マネジメントレビューのシステムの構築（要則の策定）の検証について 文書が，当初の目的とおり有効に策定されており，かつその文書によって業務がスムーズ実施できることをレビュー，検証，妥当性確認の 3 段階に分けて確認する。 「レビュー」 ・方向性の関係者間における理解・合意 「検証」 ・JEAC4111 への適合，JEAG4121shall 事項の適切な取込みおよび明確化した課	（ＱＭＳ高度化，再発防止対策の有効性評価） ○ＱＭＳ高度化の視点からの評価 検証結果に記載する通り，要求事項を達成する活動となっている。 またＱＭＳ高度化活動開始時に掲げた活動方針について，以下の通り達成していると判断する。 ①現場が使いやすいシンプルで有効なQMSとする ⇒ＪＥＡＧ４１２１を受けた再レビューの課題を改善策として反映 ②組織的・マネジメント的な問題も解決する	

	題の改善 ・一次文書，二次文書のインターフェース・整合 「妥当性確認（シミュレーション）」 ・現場の運営が本文書とおりに廻ること ・現場にとって分かりやすく使い易いこと （結果） ①ルールの変更を伴わない表現の修正により，円滑な業務への利用が期待できる。 ②手順書がないため，所々プロセスの流れが詰まったことから，手順書の整備により円滑な業務への利用が期待できる。 ○（２）効果的なマネジメントレビューの実施（３）品質方針の改正の検証について 文書再構築に先行して実施した事項（社長への直接報告，資源に特化したマネレビ，品質方針の改正等）については，次回マネジメントレビュー（平成 20 年 2 月予定）で報告する。 （検証結果） 要求事項に記載するＱＭＳの課題を改善した。 １．ＱＭＳ高度化の意識高揚 ・原子力品質方針を新たに策定し，原子力安全最優先の考え方を再認識した。 ・品質目標の設定は，電源事業本部長通達により設定する仕組みを構築したが，今後ＭＲにおいてＱＭＳの変更について評価し，継続的改善を実施する。 ２．ＭＲに関する課題を織り込んだ「マネジメントレビュー基本要領」を新規制定した。 ①ＭＲのインプット情報を明確化した。 ②ＱＭＳ推進者会議の活用による，ＭＲアウトプットを業務に反映する仕組みを構築した。 ③実施部門と監査部門のＭＲを同時期に実施し，より効果的なＭＲとなるよう改善した。 ３．効果的なＭＲを実施するため以下を改善した。 ・１年でＰＤＣＡを廻すため，２月にＭＲを実施し，評価結果を次年度に反映できる仕組みとした。 ・要求事項（③資源の必要性を明らかにして提供する仕組みがない。）の改善として，資源に関するＭＲを試行的に実施した。 （目的に対する実効性評価） ●評価方法／指標 １．トップマネジメントの関与を強めたＭＲの仕組みを構築していること ２．規定類に基づいて運用されていること ３．社長からの意見，指示内容 ４．ＭＲ実施回数２回以上／年 ５．方針の浸透度，理解度（意見交換会等による確認（５段階評価で３以上）） ●評価結果 １，２．効果的なＭＲのシステムを構築し，「マネジメントレビュー基本要領」として制定，これに基づき運用を行っている。 ３．トップマネジメントからアウトプットが出されている。 ４．マネジメントレビューを３回／年開催した。	⇒根本原因分析の結果を改善策に折込み，効果的なＭＲの仕組みを構築した。 ③QMS活動を推進できる人材を育成する ⇒マネジメントレビューのシステム構築にあたり，品質保証部門以外の要員が参画した。 ○再発防止の視点からの評価 不適切事案29件の発生要因のうち，「工程優先等経済性重視の考え方の浸透」に対して，「マネジメントレビューの仕組み改善」など課題の改善をQMSの中に織り込みシステム化した。 不適切事案29件の発生時期に着目した分析から，QMSの導入は不適切事案の発生を抑制していると考えられることから，これらQMSの改善は再発防止対策に有効であると評価する。 （内部監査部門の評価） AP1（２）（３）５章と同じ。 （次年度の取組み）２－⑤評価未実施 通常組織による継続的改善に移行。	

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表　■■■

【方針】「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：　電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表（AP４（４）　内部監査のあり方）

平成２０年２月１日　現在

目　的	保安検査での指摘事項を踏まえ，ＱＭＳの改善に資するため，内部監査体制の充実，自己評価を導入する。	実施内容	１．内部監査体制の充実 実施部門と監査部門が双方に分担して監査を行う仕組みを構築する。 ２．自己評価の導入 米国原子力発電所における自己評価活動を調査する。 JIS9006 を参照し，目的，しくみ，手順等を新たに構築する。 ３．要領の整備 １．２．の仕組み・手順を要領類に反映する。
要求事項	①保安検査における指摘事項への対応 ・評価できる取り組みが実施されてきたにも係わらず，ＱＭＳ全体の仕組みとプロセスに関する本質的な改善に結びついていない。 ・独立監査部門の内部監査については，実施部門から独立した監査部門として，実施部門では果たせない視点での監査の取り組みを行う必要がある。 ・実施部門における内部監査は「プロセスの監視」と位置付けられているが，現実は，改善に結びつくような指摘事項がない。 ②考査部門からの提言 ・適合性確認だけでなく有効性・効率の改善につながる内部監査とする必要がある。 ・ＱＭＳ活動を推進できる人材を育成する必要がある。		

具体的な行動計画

－凡　例－
▽□：計画，▼■：実績

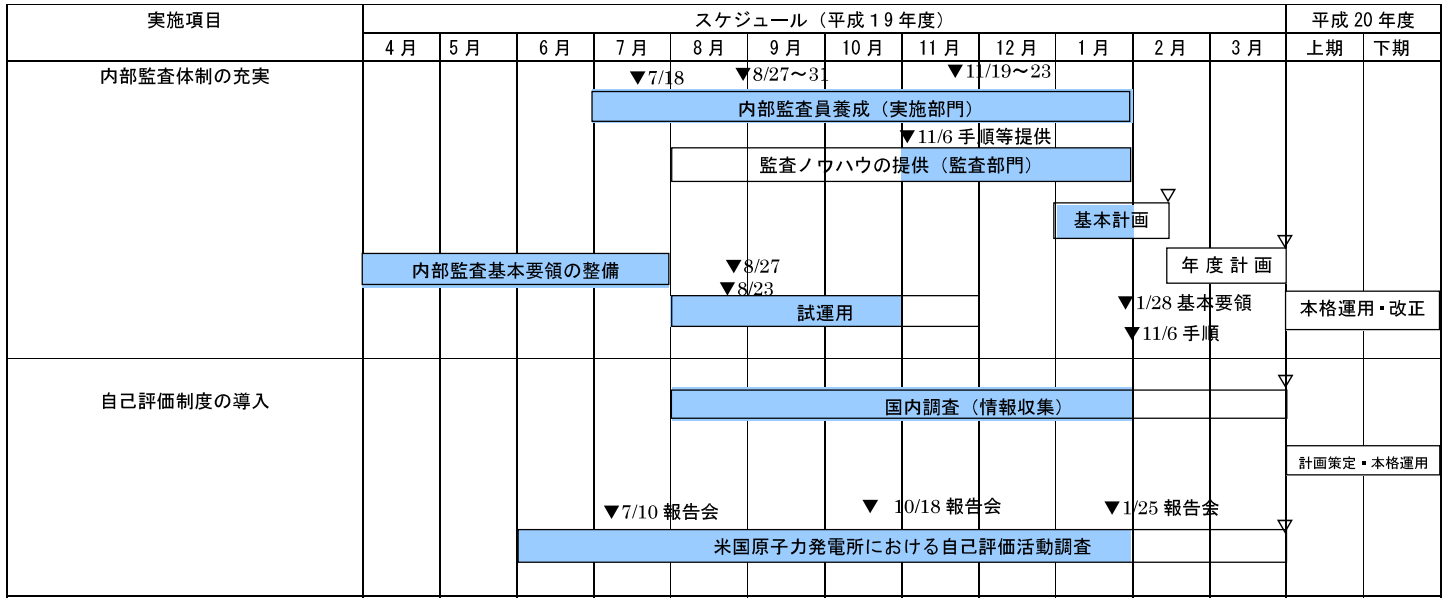

以下の時期にＱＭＳチーム等へ報告

１．内部監査体制の充実
H19.7.18：方針，監査員養成計画
H19.8.23：内部監査基本要領のＱＭＳチーム報告
H19.8.27：内部監査基本要領のＱＭＳ検討委員会報告
H19.8.27～31：ISO9001 審査員研修コース（5 日コース）へ 2 名派遣
H19.11.19～23：ISO9001 審査員研修コース（5 日コース）へ 1 名派遣
H20.1.28：基本要領制定
H20.1.31：手順書整備
H20.2：基本計画承認予定
H20.3：年度計画承認予定
２．原子力部門が自己評価を行う制度の導入
H20.3：国内外調査結果まとめ
H20.4～：不適合・是正処置，予防処置について自己評価計画を策定し実施
平成 19 年 12 月の保安検査を踏まえ，自己評価導入計画を一部見直した。

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
・5/21：ベンチマーキングとして沖電気の内部監査実施状況を調査 ・6/15：ベンチマーキングとして関西電力の内部監査実施状況を調査 ・米国原子力発電所における自己評価活動を調査中 ・内部監査基本要領について，検証・修	**【検証方法】** 文書が，当初の目的通り有効に策定されており，かつその文書によって業務がスムーズに実施できることをレビュー，検証，妥当性確認の 3 段階に分けて確認した。 ①「レビュー」：方向性の関係者間における理解・合意 ②「検証」：JEAC4111 への適合，JEAG4121sha‖ 事項の適切な取込みおよび明確化した課題の改善，・一次文書，二次文書のイ	**（QMS高度化，再発防止対策の有効性評価）** **○QMS高度化の視点からの評価** 検証結果に記載する通り，要求事項を達成する活動となっている。またＱＭＳ高度化活動開始時に掲げた活動方針について，以下の通り達成していると判断する。 ①現場が使いやすいシンプルで有効なQMSとする ⇒妥当性確認で確認。	

正を終了。	ンターフェース・整合 ③「妥当性確認（シミュレーション）」：現場の運営が本文書とおりに廻ること，現場にとって分かりやすく使い易いこと **【検証結果】** 要求事項に記載するＱＭＳの課題を改善した。 ① 独立監査部門の内部監査については，実施部門から独立した監査部門として，実施部門では果たせない視点での監査の取り組みを行う必要がある。 ・実施部門と独立監査部門（考査部門）の双方が分担して監査する仕組みを規定した「実施部門内部監査基本要領」および「原子力安全管理監査要領」を新規制定した。 ・実施部門は個別業務の小さなＰＤＣＡに着目した適合性監査を，また，独立監査部門はＱＭＳ全般の大きなＰＤＣＡに着目した有効性・効率の監査を実施する予定である。 ② 実施部門における内部監査は「プロセスの監視」と位置付けられているが，現実は，改善に結びつくような指摘事項がない。 ・実施部門内部監査の位置付けをＪＥＡＣ－４１１１の「８．２．３プロセスの監視および測定」から「８．２．２内部監査」へ見直した。また，電源事業本部（原子力品質保証）が監査チームを編成し，内部監査を実施する仕組みを導入した。 ③ ＱＭＳ活動を推進できる人材を育成する必要がある。 ・ 実施部門の監査員の力量を，独立監査部門の力量設定レベルまで上げるため，実施部門の内部監査員候補の要員を中心に人材を育成することにした。 **【目的に対する実効性評価】** **●評価方法／指標** ①内部監査体制が充実されたこと ②内部監査に係る教育を実施していること ③自己評価に関する調査が実施されていること ④自己評価の調査結果に対して適切な評価がなされていること **●評価結果** ①「実施部門内部監査基本要領」を制定し，これに基づき監査計画を策定中。 ②平成１９年度，ＩＳＯ９００１審査員研修コース（５日コース）に５名派遣した。 ③平成１９年６月から電力共同で米国の原子力発電所を対象に自己評価に関する調査を実施中である。 ④自己評価の米国調査終了後，３月末までに成果物を評価する予定である。	②組織的・マネジメント的な問題も解決する ⇒検証においてQMSの課題が織り込まれていることを確認。 ③QMS活動を推進できる人材を育成する。 ⇒「実施部門内部監査基本要領」の作成，試行，検証段階において，延べ69人の関与し再構築したことにより，方針達成と評価している。 【再構築後の確認段階】 再構築したQMSは試行検証により，支障なく運営できることを確認しているが，導入初期における不適合の発生や戸惑いが想定されることから，施行後も継続的に改善を図る。 **〇再発防止の視点からの評価** 本アクションプランで実施した改善策は，不適切事案２９件の発生要因（８要因）とは直接的には対応しないが，全社の再発防止対策として掲げている「不正をさせない業務運営」のうち「内部チェック体制の充実」に資することができる。 **（内部監査部門の評価）** 内部監査は QMS の有効性改善のツールとして，今回大幅な見直しを実施した。考査部門は全体を俯瞰する視点で QMS を改善，実施部門の監査は業務の実施状況を専門的立場から改善していくものである。 実施部門の監査は，横串をとおす役割りを持った電源事業本部（原子力品質担当）が行い，チェック機能や横串機能が強化されると評価する。 今後上手く機能すれば，不適切な事案の再発防止にも有効な役割りを果たすものと考える。 なお，内部監査要領に関して，レビュー，検証，妥当性確認を行い，その結果が文書へ反映されていることを確認した。 今後，運用開始後の有効性評価を実施すること，また，自己評価活動に関する評価を実施する必要がある。 **（次年度の取組み）** ２－⑤評価未実施 ・内部監査の実施については，通常組織による継続的改善に移行。 ・「ＱＭＳ活動を推進できる人材を育成する必要がある。」に対しては，ISO9001 審査員研修コース（5 日コース）へ継続的に派遣する。 ・H20.4～：不適合・是正処置，予防処置について自己評価計画を策定し実施する。	

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表　■■■

【方針】「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：　電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表（ＡＰ5（1）（3）内コミ，情報共有化）　　**Ｈ２０年２月１日　現在**

目　　的	（１）共有すべき情報については，主管箇所，共有化の窓口，伝達ルールを定め，確実な共有化を実施する。	実施内容	（１） 現在，各組織が入手している情報及び入手する必要がある情報について棚卸しを行い，内部コミュニケーションとして情報共有すべき情報を選択する。 （２） 選択した情報について情報の主管，共有化の窓口，伝達のルールを定める。 （３） 定めた手順で，試運用を行い，遺漏なく実施できることを確認し，正式な運用とする。
要求事項	（１）ＱＭＳ高度化の課題：外部文書を本部・発電所で咀嚼して共有できるようにする必要があることへの対応（ＲＣＡ） （２）トップマネジメントの意向（コミュニケーション充実，情報共有化）への対応 （３）発電設備総点検での不適切な事案についての要因分析から，「良好なコミュニケーションが取れない組織・風土等の問題」等に問題があることの対応。		

―凡　例―
▽□：計画，▼■：実績

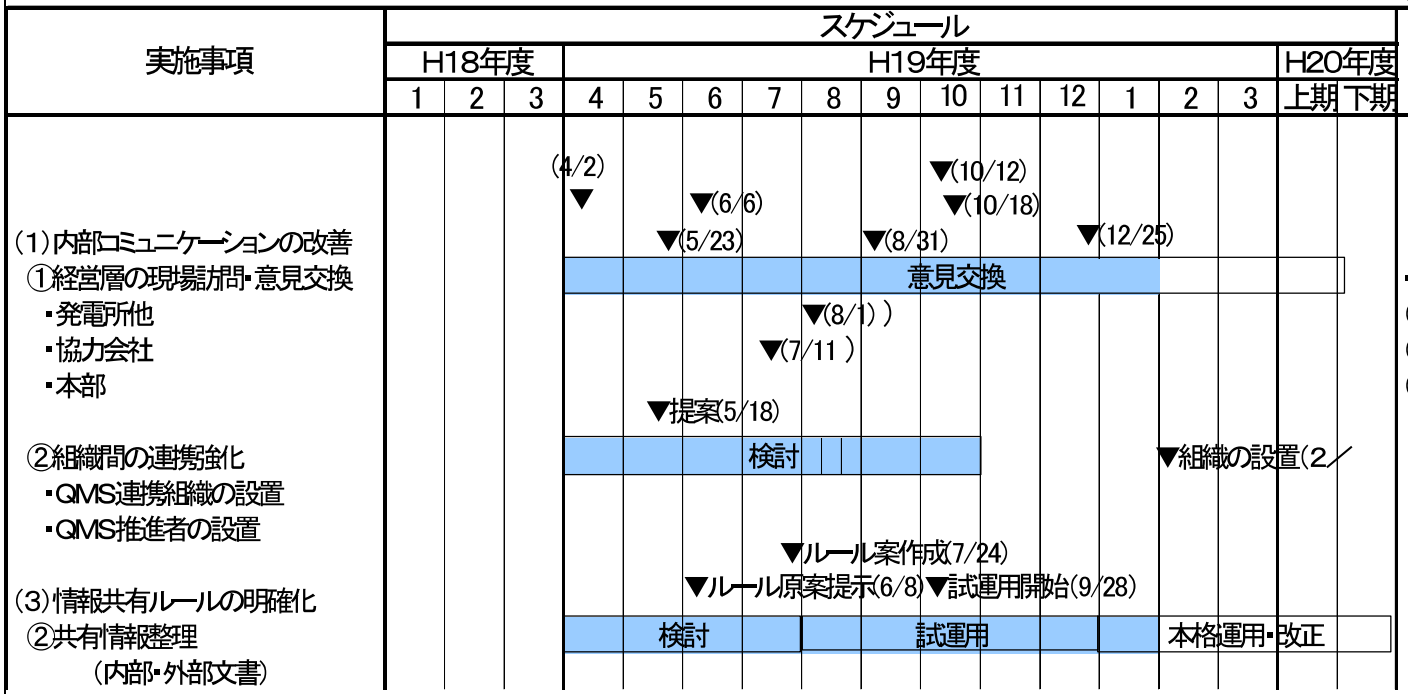

6 月 11 日計画キックオフ
6 月 14 日チーム会提出
6 月 20 日保安検査説明
6 月 29 日棚卸終了
7 月 24 日共有化ルール案作成
9 月 28 日試運用開始
10 月試運用継続実施中
11 月試運用継続実施中
12 月試運用継続実施中

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
・ 役員による意見交換会は発電所７回，協力会社１回，本部１回の計９回実施 ・ 各担当で入手している情報の棚卸を行い，情報の選別，フローのレビューを実施 ・ 情報共有化ルール案の作成 ・ 試運用開始（9/28） ・ アンケート実施（1/22）	（検証方法） ・情報共有ルール案により試運用し，アンケート等で効果を確認。 ・意見交換会の実施回数，および意見の反映 ・組織間の連携を強化する仕組みが確立されているか （検証結果） ①外部文書共有化への対応 ・情報共有ルールを明確化し運用している。 ・試運用のアンケート調査（結果取りまとめ中）では，大きな指摘・問題点は出ておらず，情報共有ルールは概ね良好。 ②トップマネジメントへの意向への対応 ・役員による意見交換会は１月末まで発電所７回，協力会社１回，本部１回の計９回実施。 ・意見は，ＱＭＳ高度化へのインプットへ取り込み，意見の反映状況を意見交換会でフィードバックした。 ・今後も継続して実施する。 ③「良好なコミュニケーションが取れない組織・風土等の問題」等に問題があることへの対応 ・H20/2 にＱＭＳ連携組織を設置およびＱＭＳ推進者会議を立ち上げ，内部コミュニケーション促進の仕組みを改善した。 （目的に対する実効性評価） ●評価方法／指標 １．情報共有ルールを作成していること ２．アンケート調査で，大きな指摘・問題点のないこと ●評価結果 １．情報の棚卸，共有化すべき情報の選別，フローのレビューを実施し，共有化の窓口・伝達ルール等情報共有化ルールを明確化し運用している。 ２．アンケート調査（結果取りまとめ中）では，大きな指摘・問題点は出ておらず，情報共有ルールは概ね良好。	（ＱＭＳ高度化，再発防止対策の有効性評価） ○検証結果に記載する通り，要求事項を達成する活動となっている。 ○再発防止の視点からの評価 ・不適切事項２９件の発生要因のうち，「良好なコミュニケーションが取れない組織・風土等の問題」に対して，ＱＭＳ連携組織の設置・推進者会議の創設等，内部コミュニケーションの仕組みを改善した。 ・不適切事案２９件の発生時期に着目した分析から，ＱＭＳの導入は不適切事案の発生を抑制していると考えられることから，これらＱＭＳの改善は再発防止対策に有効であると評価する。 （内部監査部門の評価） QMS 高度化の開始時点から，「現場の声」を重視し，トップから３現主義の考え方が打ち出されていた。役員の現場訪問による，発電所職員や協力会社社員との意見交換を実施し，現場の声を聞きＱＭＳ高度化活動に取り組んでいることは，不適切事項２９件の発生要因のうち，「良好なコミュニケーションが取れない組織・風土等の問題」の改善として，現場重視の観点から評価できる。また，各組織間の連携強化策として内部コミュニケーションのあり方を検討しQMS推進者会議を設置しその運営手順の中に「不適合管理・是正処置および予防措置に関する情報共有」を明記したことを確認した。また，各組織が入手している情報を洗い出し，内部コミュニケーションとして共有すべき情報を明確化し，共有するルールを作成し，運用していることを確認した。情報の共有化は，大切なことであり，その情報を業務で活用する観点から継続的に改善する必要があると考える。 （次年度の取組み）２－⑤評価未実施 ○役員による意見交換は，今後も継続して実施。 ○情報共有化は，アンケート結果よりルールの細部事項を詰め，本運用に移行する。	

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表　■■■

【方針】　「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：　島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表（ＡＰ５（２）外部コミュニケーションの改善）

Ｈ２０年２月１日　現在

目　　的	（１）規制に関する情報の入手・伝達方法や処理・活用方法について，プロセスを明確にする。 （２）共有すべき情報については，主管箇所，共有化の窓口，伝達ルールを定め，確実な共有化を実施する。	実施内容	（１）現在，各組織が入手している情報及び入手する必要がある情報について棚卸しを行い，それらの情報について，外コミに相当する情報を選択する。 （２）選択した情報について現状のプロセスをレビューし，確実に入手し，処理・活用する手順を策定する。 （３）策定した手順を，ＱＭＳ文書再構築における外部コミュニケーション要則策定作業のインプットとして，要則に織り込む。
要求事項	（１）H18 年第２回保安検査（外部の情報についてどこから，どの情報を入手し，それをどのように処理，活用するかというシステムがない）への対応。 （２）ＱＭＳ高度化の課題：外部文書を本部・発電所で咀嚼して共有できるようにする必要があることへの対応（ＲＣＡ）。 （３）トップマネジメントの意向（コミュニケーション充実，情報共有化）への対応。		

具体的な行動計画

－凡　例－
▽□：計画，▽■：実績

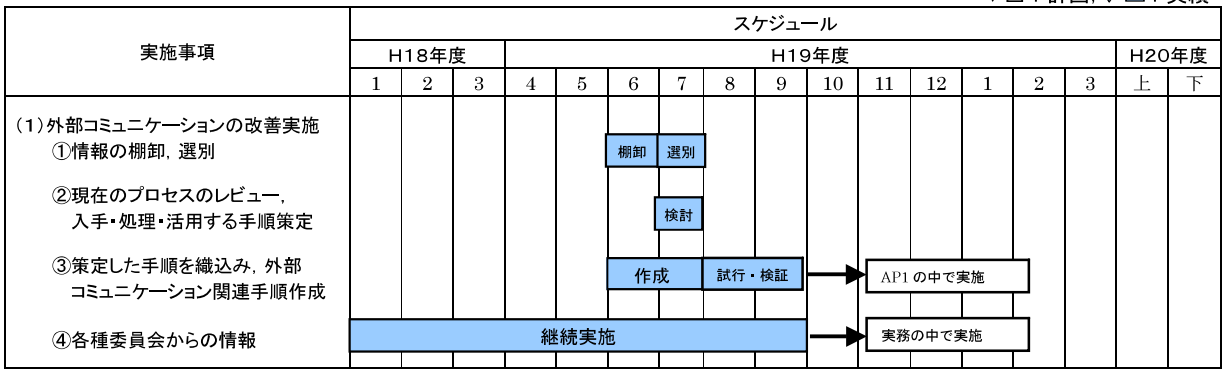

○　経　過

- 6 月 11 日：計画キックオフ
- 6 月 14 日：チーム会提出
- 6 月 20 日：保安検査説明
- 6 月 29 日：棚卸終了
- 7 月 24～25 日：要則作成（手順の確認）
- 8 月：試行・検証開始
- 9 月：試行・検証

○　Ｈ１９．９末を持ってＡＰ５（２）の活動は終了，以降，同活動は，ＡＰ１（２）の中で実施する。

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
・　各担当で入手している情報の棚卸を終了。 ・　手順の作成（既存の手順の確認）。 ・　要則作成。 ・　試行・検証開始。	（検証結果） 要求事項に対して，以下のとおり実施した。 （１）各組織が入手している，または入手する必要のある情報を棚卸し，外部コミュニケーションに相当する情報を選択した。 （２）選択した情報について，現状のプロセスをレビューし，確実に入手，処理，活用する手順を策定した。 （３）策定した手順を「外部コミュニケーション基本要領」に織り込んで制定した。 （目的に対する実効性評価） ●評価方法／指標 ・　具体的な行動計画に基づいて，プロセスが明確化され，システムを構築していること。 ・　規定類に基づいて運用がなされていること。 ●評価結果２－②日常業務化等 具体的な行動計画どおりにプロセスを明確化し，「外部コミュニケーション基本要領」等を制定し，運用を行っている。	（ＱＭＳ高度化，再発防止対策の有効性評価） ・ＡＰ1（7 章ＱＭＳ文書の変更，文書，活動のスリム化）の試行・検証の中で実施。 （内部監査部門の評価） 外部コミュニケーションの改善を検討し、検討結果が「外部コミュニケーション基本要領」に織り込まれたことを確認した。 平成 19 年度の保安検査は特別の保安検査として不適切事案に対する再発防止対策の実施状況という観点が加わり，通常は保安検査の対象にならない部署が対象になるようなことになった。情報の共有化は大切な事項であるが若干の戸惑いが見られたと評価している。 外部コミュニケーションの更なる充実が求められる。本アクションプランの有効性評価については、ＡＰ1（7 章ＱＭＳ文書の変更，文書，活動のスリム化）の中で行う。 （次年度の取組み）２－②日常業務化等 ・　通常組織による継続的改善に移行。 ・　内部監査による細則他の適合性および有効性レビュー ・　施行後の状況をMR（QMS検討委員会） ・　使い勝手に関する現場の声を収集し評価する。	・　な　し

■■■ 信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表 ■■■

【方針】 「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所： 電源事業本部（原子力） アクションプラン進捗管理表 （AP5(4)安全文化醸成）

H20年2月1日 現在

目　的	QMS高度化で実施してきた取組みを加速して安全文化醸成施策を実施し，不適切な事案が再発しない組織風土を確実なものとしていくとともに，国からの要求に対応できるような施策を策定・実施する。	実施内容	（1）現行活動の評価，速やかに実施する取組みの選定・実施（H19.5 月～10 月） 国が整備中の「規制当局が事業者の安全文化・組織風土の劣化防止に係る取組みを評価するガイドライン」における安全文化醸成の取組みを把握する 14 の項目に当社の現状の安全文化醸成活動を照らし，活動等が不足していると考えられる安全文化の要素を整理する。さらに，速やかに実施していく取組みを選定し実施する。 （2）中期的な活動の検討，実施（H19.10 月～） 安全文化醸成の取組みについての評価結果を分析し，他社の良好事例等を参考にして，中期的な活動計画を明確にする。そして，追加施策を策定し，実施に移す。 活動計画において策定する内容：「体制，仕組み」，「施策，評価法」，「ヒューマンファクターの検討体制，仕組み」 （3）H19 年度の活動の評価，次年度活動の検討（H20.1 月） H19 年度の活動が実効あるものになっているか，不足している活動要素は何か等について評価し，活動計画を見直すとともに，マネジメントレビューへのインプットとする。
要求事項	（1） RCA における「トップマネジメントおよび本部経営層の「安全文化の意識浸透」に対するリーダーシップを十分発揮させる QMS とする」ことへの対応。 （2） 安全管理技術評価WG意見「「安全最優先」の考え方の浸透が重要」への対応。 （3） 発電設備総点検での不適切な事案についての要因分析から，「コンプライアンス意識の不足」「工程優先等経済性重視の考え方」「法令・保安規定に対する判断・遵守に対する考え方」「社内規定・要領に対する判断・遵守に対する考え方」「事業者としての説明責任」等に問題があることの対応。 （4） H19 年 12 月の保安規定改定で記載する安全文化醸成のための体制を含めた検討。 （5） H20 年度から実施される，安全文化の劣化防止に係る保安検査への対応。		

―凡例― ▽□：計画，▼■：実績

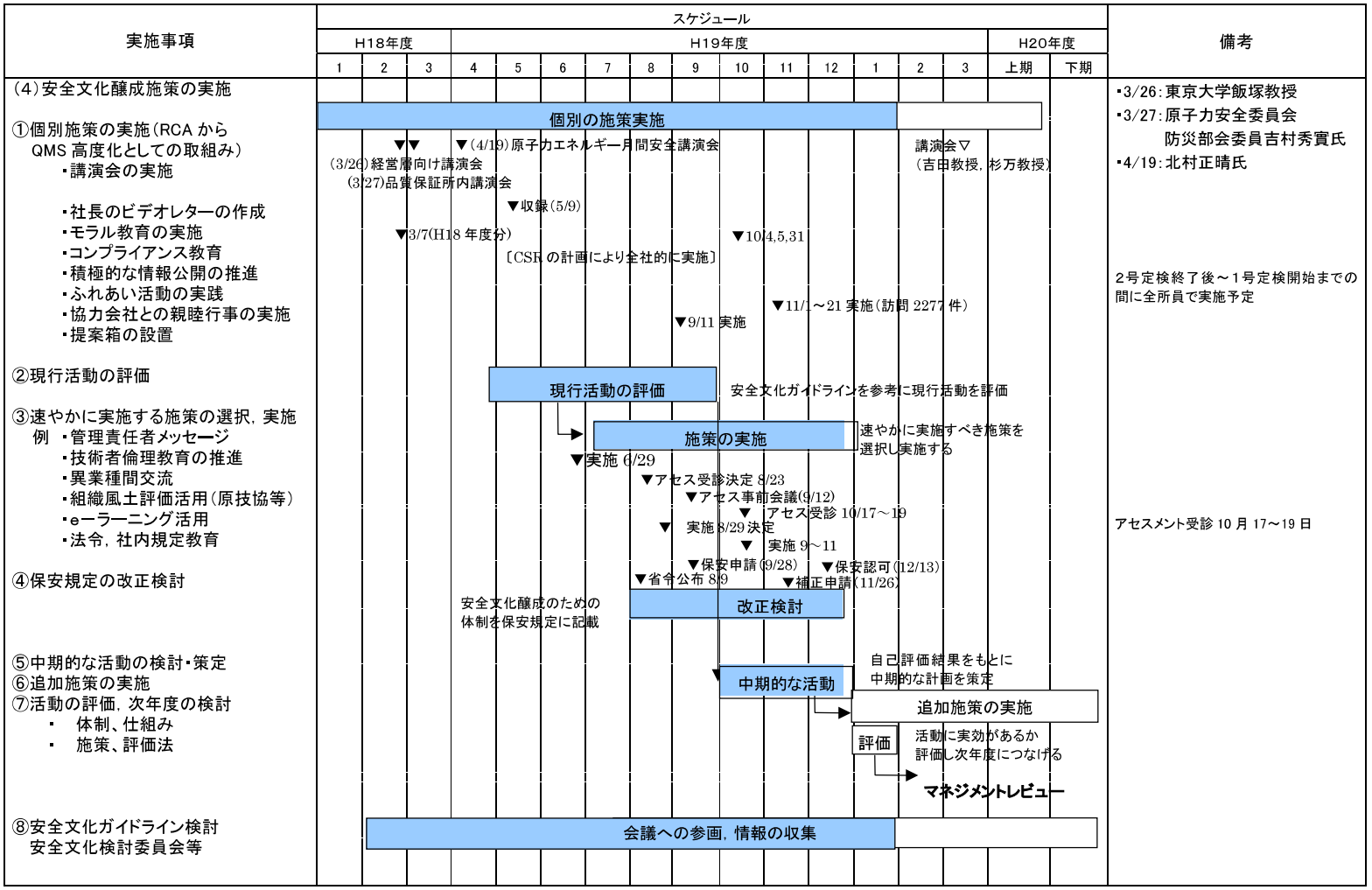

6 月 11 日計画キックオフ
6 月 14 日チーム会提出
6 月 20 日保安検査説明
7 月 02 日打合せ（評価分担決定）
8 月 09 日評価終了
8 月 20 日追加施策等検討
8 月 23 日アセスメント受診決定
8 月 29 日e－ラーニング実施決定
9 月 12 日アセスメント事前会議
（実施日決定 10 月17～19 日）
9 月 21 日 INSS 意見交換
9 月 28 日保安規定変更申請
10 月上旬安全文化検討体制検討
（保安規定補正案調整）
10 月 26 日安全文化検討体制策定
（保安規定補正案完了）
11 月 26 日安全文化，法令遵守保安規定申請
11 月 26 日安全文化活動体制社長了承
12 月 13，14 日保安規定認可、施行
12 月 14 日原子力安全文化醸成要則施行

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
・ 現在実施中の施策について，実施状況をフォロー中。 ・ 評価を実施し，早急に実施する施策として以下を実施中 ＊ｅラーニング（JANTI）：9 月末受講度約20% ＊安全文化ｱｾｽﾒﾝﾄ（JANTI）：受診完了（10 月 17～19 日） ・ 安全文化の体制を検討・策定し，保安規定（1 号 2 号）記載案に反映 ・ 安全文化の体制を策定 （保安規定に記載案を作成し申請実施） ・ 11/22：吉田先生に講演を打診 ・ ｅラーニング（JANTI）11 月末受講度約 70% ・ 12 月 13，14 日：安全文化ほか保安規定認可、施行 ・ 12 月 14 日：安全文化、コンプライアンス体制整備 （原子力安全文化醸成要則施行） ・ 12 月下旬：異業種間交流 JR 西日本打診し実施合意 ・ 12 月下旬：技術者倫理教育（吉田先生）了承 ・ 1月：安全文化指標検討中	（検証方法） ・施策の実施による有効性の把握について，それぞれの実施結果をフォローすることにより，実施結果を把握する（一部計画を含む）。 ・社長のビデオレター発信およびポータルへのアクセス数 ・モラル教育，コンプライアンス教育・・・受講実績 ・ふれあい活動の実践・・・・・・・・・・・・・訪問戸数 ・協力会社との親睦行事の実施・・・・・・実施実績 ・提案箱の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・提案件数および内容 ・eラーニング・・・・・・・・・・・・・・・・受講実績および理解度テスト結果 ・講演会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・アンケート（計画） ・異業種間交流・・・・・・・・・・・・・・・・・・実施実績（計画） （検証結果） 要求事項に記載するQMSの課題を改善した。 ①「トップマネジメントおよび本部経営層の「安全文化の意識浸透」に対するリーダーシップを十分発揮させる QMS とする」ことへの対応 ・QMS体制の構築にあたっては，トップのコミットメントを頂点として，トップが積極的に関与できる仕組みとした。 ②「安全最優先」の考え方の浸透 ・社長のビデオレターや品質管理責任者メッセージの発信，安全に関する講演会の開催等により，「安全最優先」の考え方の浸透を図った。 ③「コンプライアンス意識の不足」「工程優先等経済性重視の考え方」「法令・保安規定に対する判断・遵守に対する考え方」「社内規定・要領に対する判断・遵守に対する考え方」「事業者としての説明責任」等に問題があることの対応 ・コンプライアンス教育やeラーニング等の各種施策を実施し，意識・考え方・風土の改善を図った。 ④安全文化醸成のための体制を含めた検討 ・トップを頂点として安全文化醸成のPDCAを廻す体制を策定し，保安規定に定めた。 ・制定に際しては，推進責任者からの啓発文書を発信し，制定の目的，仕組みの理解の促進を図った。 ⑤安全文化の劣化防止に係る保安検査への対応 ・安全文化の劣化度合いを把握する指標については，3月に報告されるJANTIアンケートおよびアセスメント評価結果，再発防止対策におけるアンケートなどを勘案し，現在検討中。 （目的に対する実効性評価） ●評価方法／指標 1．安全文化醸成のための体制が確立していること 2．具体的行動計画に沿って適切に活動が実施されていること 3．コンプライアンス・安全文化醸成に関する意識が向上していること（意識調査による5段階評価で3以上） ●評価結果 1．トップを頂点として安全文化醸成のPDCAを廻す体制を確立。 2．アクションプランとして毎月進捗管理を行い，ほぼ計画通りに実施。 3．安全文化醸成等に関する意識調査を準備中。	**（QMS高度化，再発防止対策の有効性評価）** 〇QMS高度化の視点からの評価 ・検証結果に記載する通り，要求事項は概ね達成する活動となっている。 ・これらの活動による安全文化風土醸成具合については，全ての施策が終了する3月末にアンケートを実施し確認する他，今年度実施した安全文化アセスメントの評価結果等により第3者からも評価を受ける予定。 ・安全文化の醸成（劣化）度合いを把握する指標について，当社の特性に適合した指標とするため，現場アンケートおよびアセスメント評価結果等のデータの分析を進めており，社外専門機関の知見も活用しながら，効果的な指標とするよう鋭意検討中である。 〇再発防止の視点からの評価 ・一連の活動を通じて，不適切事案29件の発生要因のうち，「コンプライアンス意識の不足」「工程優先等経済性重視の考え方」「法令・保安規定に対する判断・遵守に対する考え方」「社内規定・要領に対する判断・遵守に対する考え方」「事業者としての説明責任」の課題に対しては，検証結果③に記載する通り，有効な活動を実施したと評価。 ・今後は，PDCAを廻し，さらに有効な施策や的確な評価方法の策定など継続的に改善していく。 **（内部監査部門の評価）** 安全文化の醸成活動に関して保安規定を改正し，具体的手順として，実施体制及び実施方法等を織り込んだ「原子力安全文化醸成要則」を定め取り組んでいることを確認した。 また，社外に業務委託し，安全文化の指標を検討していること，その指標を用いて安全文化醸成活動のＰＤＣＡを回す体制を確立することは不適切事案の再発は起こりにくい状況となったと評価するが，今後，運用開始後の活動が形骸化することのないよう，再発防止対策の有効性評価を行い，継続的改善を行う仕組みも構築されていることを評価していく必要がある。 **（次年度の取組み）２－⑤評価未実施** 今年度実施する指標の策定を受けて，必要な実施施策の策定および評価・分析を行う。 ・全社アンケートの分析結果による職場風土の醸成度合い（コンプライアンス）に劣化傾向のないこと ・全社アンケートに加えて実施する原子力部門独自のアンケートによる安全文化の醸成度合いに劣化傾向のないこと	

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表　■■■

【方針】「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：　電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表　（AP６（１）QMS の教育の改善（QMS 関係分）

Ｈ２０年２月１日　現在

目　的	原子力安全に係る業務に従事する全要員に対し，JEAC4111 の基本的な理解を習得させる。 管理職及びＱＭＳ活動の主導的な推進者に対し，ＱＭＳのより深い知識を習得させることにより「キーマン」を養成し，ＱＭＳ活動の全体の底上げを図るとともに，より有効な活動にする。	実施内容	１．改善した教育計画の策定およびその確実な実施 （１）　階層別教育の計画的実施 （２）全体集合教育の計画的実施 ２．新しい教育プログラムの導入 個々の要員自らが，主体的に QMS の基本を学び理解を深めることを目的として，e-ラーニングによる QMS 教育（JEAC4111 の概要：制定の経緯、特長、原子力発電所における品質保証活動等）を導入。
要求事項	1. 平成 18 年度に実施した QMS レビュー結果の反映 （１）現場の声の反映（JEAC4111 の理解不足，抽象的な表現が多くてなじめない，管理職の QMS に関する理解度が十分でない） （２）根本原因分析からの課題（QMS 教育の充実を図る必要がある） 2. 発電設備総点検での不適切な事案についての要因分析から判明した，「不適合管理の不備」の問題を解消する必要がある。		

具体的な行動計画

－凡　例－
▽□：計画，▼■：実績

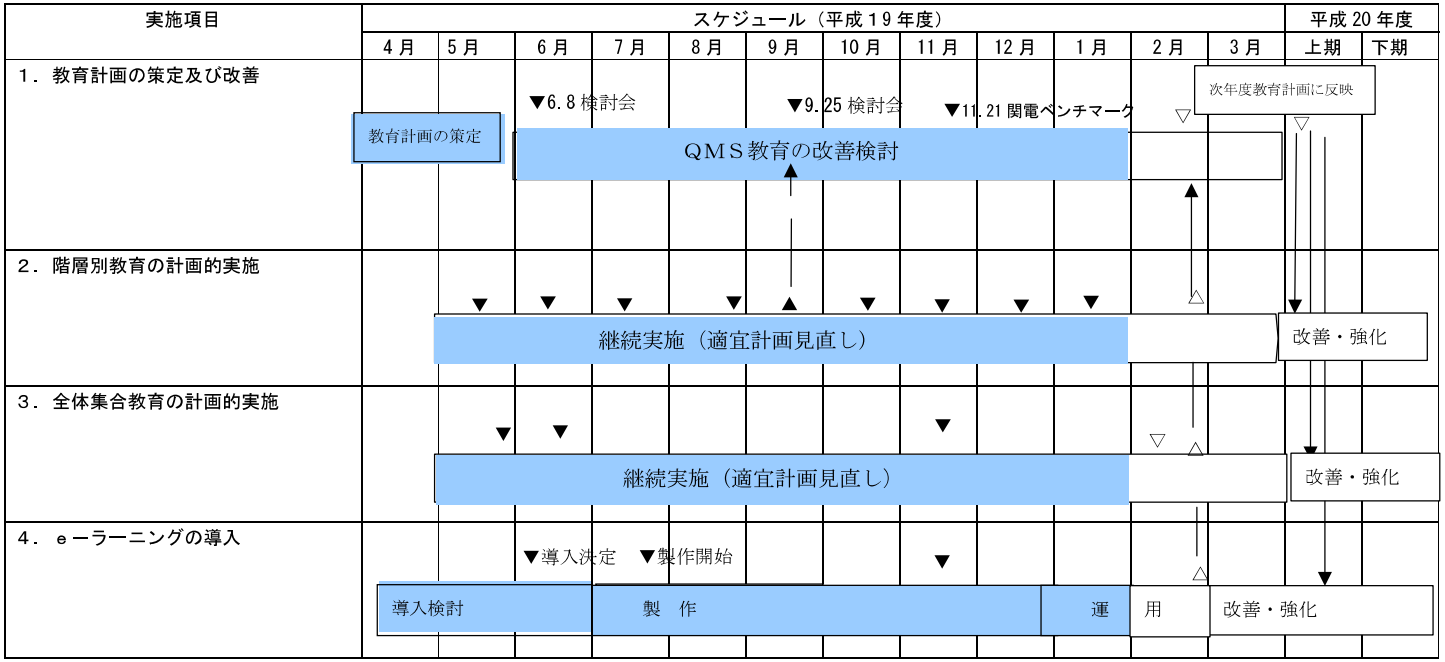

○　計画，実績
・H19.4.6：平成 19 年度教育・訓練計画の策定
・　H19.11：　ｅーラーニングの導入開始

○階層別教育実績
・H19.5.22-23　：品質保証監査員の研修（ISO9001 内部監査員コース）（第１回）実施
・H19.6.14：品質保証教育（新入社員）実施
・H19.7.10-11：品質保証監査員の研修（第２回）実施
・H19.7.5-7：　第 2,3 回 RCA 研修実施
・H19.8.27-31：品質保証審査員の ISO 研修実施
・H19.8.29-30：品質保証監査員の研修（第３回）実施
・H19.8.27-31：品質保証審査員コースの研修実施
・H19.9.19-20:JEAC4111-2003 コースⅡ研修実施
・H19.10.16-17：品質保証監査員の研修（第４回）実施
・H19.11.12:JEAC4111-2003 コースⅣ研修実施
・H19.11.19-23：品質保証審査員の ISO 研修実施（第２回）
・H20.1.16-17：JEAC4111-2003 コースⅡ研修実施（第２回）

○集合教育実績
・H19.5.24～：平成 19 年度社長ビデオメッセージ視聴
・H19.11.19：　平成 19 年度品質保証講演会
・H20.2:13,14:原子力部門転入者教育実施

○QMS 教育改善検討会活動実績
・H19.6.8：第１回 QMS 教育改善検討会実施
・H19.9.25：第２回 QMS 教育改善検討会実施
・H19.11.21：関電ベンチマーク実施，現在評価

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
・改善した本年度の教育・訓練計画に基づき，QMS 教育を計画的に実施している。 ・ｅーラーニングの導入決定。 ・ 第１回 QMS 教育改善検討会（準備会）を開催し，今後の検討方法を決定した。 ・ｅーラーニングの製作中（原稿作成，ナレーション録音済。） ・ｅーラーニングの導入済。	（検証方法） ・教育・訓練の受講者から提出される「教育・訓練実績報告書」により当該教育訓練の有効性及び今後の改善事項を評価・検討する。 （検証結果） ・全要員の JEAC4111 の理解向上や管理職の QMS に関する理解度が向上を目的として，QMS 教育を計画的に実施した。また，ｅーラーニングや原子力部門転入者教育を導入し，QMS 教育の充実を図った。 また，この中で，要員に対して，不適合管理の不備」の問題を解消するために，「不適合管理・是正処置」の確実な実施が，再発防止の改善につながるものであることを学ばせた。 （目的に対する実効性評価） ●評価方法／指標 ・教育訓練実績報告書による分析評価（５段階評価で３以上） ・e-ラーニングの仕組みを構築していること ・キーマン養成のための ISO9000 審査員研修を受講していること ●評価結果 ・教育訓練実績報告書による分析評価結果は，全て４段階以上であった。 ・e-ラーニングの仕組みを構築中。 ・QMS 活動の中心となる５名の要員が，ISO9000 審査員研修を受講した。	（ＱＭＳ高度化，再発防止対策の有効性評価） ○ＱＭＳ高度化の視点からの評価 検証結果に記載する通り，要求事項を達成する活動となっている。またＱＭＳ高度化活動開始時に掲げた活動方針の③について，以下の通り達成していると判断する。 ③QMS活動を推進できる人材を育成する ⇒現場の声の反映（JEAC4111 の理解不足，抽象的な表現が多くてなじめない，管理職の QMS に関する理解度が十分でない)を以下の様に改善した。 ・ 今年度改善した品質保証教育計画に基づいて，階層別教育を計画的に実施した。これにより，管理職を含む要員全体の QMS 知識の向上が図れたとともに，「キーマン」となる人材の育成も図れた。 ・ ＱＭＳの基本を学ぶ（JEAC4111 の理解促進を目的）ことができる，ｅーラーニングを導入した。これにより，業務に従事する全要員が自立的に学習し，組織全体のレベル向上が図れた。 ⇒根本原因分析からの課題（QMS 教育の充実を図る必要がある）を改善した。 ・上記の様に，QMS 教育の充実を図った。 ・他電力の教育システム（品質保証教育を含む）をベンチマークした。今後の当社の教育システム（品質保証教育を含む）の改善に関る知見が得られた。 ○再発防止の視点からの評価 不適切事案29件の発生要因のうち，「不適合管理の不備」の問題を解消する必要がある。」に対して，上記の教育実施の中で，要員に対して「不適合管理・是正処置」の確実な実施が，再発防止の改善につながるものであるとの理解・徹底を図り，浸透したものと評価できる。 （内部監査部門の評価） ｅ-ラーニングの導入や他電力の教育システムのベンチマーキングを実施したことを確認した。ベンチマーキングにより良好事例を取り入れた教育の改善を図って欲しい。計画に基づき実施している段階であり，評価は，今後実施する。 （次年度の取組み）２ー⑤評価未実施 ①今年度実施した各種の教育の有効性の評価結果や，他社の品証教育に関る良好事例を反映して，来年度の教育計画を策定し，一層の人材の育成を図る。	

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表　■■■

【方針】　「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：　電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表　（AP６（１）QMS の教育の改善（法令遵守のための保安教育の徹底）

Ｈ２０年２月１日　現在

目　的	・原子力安全に係る業務に従事する全要員に対し，法令遵守の定着をはかる。 （法令遵守教育は，保安規程・保安規定それぞれからの要求にも基づき実施する。）	実施内容	１．法令遵守のための教育カリキュラムの検討整備。 ２．新教育カリキュラムによる保安教育の実施。 ３．理解度確認用アンケートの作成，実施・評価・反省。
要求事項	・発電設備総点検での不適切な事案についての要因分析から，判断・遵守に対する考え方の問題点が判明した。「コンプライアンス意識の不足」「法令・保安規定に対する判断・遵守の考え方の甘さ」「社内規定，要領に対する判断・遵守に対する考え方の甘さ」の問題を解消する必要がある。		

具体的な行動計画

－凡　例－
▽□：計画，▼■：実績

実施項目	スケジュール（平成１９年度）												平成 20 年度	
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	上期	下期
１．教育カリキュラム検討				▼7/13 検討会		▼9/25 打合せ								
				検　　討										
２．平成１９年度保安教育の実施								▼ 26.27.28						
							新教育カリキュラムによる保安教育の実施			1/18	１月末完了			
３．平成１９年度保安教育の実施結果評価および平成２０年度保安教育への反映・実施								▼		▼ 検討会（評価報告・審議）			▽検討会（前年度教育訓練の効果等検討）	
									今年度教育成果の検討 次年度以降のカリキュラムの検討				改善・強化	

○計画・実績
- 7/13 第 2 回教育訓練検討会にて，保安規程の変更について付議。保安規定関係にあわせてカリキュラムを検討することとした。
- 7/27 電源事業本部品質保証運営委員会にて，第 2 回教育訓練検討会検討事項報告
- 9/11 の保安検査（AP6 関連）以降，保安規程。保安規定それぞれからの要求があることが分かるように明記。
- 9/25 の打ち合わせ結果により，今年度は外部講師による教育を企画することとした。
- 11/26.27：発電所，11/28：本社　で外部講師による教育を実施した。
- 1/18　第５回教育訓練検討会にて，有効性評価について報告し，審議した結果，今後は，教育手法（カリキュラム）をその都度検討し，教育を継続的に実施していくこととした。

○教育の位置付け
再発防止対策（アクションプラン）からだけでなく，保安規程ならびに保安規定から要求される法令遵守教育にも位置付ける。

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
・外部講師による教育を実施した。 ・　理解度確認用アンケートを集約し，評価を実施した。 ・　平成２０年度以降のカリキュラムの作成実施中。	（検証方法） ・教育実施後において，受講者へのアンケートを実施し，理解度を確認する。 （検証結果） ・発電設備点検結果に基づく再発防止対策（アクションプラン）の一環として，「法令遵守のための保安教育の徹底」を取り上げ，外部講師による研修を企画・実施した。 （目的に対する実効性評価） ●評価方法／指標 ・　研修受講後の法令遵守に関する意識アンケート結果が良好であること ・　法令遵守教育訓練が適切に実施されていること ●評価結果 ・受講者のうちの約７１％（２５４名）からアンケートを回収し，回答者の８０％以上から法令遵守に関する判断力の向上および法令遵守の率先垂範・実践に役立つとの評価が得られた。 ・受講者数は原子力部門全体（４２２名）の約８５％（３５９名）であった。	（ＱＭＳ高度化，再発防止対策の有効性評価） ○再発防止の視点からの評価 アンケート結果から，今回の教育が，発電設備総点検での不適切な事案についての要因分析から抽出された，「コンプライアンス意識の不足」「法令・保安規定に対する判断・遵守の考え方の甘さ」「社内規定，要領に対する判断・遵守に対する考え方の甘さ」の問題の解消に有効であったと評価する。 ①7/31 の保安規程が改定施行後のモラル教育受講（発電所 10/4, 5，本部 10/31），11 月のコンプライアンス月間の中でのｅーラーニングによる学習により受講者の意識レベルがかなり上昇していた環境下で，さらに今回の教育を実施したことにより，受講者への法令遵守意識の定着化に有効であったことが受講後のアンケートから伺える。 ②教育は島根原子力発電所，島根原子力建設所の全所員および本部原子力部門の全社員を対象に実施し，受講率８５％と高い値を示した。講師は当社企業倫理委員会の委員でもあり，第三者としての視点から当社の再発防止の取組みに対する評価も聴ける等から，受講者の関心は高いものがあった。 ③受講者（アンケート回答者）の８０％以上から高い評価が得られ，有効な教育であったと評価する。 （内部監査部門の評価） ・法令遵守のための教育について，検討し，外部講師による教育を実施したことを確認した。教育対象者は，原子力部門だけではなく，ＱＭＳ活動に取り組んでいる部署まで範囲を広げて実施している。また教育実施後，受講者に対しアンケートを実施して，教育効果を分析し，高い評価を受けていることから，再発防止対策に有効な取り組みであると評価する。 今後も引き続き再発防止対策の有効性評価を実施する必要がある。 （次年度の取組み）２ー⑤評価未実施 ①平成２０年度以降，継続的に教育を実施し，再発防止のための定着を図るには，講演会以外の教育手法としてグループ討議や小集団活動などの展開も検討していく。 ②原子力系新入社員教育の中で，「発電設備点検」を取り上げ，あわせて法令遵守の意識付けを行う。 ③本法令遵守教育に加え，安全文化醸成の各施策も合わせ毎年着実に改善実施していくことで，コンプライアンス意識の醸成を地道に取り組んでいくこととする。	・ＡＰ５で行う「安全文化の醸成（モラル教育，コンプライアンス教育）」と一部オーバーラップする領域もあるので，平成１９年度の実施結果を見て，平成２０年度のカリキュラムを決定し，実施する。

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表　■■■

【方針】「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：　島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表　（ＡＰ６（２）　品質保証センターによる活動支援）　Ｈ２０年２月１日　現在

目　的	ＱＭＳの認識を高め業務のツールとして活用できるようにし，またＰＤＣＡが十分に回るようにする。	実施内容	１．品質保証センターのスタッフが発電所各課が取り組む検査対応，不適合管理（日常業務）等においてアドバイス等の支援活動（サポート）を行うことにより，説明責任を果すためのＱＭＳ理解度向上を支援し，合わせて，検査担当課の負担軽減および効率的な業務運営つなげる。 ２．ＱＭＳ試行・検証段階等での使いやすい観点からの提案（不適合管理関連）
要求事項	１．発電所員のＱＭＳに対する認識の充実を図る。 ・　各自が製品である原子力安全の説明責任を果すために，ＱＭＳ理解度向上の支援。		

具体的な行動計画

－凡　例－
▽□：計画,▽■：実績

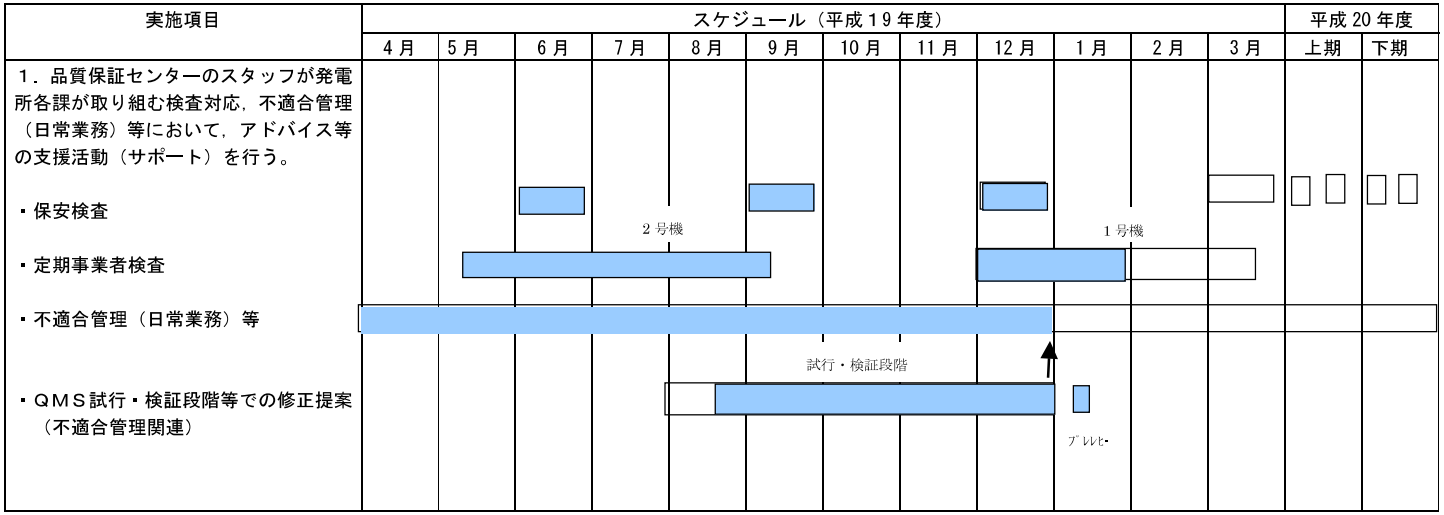

・６／５～６／２９保安検査対応支援活動
・５／１４～定期事業者検査安全管理審査（文書審査含む）対応支援活動
・４／１～不適合管理（日常業務）等支援活動
・８／２１ＱＭＳ文書試行・検証について打ち合わせ
・８／２８～３０ＱＭＳ文書試行・検証のうちレビュー
・９／３～９／２８保安検査にてＱＡ（セ）同席しＱＭＳに係わる規制要求事項，当社弱点および改善に向けた取り組みの方向性把握実施・支援
・ＱＡ（セ）支援・確認・活動関連
9/26；不適，是正処置シミュレーション実施；Ｍ保，発
予防処置シミュレーション実施；技・品
9/28 不適，是正処置シミュレーション実施；Ｅ保，安
内コミ，Ｍ／Ｒのシミュレーション実施；品
文書・記録のシミュレーション実施；総務，品，本部
10/1 設計開発のシミュレーション実施；品，保管；
10/2 設計開発のシミュレーション実施；Ｅ保，Ｍ保
10/3 調達のシミュレーション実施；保管，安，発
10/30 所内監査にあたって監査関実施者への監査視点説明（11/12 保安管理業務要領を担当課長へリリース）
11/14 保安管理業務の妥当性確認の方法について課長，課長代理クラスに説明実施
12/13～26ＱＡセンター員による不適合管理手順の」レビュー実施
1/16～18 各課副長クラスによる手順書プレレビュー実施

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
１．保安検査，定期事業者検査，不適合管理（日常業務）等について適宜必要により品質保証センターが各課をサポートしている。 ２．第２WG から保安管理業務要領が担当課長へリリースされ，保安管理業務の妥当性確認を実施中。実施にあたってはＱＡセンターが妥当性確認の計画書を作成し，担当課長，課長代理クラスに説明を行い，計画書に対してのコメント（他課が絡む業務，抽出する業務の考え方等）を反映した。なお不適合管理の仕組みの試行・検証は１２月末を計画中。	１．業務の中で適宜取り組む活動であることから対策の検証方法等について特に定めない。なお，改善活動に密接に関係する不適合管理の仕組みについてはこの度初めてグレード分けの概念を適用することから，業務のツールとして活用できることを試行・検証段階のシュミレーションにおいてＱＡセンター員を参加させて確認する。 ２．センター員による試行・検証にあたってグレード分けの手順が加わったことからその内容を確認，後実施した。手続き的には軽くなったが，事象グレードにより責	（ＱＭＳ高度化，再発防止対策の有効性評価） １．事象グレードにより責任権限者が一律でなくなり手続き的には軽くなったことから，業務処理の迅速化が図られ有効と考える。本格運用以降当面は QA センターはきめ細かなフォローをしていく。 （内部監査部門の評価） QA センターのスタッフが発電所各課が取り組む検査対応，不適合管理（日常業務）等においてアドバイス等の支援活動（サポート）を行っていることを確認した。QMS の高度化	

	任権限者が一律でなくなったことから若干戸惑う場面があったが，手続きに軽重がつき，プロセスが軽くなった。 ３.QA センターの活動の評価としてアンケートによる支援に対する満足度（５段階評価で３以上）を測定する。	を通じて，QMS は保安業務を行うツールであるという意識が浸透してきたこと評価する。 （次年度の取組み）２ー②日常業務化等 １．人が活動すれば不可避的に不適合が発生するといわれており，今後定期的に実施する不適合データの原因分析による人的エラーのデータ分析から得られる弱点を，品質保証センターがモニターし，支援活動の改善に結び付けていくことを検討します	

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表　■■■

【方針】「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：　電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表　（AP６（３）技術継承施策の実施(力量の明確化)）

Ｈ２０年２月１日　現在

目　的	効果的な人材育成と技術力の向上を図る。	実施内容	１．新力量の詳細検討 各課・担当別の業務遂行に必要な力量を抽出および設定する。 ２．教育訓練カリキュラム策定 上記の力量取得のための教育訓練カリキュラムを策定する。 ３．教育訓練の有効性評価 確認試験問題作成
要求事項	・保安検査での指摘事項への対応（原子力安全に係る業務に従事する要員に対し，共通的な力量について作成し，運用しているが，業務に適合した力量についても設定の必要がある。） ・知識に関する知識不足を補うための教育訓練カリキュラムを策定する必要がある。 ・実施した教育・訓練の有効性評価方法について，検討する必要がある。		

具体的な行動計画

－凡　例－
▽□：計画，▼■：実績

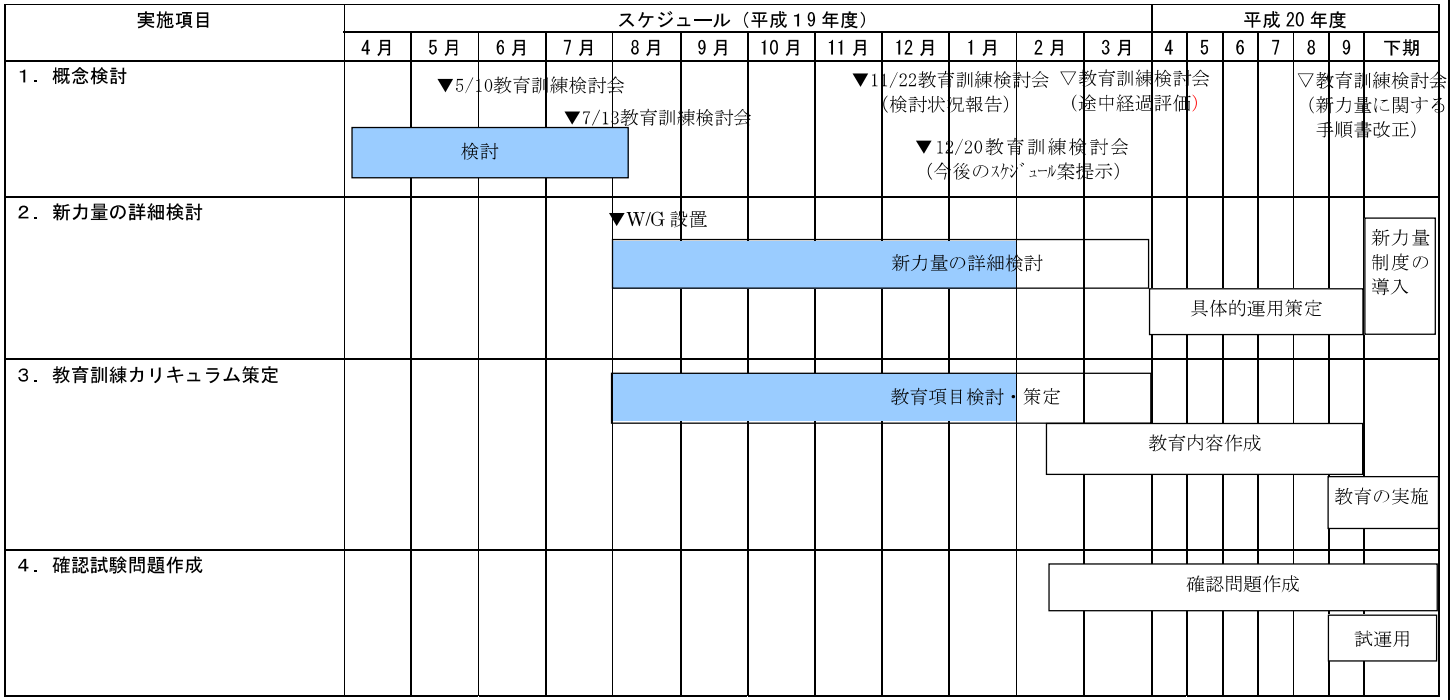

・5/10 教育訓練検討会を実施
新力量原案について検討
・7/13 第 2 回教育訓練検討会において，WG での検討事項を決定。
・7/27 電源事業本部品質保証運営委員会にて第 2 回教育訓練検討会検討事項報告
・8 月より各 WG にて検討開始
・11/22 第 3 回教育訓練検討会において，WG での検討状況報告。今後，問題点等抽出し，事業所間で調整する。
・12/20 第 4 回教育訓練検討会において，今後のスケジュール案について提示。各事業所で検討を行う。
・本部，発電所，建設所各 WG にて担当毎の教育訓練項目策定中
WG 開催実績：
本部：8/31，9/27，10/17，30，11/13，27，12/19，1/16
発電所：8/23，9/6，10/23，25，11/14，20，21，12/26
建設所：9/3，18

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
・新力量の設定方法について，原子力部門の各教育訓練主管箇所で検討中。 H20.3 末までに各担当で必要な教育訓練項目策定 策定した教育訓練項目のカリキュラム作成（すでにある教育訓練項目は）開始した。	（検証方法） ・確認試験の導入・実施 （検証結果） H20.3 末 ・新しく策定した力量が各課（担当）業務に適合した力量となっている。 ・新しい力量に必要な教育・訓練項目が策定されている。 ・今後の導入スケジュールを明確にした。 （目的に対する実効性評価） ●評価方法／指標 ・新力量に関する検討体制が構築され，検討が進んでいること。 ●評価結果 ・H20.3 末で必要な教育訓練項目を明確にした。	（ＱＭＳ高度化，再発防止対策の有効性評価） （H20.3 末時点での評価） ○ＱＭＳ高度化の視点からの評価 検証結果に記載する通り，要求事項を達成する活動となっている。またＱＭＳ高度化活動開始時に掲げた活動方針について，以下の通り達成していると判断する。 ③QMS活動を推進できる人材を育成する ⇒ＱＭＳで要求する新力量を策定 新力量策定にあたり，力量認定の基準となる各担当の業務およびその業務に必要な教育訓練項目を明確にした。 各課（担当）毎に必要な教育訓練項目を明確にしたことにより，要員に対する教育訓練の負担軽減（担当する業務に重要でない教育訓練の削減）にあわせ，必要な教育訓練を確実に行う※ことで業務遂行上の能力を高めることが可能となる。 ※担当内教育等で従来から行われてきたが，力量の認定とは結びついていなかったため，これを是正し，確実に行われるようにする。 ○再発防止の視点からの評価 不適切事案29件の発生要因のうち，「設備に関する知識の不足」に対して，各課（担当）毎に必要な教育訓練項目を明確にしたことにより，業務に必要な教育訓練を重点的に行うことができ，知識の不足に対応することができる。 （内部監査部門の評価） 新力量策定にあたり，力量認定の基準となる各担当の業務およびその業務に必要な教育訓練項目を抽出していることを確認した。新力量の導入は，全社施策である技術継承との兼ね合いで H20 年度中に導入ということであるが，実効性のあるものにして欲しい。評価は今後実施する。 （次年度以降の取組み）２－⑤評価未実施 ○H20 年度中の新力量導入 H20 年度中に新力量を導入するため以下の項目について，検討を行う。 ・教育訓練内容策定 ・新力量の運用の明確化 ・新力量導入の日程等検討 ○また，教育訓練の成果の具体的な有効性評価のために確認試験を H21 年度中に導入するために方策を実施する。 ・確認試験問題作成 ・確認試験試運用	

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表　■■■

【方針】　「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表　（ＡＰ６（３）　技術継承施策の実施（暗黙知の形式知化施策の実施））　　Ｈ２０年２月１日　現在

目　的	作業における暗黙知を形式知化する。	実施内容	１．ノウハウに関する記載を充実した２号機作業手順書の見直し
要求事項	（１）作業手順書の中にノウハウに関する記載を充実させる。		

具体的な行動計画

－凡　例－
▽□：計画，▽■：実績

実施項目	スケジュール（平成１９年度）												平成 20 年度	
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	上期	下期
１．ノウハウに関する記載を充実した２号機作業手順書の見直し	■	■	■	■	■	■	■	■	▽□	▽□	▽□	▽□		
						■	■	■	▽□	▽□	▽□	▽□		
												保守管理要領等に反映し，継続的に改善可能とした。（完了）		

・２号機第１４回定検の作業手順書にノウハウに関する記載を充実させるよう見直し作業を実施済み。
・３次文書策定完了
・保守管理要領改定完了（11 月 26 日）

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
・２号機第１４回定検の作業手順書にノウハウに関する記載を充実させるよう見直し作業完了 ・3 次文書（手順書）策定完了 ・保守管理要領改定完了（11 月 26 日）	（検証方法） なし。 （検証結果）	（自己評価，再発防止対策の有効性評価） ノウハウを形式知化した作業手順書に基づき運用を行っている。 作業要領書の記載のガイドを示すことは，作業要領書記載レベルの標準化に有効である。 （内部監査部門の評価） ２号定検作業手順書を見直し、3次文書（手順書）として策定し、保守管理要領が改定されたこと確認した。暗黙知の形式知化は技術継承などの観点から重要な取り組みであると評価する。このような活動は QMS 高度化の活動としては終止符を打つとしても，日常管理の中での活動に移して継続的に取組む必要があると考える。 （次年度の取組み）２－②日常業務化等 通常組織による継続的改善に移行	

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表　■■■

【方針】「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表　（ＡＰ７（１）　協力会社とのコミュニケーション方策改善）　Ｈ２０年２月１日　現在

目　的	協力会社と十分なコミュニケーションをとる	実施内容	１．協力会社とのコミュニケーションの分析と改善
要求事項	（１）協力会社へ，調達要求事項を確実に伝える。 （２）協力会社から，設備情報・改善要望事項等を得る。 （３）協力会社とのコミュニケーションの明確化		

具体的な行動計画

－凡　例－
▽□：計画，▽■：実績

実施項目	スケジュール（平成１９年度）												平成 20 年度	
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	上期	下期
１．協力会社とのコミュニケーションの分析と改善			▽	□	▽	□	▽	□	▽	□	▽	□		

現状のコミュニケーションの分析
改善案の策定
ＱＭＳ文書への反映

・第２ＷＧ（保守管理要領の見直し）の中で活動（２回／週）
・改善策の検討終了
・ＱＭＳ文書(工事業務管理手順書)へ反映した(H20.1.31)。

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
・現状のコミュニケーションの分析終了（７月末：目標どおり） ・分析結果に基づく改善策の要否終了 ・ＱＭＳ文書(工事業務管理手順書)へ反映した(H20.1.31)	（検証方法） なし （検証結果）	（自己評価，再発防止対策の有効性評価） 意見交換会の結果，大きな指摘・要望事項は出されていない。「工事業務管理手順書」に基づいて運用を行っている。 コミュニケーションの目的を明確にすることは，業務を適切に実施する上で有効である。 （内部監査部門の評価） 受注者とのコミュニケーションについて「工事業務管理手順書」に反映していることを確認した。 今後，運用開始後の有効性評価を行う必要がある。 （次年度の取組み）２－②日常業務化等 通常組織による継続的改善に移行	

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表　■■■

【方針】「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：　電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表（AP7(2)規制／他電力における動向把握）

H２０年２月１日　現在

目　的	民間規格の調達要求事項が全国大で見直しされており，当社ＱＭＳへ確実に反映する必要がある。一方，当社ＱＭＳの取り組みとして，中央大の会議体に積極的に参加しておらず，規格の要求する意図を十分に理解していなかった。このため，今後，積極的に会議体に参加し，当社の意思表示をするとともに規格の要求する意図を把握することを目的とする。	実施内容	０．原子力品質保証担当の人員強化（実施済み H18.11,12;H19.2） １．調達管理チームへの参加（ＪＥＡＧ４１２１追補版（調達）の作成，ＪＥＡＣ・ＪＥＡＧ定期見直し（調達関係）） ２．ＱＭＳ関連の会議体への参加による情報収集（調達以外） ３．ＲＣＡガイド検討チームへの参加（ＪＥＡＧ４１２１追補版（ＲＣＡ）の作成） ４．レビューチームへの参加（ＪＥＡＣ・ＪＥＡＧ定期見直し作業（調達関係を除く）） ５．再発防止対策の実効性を高めるため，既存会議体などを通じた定期的な情報交換・議論により，当社への反映について検討していく。
要求事項	・現在，全国大（電気協会等）で「調達管理」に関する議論がなされており，改善方策を確実に取り込んでいく（安全管理技評価ＷＧ） ・各種委員会等への参加（NISA 文書関連の検討委員会（電事連等））（根本原因分析） （根本原因分析の結果，課題「NISA 文書等の外部文書を本部・発電所とも十分に咀嚼して共有する必要がある」に対して，QMS 活動を推進する上での環境整備として実施する是正処置） ・第１回企業倫理委員会提言⑦への対応 （原子力については，定期的な情報交換の場を設けることについて検討する必要がある。）		

具体的な行動計画

－凡　例－
▽□：計画，▼■：実績

実施項目	スケジュール（平成１９年度）												平成 20 年度	
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	上期	下期
１．調達管理チームへの参加	パブコメ 6/27～8/26	▼5/18	▼6/28	▼7/25 ▼8/2		▼9/5 制定 ▼9/3 ▼9/25	JEAG4121 追補版（調達）作成 ▼10/18 ▼10/30	▼11/21	▼1/9	定期改定作業	▽ 中間案報告		▽制定 パブコメ	
２．ＱＭＳ関連の会議体への参加による情報収集 ①品質保証分科会，②品質保証検討会			▼6/6②	▼ 7/19②	▼8/21② ▼8/28①		▼ 11/6② ▼ 11/16①							
３．ＲＣＡガイド検討チームへの参加			▼6/6			パブコメ 9/26 開始	11/25 終了	▼12/5 制定	JEAG4121 追補版（RCA）作成					
４．レビューチームへの参加				▼7/9	▼8/3	▼9/4	▼10/18	▼11/21	定期改定作業 ▼1/9		▽ 中間案報告		▽制定 パブコメ	
５．既存会議体などを通じた，定期的な情報交換・議論						▼9/28 ▼10/25 （品証委員会）		▼11/28						

１．調達管理チーム
・5/18　調達ガイド案の審議
・6/28　定期改定について
・7/25　パブコメ対応について
・8/2～1/9　定期改定案の審議

２．ＱＭＳ関連の会議体への参加による情報収集
①品質保証分科会
・8/28　調達ガイドパブコメ対応，RCA ガイド上程案の審議
・11/16　RCA ガイドパブコメ対応案の審議
②品質保証検討会
・6/6　本年度活動計画，RCA ガイド，調達ガイドの検討状況について
・7/19　RCA ガイドの審議
・8/21　調達ガイドパブコメ対応，RCA ガイド上程案の審議
・11/6　RCA ガイドパブコメ対応案の審議
（その他）

３．ＲＣＡガイド検討チーム
・6/6　ガイド案の審議

４．レビューチーム
・7/9　定期改定（レビュー）の進め方，レビュー分担の決定
・8/3～1/9　レビュー案の審議

５．定期的な情報交換
・ 9/28 電事連　品質保証委員会にて当社の再発防止への取組みを紹介
・ 10/25 電事連　品質保証委員会にて各社のＱＭＳ，マネジメントレビューの課題について紹介
・ 11/28 電事連　品質保証委員会にて当社の安全文化醸成への取組みを紹介

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
・ＪＥＡＧ追補版（調達，ＲＣＡ）作成作業完了。 ・定期改定作業へ参画中（社内システムへの反映のため，情報収集中）。 ・既存会議体などを通じた，定期的な情報交換実施中。	（検証方法） ①ＪＥＡＧ追補版記載事項のＱＭＳ文書への反映をレビュー（規格制定後） ②各種委員会等への参加（NISA 文書関連の検討委員会（電事連等）） ③第１回企業倫理委員会提言⑦への対応 （原子力については，定期的な情報交換の場を設けるこ	（ＱＭＳ高度化，再発防止対策の有効性評価） ○ＱＭＳ高度化の視点からの評価 検証結果に記載する通り，要求事項を達成する活動となっている。またＱＭＳ高度化活動開始時に掲げた活動方針について，以下の通り達成していると判断する。 ①現場が使いやすいシンプルで有効なQMSとする ⇒規制，電力大の動向（調達管理，根本原因分析，安全	

	とについて検討する必要がある。） （検証結果） ①ＪＥＡＧ追補版（調達，ＲＣＡ）記載事項がＱＭＳ文書へ反映されていることを確認した ②調達管理の向上を目的として発行されたＪＥＡＧ４１２１（追補版）について，その改善方策をＱＭＳ文書に確実に反映するため，電事連，電気協会の各種委員会に継続的に参加してきた。 ③上記委員会のうち電事連委員会では，再発防止に係る取り組みについての情報交換を行った。 （目的に対する実効性評価） ●評価方法／指標 ・具体的行動計画に沿って適切に活動が実施されていること。 ●評価結果 ・具体的行動計画に沿って，活動を実施している。	文化醸成　等）をＱＭＳ文書に反映 ②組織的・マネジメント的な問題も解決する ⇒規制，電力大の動向を素早く入手し，他社の良好事例を水平展開できた。 （企業倫理委員会提言対応） ③QMS活動を推進できる人材を育成する ⇒規制，電力大の動向を素早く入手し，早期に人材育成に着手できた。 ・根本原因分析研修への参画。 ○再発防止の視点からの評価 不適切事案29件の再発防止に直接繋がるものではないが，全国大の動向，他社事例によりQMSの改善に結びつくと評価。 （内部監査部門の評価） QMS 高度化の活動前は，品質保証担当の要員数も少なく，全国大の情報を取り入れる活動が十分できていなかったという反省を活動に取り入れ，要員数も増加させ，以前に比べると格段に活動が活発になったと評価する。 ＪＥＡＧ追補版（調達，RCA）の要求事項がＱＭＳ文書へ反映されていることを確認した。 また，他電力における動向を把握し，品質目標の設定に係る良好事例を水平展開したことを確認した。 電力大の動向をキャッチしＱＭＳ文書へ適切に反映しており，要求事項を満足していると評価する。 （次年度の取組み）２ー②日常業務化等 今後も継続的に参画する	

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表　■■■

【方針】「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表（AP7(3)調達管理要領の見直し）（AP7(4)発注仕様書の見直し）

Ｈ２０年２月１日　現在

目　的	調達管理を適切に実施する。	実施内容	１．AP7(3)調達管理要領の見直し ２．AP7(4)RCA 等発注仕様書の見直し
要求事項	（１）　JEAG4121-2005(2007 年追補版)		

具体的な行動計画

ー凡　例ー
▽□：計画，▽■：実績

実施項目	スケジュール（平成１９年度）												平成 20 年度	
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	上期	下期
１．AP7(3)調達管理要領の見直し						JEAG4121-2005(2007 年追補版の要求事項を反映した調達管理要領の策定								
２．AP7(4)発注仕様書の見直し						調達管理要領を満足する標準発注仕様書の策定・ＱＭＳ文書への反映								

・JEAG4121 改定情報の収集
・調達管理基本要領を受けて，工事業務管理手順書を制定(H20.1.31)。その中で，改善内容を反映した準発注仕様書を策定した。

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
・JEAG4121 改定情報の収集（パブコメ版入手） ・標準発注仕様書を含む工事業務管理手順書を制定した。(H20.1.31)	（検証方法） ＡＰ１第７章の調達管理の検証の中で実施 （検証結果）	（自己評価，再発防止対策の有効性評価） 具体的行動計画に沿って活動を実施した。 「調達管理基本要領」他に基づいて，運用を行っている。 （内部監査部門の評価） 調達管理に係るＪＥＡＧ４１２１（2007 年追補版）の内容を「調達管理基本要領」に反映、本要領に基づく「工事業務管理手順書」の制定を確認した。 電力会社でのトラブルの殆どが調達管理に関係することから，20 年度の内部監査の重点テーマとして取り上げ，役割り分担，調達要求事項の明確化などの有効性評価を実施する。 （次年度の取組み）２ー②日常業務化等 ・通常組織による継続的改善に移行 ・内部監査による細則他の適合性および有効性レビュー ・使い勝手に関する現場の声を収集し評価する。	

■■■ 信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表 ■■■

【方針】「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所： 電源事業本部（原子力）　　H20年2月1日　現在

アクションプラン進捗管理表（AP7（5）保安の措置のために構ずべき措置

目　的	発電設備の総点検結果を踏まえて，保安をより確実に確保させるため，要領書，作業手順書等保安に関する文書について保安規定に定め，これを遵守する。	実施内容	保安の措置のために講ずべき処置 （1）の対応 　要領書，作業手順書その他保安に関する文書について，重要度等に応じて，保安規定及びその2次文書，3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で， 　その位置付けが明確化されていること。 　○原子炉施設の保安活動で使用する文書について，体系的なつながりが明確に示され適切に管理されている。 　○原子炉施設の保安活動で使用する文書の承認者が明確に定められている。 （2）の対応 　プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会やPWR事業者協議会などの事業者の情報共有の場を活用し， 　他の原子炉設置者と共有し，自らの原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。
要求事項	（1）作業手順書等を適正に作成しこれを遵守した保安活動 （2）メーカーの安全技術についての情報を電力事業者間で共有しうるために必要な管理上の措置		

具体的な行動計画

ー凡　例ー
▽□：計画，▼■：実績

実施事項	スケジュール	進捗状況，今後の予定	完了事項
	H18年度：1 2 3　H19年度：4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3　H20年度：4 5 6 7 8 9		
保安の措置のために講ずべき処置	6/1～6/30 省令（案）現在公衆審査 保安規定記載案検討 省令施行 保安規定認可 保安委員会 保安規定変更申請 NISAヒアリング	保安規定改正 ・第1回ヒアリング（9／7） ・第2回ヒアリング（9／19） 9／28変更認可申請 QMS検討チーム（9／25） QMS検討会（9／25） 保安委員会（9／25）	保安規定改正 ①−1−1：第1回ヒアリング議事 ①−1−2：第2回ヒアリング議事 9／28変更認可申請 ①−3：QMS検討チーム資料 ①−4：QMS検討会資料 ①−5：保安委員会資料
①作業手順書等を適正に作成しこれを遵守した保安活動	中央大での動向把握 2号分評価，1号分の推定 検証 評価	・補正申請ヒアリング（10／26）　・補正申請ヒアリング（10／30） 11／26　補正申請 11／30　変更認可申請 QMS検討チーム（11／19） QMS検討会（11／26） 保安委員会（11／21）	①−1−3：第1回ヒアリング議事 ①−1−4：第2回ヒアリング議事 ①−6：QMS検討チーム資料 ①−7：QMS検討会資料 ①−8：保安委員会資料
②メーカーの安全技術についての情報を電力事業者間で共有しうるために必要な管理上の措置	中央大での動向把握 メーカとの調整 要領類への反映 検証 評価	○要領書類改正・制定 品質保証運営委員会（11／27） 品質保証委員会 （11／26，12／10）	

	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
保安規定の変更（省令改正／審査内規） ○第50次改正変更認可申請 ・6月30日　パブコメ終了 ・8月　9日　公布 ・9月28日　変更認可申請 ○第50次改正補正申請 ・10月26日　ヒアリング ・10月30日　ヒアリング ・11月26日　補正申請 ・12月13日　保安規定第50次改正認可 ・12月14　日施行 ○第51次改正変更認可申請 ・11月30日　変更認可申請 ・12月13日　保安規定第51次改正認可 ・12月14　日施行	（検証方法） 省令改正に対応した保安規定の改正，関係要領類の改正または新規制定がされていること。 （1）保安規定変更申請（案） ・省令改正または審査内規の意図に沿った保安規定の改正が行われているかを保安院とのヒアリング等により確認する。 ・保安規定改正内容が妥当であるか原子力発電保安委員会で審議する。 ・保安規定の改正方針をQMS検討委員会で審議する。 （2）要領書類改正または制定 ・要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安運営委員会で審議する。 ・要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安委員会で審議する。 ・要領書類改正または制定内容が品質保証上担保されるか品質保証運営委員会（本部・発電所）で審議する。 （3）運用の確認 ○あるべき姿 （1）作業手順書等を適正に作成しこれを遵守した保安活動 保安活動で使用する文書について，承認を含めた管理の方法，体系的なつながりが明確に示される。 （2）メーカーの安全技術についての情報を電力事業者間で共有しうるために必要な管理上の措置 保安活動の実施によって得られた知見および他の施設から得られた知見の活用方法が定められ運用される。 （3）サンプリング分析 安全上重要な機器に関する工事を年10件程度サンプリングし，使用文書の適切性，メーカの安全技術についての事業者間共有といった観点から分析する。	（自己評価，再発防止対策の有効性評価） 作業手順書，メーカーの安全技術情報に対しての要求事項に基づき改正した要領を12月14日に施行し，運用しているが，現状において定めた要領に沿った運用が適切に実施されており，本APでの目標は達成できていると考える。 2月以降に保安活動で使用する文書が，保安規定にひも付けられていること，および重要度に応じた承認行為がなされていることを，年10件程度作業をサンプリングし，その内容を分析することにより検証する。メーカーの安全技術の電力間の共有については，安全上重要な設備に関する工事を年10件程度サンプリングし，調達時にその旨が記載されているが，必用に応じてJBOG，ニューシア等に反映されているか検証し，以下の管理指標により，再発防止対策の有効性評価を行う。 10件程度のサンプリングの結果，不備が見つかった場合はさらに10件を選定して，追加調査を行う。見つかった.不備の内容を分析することにより，必要に応じて，関係要領類の変更，充実を図る等継続的な改善を図る。 （管理指標） ・調達時要求事項の不備内容（調達時の要求，JBOG／ニューシア反映） 発電設備の総点検以降，2号機第14回定検，1号機第27回定検において実施した安全上重要な機器関する工事に関して，許認可その他調達要求事項に問題はなかった。また，本年度，新たに発生したトラブルその他についても，ニューシアに登録し情報共有を図っていることから有効性は確認出来ているものと評価している。以下，ニューシアに登録した主な品質情報を示す。 ・総点検関係抽出事項（13件）／2号機ドライチューブ落下について／1号機復水昇圧ポンプメカニカルシールからの漏えい ・1号機C−原子炉格納容器冷却器の不調／燃料取替装置燃料把握器の変形について／作業従事者の被災について （内部監査部門の評価） 省令改正に伴い保安規定を改正し施行されたことを確認した。今後も評価を実施することとしており，引き続き実施状況を確認する必要がある。	
	○確認項目 （1）作業手順書等を適正に作成しこれを遵守した保安活動 保安活動で使用する文書について，承認を含めた管理の方法，体系的なつながりが明確に示される。 （2）メーカーの安全技術についての情報を電力事業者間で共有しうるために必要な管理上の措置 保安活動の実施によって得られた知見および他の施設から得られた知見の活用方法が定められ運用される。 （検証結果） （1）保安規定変更申請 ・保安院とのヒアリングを通して省令改正の意図する内容で9月28日，11月30日に保安規定変更申請を実施した。また，変更申請にあたっては，保安規定改正内容の他，保安規定改正に伴う要領類への記載内容も含め，原子力発電保安委員会およびQMS検討チーム，QMS検討会で審議した。 （2）要領書類改正または制定 ・要領書類改正または制定にあたっては原子力発電保安運営委員会，原子力発電保安委員会，品質保証運営委員会（本部・発電所），品質保証委員会で審議した。 （3）運用の確認 ・作業手順書等適正に作成されており，承認を含めた管理がなされている。 ・メーカーの安全技術についての情報を電力事業者間で共有しうるために必要な管理上の措置，保安活動の実施によって得られた知見および他の施設から得られた知見の活用方法を原子力安全情報処理要領に定め運用していること確認した。	（次年度の取組み）　2ー②日常業務化等 再発防止対策の実効性評価結果を次年度に反映するとともに，評価の結果，妥当性が検証できない場合，関係要領類の変更等の対策を講じることにより，保安規定要求事項の維持／改善を継続して行う。	

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表　■■■

【方針】「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：　島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表　（AP７（６）委託における検査業務の適正性を確保するためのルール設定）　　Ｈ２０年２月１日　現在

目　的	法令に基づく検査業務のうち，定期検査中の検査は国が検査への立会いや検査方法の審査を行っていること，また，協定に基づく環境放射能の測定等については当社による測定や自動測定により行っていることから，検査業務全般を委託により実施している補助ボイラばい煙測定を検査業務適正性確保に向けた取り組み対象検査業務とし，データ改ざん防止等のルールを設定する。	実施内容	１．改ざん防止のためのルールの設定 検査結果の透明性・正確性の確保ならびに確実なチェック等を通じた当社の当事者意識の涵養や管理・監督責任の適切な履行等の観点から，委託における検査業務のルール設定を行なう。 ２．グループ企業との規律ある健全な取引関係の構築 当社と委託先の双方において恣意的な取扱いが生じることのないよう規律ある協力関係を構築する。 ３．法令遵守徹底等の教育の実施 検査業務等に係る法令の重要性や実務面の知識の向上に関する内容を織り込んだ教育を実施する。
要求事項	土用ダム問題等の再発防止策における法令に基づく検査業務の適正性確保のため，チェック体制の整備を図る。		

具体的な行動計画

ー凡　例ー
▽□：計画，▽■：実績

実施項目	スケジュール（平成１９年度）												平成 20 年度	
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	上期	下期
１．改ざん防止のためのルール設定 ・手順書に改ざん防止の手順を定める。 ・改ざん防止ルール実施に係る委託先との調整。			手順の策定 委託先との調整											
２．グループ企業との規律ある健全な取引関係の構築 ・委託検査業務に関して第三者によるサンプル測定導入等の検討。 ・委託先との調整，測定の実施			第三者によるｻﾝﾌﾟﾙ測定導入等の検討				委託先との調整			ばい煙測定				
３．法令遵守徹底等の教育の実施 ・作業着手前に検査委託先の業務従事者及び当社の業務関係者に対し，教育を実施する。 ・教育効果の確認をアンケート等で確認する ・毎年度，業務委託着手前に教育を実施する。			▽						▽ ▽				▽	
４．内部監査 ・ルールの設定，実施状況等について内部監査を受ける。									▽ ▽ 内部監査	▽ ▽				

・6/29　委託先と報告等のルール設定に係る具体的内容について打合せを実施。
・7/31　委託先へデータ改ざん防止のルール設定（案），契約上の手続等について提示。
・8/31　委託先へデータ改ざん防止のルール設定等の手続実施。
・9/6　委託先からデータ改ざん防止のルール設定等に係る実施内容を記載した文書を受領。
・9/7　手順書改正（測定に係る確認事項の追加）

・7/5　委託先に当社の取り組み内容を説明実施。
・11/30 第三者機関によるｻﾝﾌﾟﾙ測定の実施方法策定。
・12/12 第三者機関とばい煙測定実施方法の打合せを実施。
・12/27 第三者機関とばい煙測定の委託契約完了。
・ 1/18 第三者機関によるばい煙測定を実施。
（ｸﾞﾙｰﾌﾟ企業によるばい煙測定：1/10 に実施）

・12/25 法令遵守教育効果確認（アンケート調査実施）

・12/13 原子力安全管理監査の実施。（ルールの設定，実施状況）

・第三者機関によるｻﾝﾌﾟﾙ測定に係る監査（1 月末実施）

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
１．改ざん防止のためのルール設定 ・手順書の改正。（完了:9/7） ・実施に係る委託先との調整。（完了 9/6） ２．グループ企業との規律ある健全な取引関係の構築 ・第三者機関とばい煙測定の委託契約。（完了 12/27）。 （ばい煙測定：1/18 実施） ３．法令遵守徹底等の教育の実施 ・６月１日に委託先の業務従事者及び当社の業務関係者に対し，教育を実施。	（検証方法） ・委託先の受託仕様書等に当社要求事項が記載されていることを確認する。 ・データ改ざん防止のためのルールが設定，実施されていること，委託先関係者教育の実施状況等について内部監査を受ける。 （検証結果） 要求事項に対し，以下のとおり実施した。 データ改ざん防止のためのルール設定，グループ企業との規律ある健全な取引関係の構築，法令遵守徹底等の教育を実施した。 （目的に対する実効性評価） ●評価方法／指標 １．データ改ざん防止のためのルール設定がなされていること。 ２．第三者機関によるサンプル測定結果に問題ないこと。 ●評価結果 １．データ改ざん防止のためのルール設定を実施した。 ２．第三者機関によるサンプル測定を実施し，結果に問題なかった。	（ＱＭＳ高度化，再発防止対策の有効性評価） 当社要求事項に係る実施内容の確認及び第三者機関によるｻﾝﾌﾟﾙ測定の導入，考査部門の監査結果を踏まえた改善により，当該検査業務の適正性は確保できると評価する。 （当社要求事項に係る確認内容） ・ｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞが確実に行われていることを立会により確認。 ・現場データを日々作業終了時受領し，委託先の報告書に記載されているデータとの整合性を確認。 ・報告書に添付されている作業状況が把握できる写真等及び業務が適正に実施されたことを保証する報告書を受領。 （内部監査部門の評価） 改正された手順書の確認および４号補助ボイラばい煙測定時に安全管理員が立会いしている現場を確認し，手順書に基づき適切に実施していること，および第三者機関によるｻﾝﾌﾟﾙ測定の導入により分析データを比較することによる確認とけん制機能は有効であると評価する。 （次年度の取組み）２ー②日常業務化等 通常組織による継続的改善に移行	

■■■ 信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表 ■■■

【方針】「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所： 電源事業本部（原子力）　　H20年2月1日　現在

アクションプラン進捗管理表（AP8（1）原子炉主任技術者の独立体制）

目　的	原子炉主任技術者がその保安の監督の責任を十分にできることまたその指示にしたがうことを確実にするため独立性が担保される組織体制とする	実施内容	平成19年7月末までに，以下を反映した保安規定変更申請を実施 （1）の対応 ○発電所の保安活動に関する情報を入手し，法律および保安規定への抵触如何について判断し，必要に応じて保安に関し適切な指示ができるように，原子炉主任技術者が保安活動に関する情報を確実に入手できるよう，原子炉主任技術者の職務等を定めた要領に明記する。 ○会議の成立性において，原子炉主任技術者の出席が必須な会議については，原子炉主任技術者が出席する旨を保安規定に明記する。 ○原子炉主任技術者は原子炉の保安に関し，職務・組織に縛られることなく，原子炉の保安を最優先と考え臨機応変に対応するため，原子炉の運転・保守に関する業務に関与しない部門から選任する。 ○原子炉主任技術者は発電所の保安組織が原子炉の保安に関する対応が十分でないと判断した場合，原子炉主任技術者としての牽制機能を十分に働かせることができるように，選任および処遇にあたっては発電所から人事面，組織面において独立させる。 ○保安規定上，原子炉主任技術者の代行可能な期間に期限がなかったため，代行者が代務を行う期限を設ける。正の原子炉主任技術者が期限を過ぎて職務を遂行できない場合は，新たに別の原子炉主任技術者を選任することを保安規定に明記する。期限は，原子炉主任技術者の選任・解任の手続きにかかる期間を踏まえ，1ヶ月とすることを原子炉主任技術者の職務等を定めた要領に明記する。 （2）の対応 ○第9条（主任技術者の職務等）に，原子炉主任技術者は，第120条（報告）第1項に定める事象の報告を受けた場合，自らの責任において，事象を確認し，その確認したところに従い情報を社長に直接報告することを規定する。 ○原子炉主任技術者は，定期的および必要に応じ，安全上重要な機器の保安状況，運転管理および保守管理等の状況について社長へ直接報告することを規定する。 （3）の対応 ○原子炉主任技術者は原子炉の運転・保守に関する業務を兼務しないとともに発電所の保安組織に属さない，電源事業本部の専任部長から選任することにより，組織面からの独立性を確保する。 ○原子炉主任技術者は人事考課において所長の関与を受けないよう，発電所組織に属さない電源事業本部の専任部長を選任する。原子炉主任技術者の任命権については発電所の保安活動を統括管理している「電源事業本部長」が選任・解任の権限を有することに変更することにより，発電所における人事面での独立性を確保する。なお，現行の発電所作成の立案決定票兼通知書に基づいた選任・解任の手続きは廃止し，今後は電源事業本部（原子力）にて原子炉主任技術者の選任・解任手続きを行う。この場合，選任について，島根原子力発電所との調整は行わない。 ○発電所長の関与により原子炉主任技術者が行う保安の監督に対して支障が生じないように，発電所長は原子炉主任技術者の意見を尊重する旨を保安規定に明記する。 （4）の対応 ○原子炉主任技術者は原子炉の運転・保守に関する業務に関係しない電源事業本部より選任することになるため，著しく業務がとなることはなく原子炉主任技術者の牽制機能を十分発揮できる。 ○現行，原子炉主任技術者は原子炉主任技術者としての職務の他，所長を補佐する副所長の職務を兼務しているが，今後，原子炉主任技術者の職務に専任させる（その他職務は行わない）ことにより，その職務が著しく過大とならない。
要求事項	（1）原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十全に果たすことができることへの対応 （2）経営責任者に対して原子炉主任技術者が直接に報告をし，指示を受けることができる体制を確保することへの対応 （3）組織面，人事面等においても，発電所の保安組織から独立性が確保され，発電所長等の関与によって原子炉主任技術者が行う保　安の監督に支障が生じないようにすることへの対応 （4）原子炉主任技術者の業務が著しく過大とならないようにすることへの対応		

具体的な行動計画

－凡　例－
▽口：計画，▼■：実績

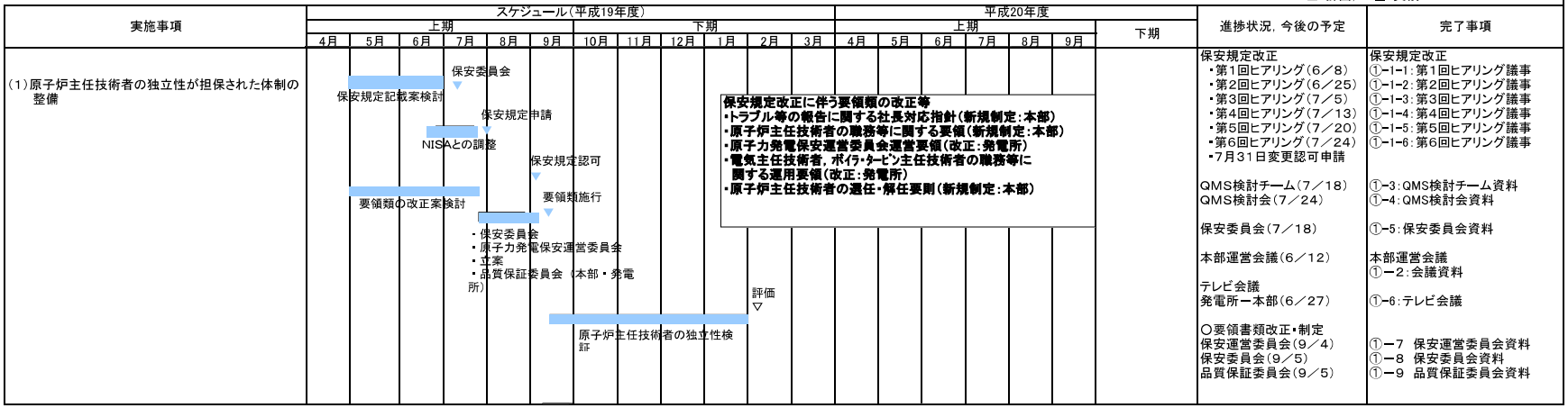

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
保安規定の変更（変更命令対応） ・保安規定変更命令に対する保安規定の変更認可申請を7月31日に実施 ・補正申請を8月21日に実施 ・8月31日保安規定第49次改正認可 ・9月12日施行 実績 ・9月26日　原子炉主任技術者との懇談 ・11月20日　社長への保安監督状況報告（原子炉主任技術者） ・11月21日　1号機燃料取替装置　燃料把握機の変形事象 （事故・故障報告事象である旨の社長への連絡）	（検証方法） 保安規定変更命令に対応した保安規定の改正，関係要領類の改正または新規制定がされていること。 および改正または制定した要領類に準じた運用がされていること。 （1）保安規定変更申請（案） ・変更命令の意図に沿った保安規定の改正が行われているかを保安院とのヒアリング等により確認する ・保安規定改正内容および保安規定改正に伴う運用事項が要領類へ反映できているか原子力発電保安運委員会で審議する ・保安規定の改正内容および保安規定改正に伴う運用事項が要領類へ反映の方針をQMS検討委員会で審議する （2）要領書類改正または制定 ・要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安運営委員会で審議する ・要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安委員会で審議する ・要領書類改正または制定内容が品質保証上担保されるか品質保証運営委員会（本部・発電所）で審議する （3）運用の確認 〇原子炉主任技術者のあるべき姿 組織面等においても，発電所の保安組織からの独立性を確保し，経営責任者に対し直接報告できる体制のうえに立ち，保安の監督業務を支障なく果たせる。 〇確認事項 ・保安に係る情報が入る体制となっていることおよび情報が適切に入っていることを，適宜原子炉主任技術者と発電所長との懇談を通して確認する。 ・国に報告すべき事象等が発生した場合，経営責任者に直接報告されていることを記録により確認する。 ・保安業務が支障なく果たせていることを，原子炉主任技術者および発電所長との懇談を通して評価するとともに，原子炉主任技術者の保安業務量について他社との事例調査を行い評価する。	（自己評価，再発防止対策の有効性評価） 原子炉主任技術者に対しての要求事項に基づき制定，改正した要領を9月12日に施行し，運用しているが，運用を開始して以来，現在までにおいて原子炉主任技術者が保安のために行う指示に対して，内／外部からの障害はなく，保安に関する監督業務は適切に行われているものと評価している。 また，国へ報告すべき事象等が発生した場合においても，経営責任者に直接報告されており，所長をはじめとする発電所の保安組織の影響を受けることなく，原子炉主任技術者の独立性は確保されており，本APでの目標は達成できているものと考える。 しかしながら，さらに原子炉主任技術者が保安の監督を行う責務を十全に果たすことに対し，業務量を含め改善点がないかどうか，四半期に1回程度，原子炉主任技術者，所長と懇談の機会を設け，あるいは他社との事例調査で得られた結果等を参考に，現行のシステムを評価する。また，保安に関して適切な指示が，従事者に対して行われているかどうかについては，運転，保修その他の業務に従事する者に対する聞き取りまたはアンケート等の手段により評価する。これらの評価結果に基づき，必要に応じて要領書類の変更あるいは，主任技術者を補佐する制度等を検討し，継続的な改善を図る。 （管理指標） ・原子炉主任技術者，所長との懇談内容（独立性，報告） ・原子炉主任技術者に対する業務量（他電力との比較を含む） ・運転，保修その他に従事する者への聞き取り（適切な指示） （内部監査部門の評価） 原子炉主任技術者の独立性等に関して，保安規定第49次改正が認可され、施行されたことを確認した。今後も評価を実施することとしているが，業務量などが見えるような評価を実施する必要があると考える。内部監査部門としては，引き続き実施状況を確認する必要がある。	
	（検証結果） （1）保安規定変更申請 ・保安院とのヒアリングを通して変更名令で意図する内容で7月31日に保安規定変更申請を実施した。また，変更申請にあたっては，保安規定改正内容の他，保安規定改正に伴う要領類への記載内容も含め，原子力発電保安委員会およびQMS検討チーム，QMS検討会で審議した。 （2）要領書類改正または制定 ・要領書類改正または制定にあたっては原子力発電保安運営委員会，原子力発電保安委員会，品質保証運営委員会（本部・発電所）で審議した。 （3）運用の確認 ・ 原子炉主任技術者の席を発電所内外全ての情報を取り扱う技術課の居室に置き，発電所保安に係る情報が入る環境としていること。また，各種会議へ参加できる体制となっており，情報は適切に入っている。 ・国に報告すべき事象等が発生した（H19年11月21日1号機燃料取替装置　燃料把握機の変形事象）について，原子炉主任技術者から社長に直接電話で報告されている。 ・保安業務が現状において支障なく果たせていることを，原子炉主任技術者に確認した。他社との保安業務量の比較は定量化できなかった。	（次年度の取組み）２ー②日常業務化等 再発防止対策の実効性評価結果を次年度に反映するとともに，引き続き運用面の検証（懇談）を当面，年2回程度実施し，要求事項が満足されていない場合，関係する要領類の整備，原子炉主任技術者を補佐する体制の構築等の改善策を講じる。これらを継続して実施することにより，保安規定要求事項の維持・改善を図る。	

■■■ 信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表 ■■■

【方針】「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所： 電源事業本部（原子力）　　H20年2月1日　現在

アクションプラン進捗管理表（AP8（2）－1保安規定の変更（変更命令））

目　的	発電設備の総点検結果を踏まえた，保安規定の変更命令，国からの行政処分に対し，経営責任者の関与，原子炉主任技術者の位置付けを明確にするとともに，経営責任者への報告，保修工事に係る記録の保存等について明確にする。	実施内容	1．保安規定の変更（変更命令対応）（平成19年7月末までに変更認可申請） （1）の対応 ○適切な報告がなされる体制を構築するため，報告すべき事象が確実に報告されるように，第120条（報告）において， 社長に報告すべき事象を明確にする。 ○報告すべき内容が正確となるよう所長および原子炉主任技術者の2つのルートにより社長へ報告することで確実な 情報が報告される体制とする。 ○社長への報告は，あらかじめ定められた経路に従い，電話，電子メール等の手段で行われることを二次文書に明記する。 また，タイムリーな報告に対しては，報告すべき職位が不在の場合にも確実に報告されるよう具体的方法については， 二次文書に明記する。 ○報告がなされる体制を構築するために，第120条の2項において，所長から社長へ報告する旨を規定する。 ○現行の関与に加え，第120条（報告）第1項の事象が発生した場合，社長は所長および原子炉主任技術者からの報告を 受け，報告内容に応じた指示を行うことを保安規定に明記し，社長の直接的関与を強める。 ○保安規定の条文において，社長へ報告すべき場合を規定し，不明確とならないようにする。 ○報告すべき場合に該当するか否かの判断に現場が迷う場合に」「積極的に」報告をするために，第120条（報告）第1項 に規定する事象に「該当するおそれがある場合」についても発電所長および主任技術者に報告する旨，第120条に規定する。 （2）の対応 AP活動推進管理表（AOP8（1）原子炉主任技術者の独立体制）で対応 （3）の対応 運転上の制限からの逸脱時，安全上重要な機器等に係る技術基準への不適合が生じた場合，原子炉主任技術者が， 自らの責任において，事態を確認し，その確認したところに従い正確な情報を社長に直接報告するよう保安規定に定める。 （4）の対応 ○安全上重要な機器等の保修工事に係る記録を作成して保存すべき記録の対象に含めるよう保安規定に明記する。 ○安全上重要な機器等の保修工事において，工事に必要な法令上の手続きの要否とその理由について，保安規定で定める 記録として保存することを保安規定に明記する ○法令に基づく手続きを不要と判断した場合は，その理由も併せて記録として保存することを保安規定に明記する。
要求事項	1．保安規定の変更（変更命令対応） （1）国に対する報告を行うべき事象及びこれと同等に重大な事態が発生した場合において経営責任者に適切な報告がなされる体制を構　築することを含め，経営責任者による安全確保に対する関与の強化 （2）原子炉主任技術者が原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようにするため，原子炉主任技術者の独立性の確保 （3）運転制限の逸脱又は告示で定められている安全上重要な機器等に係る技術基準の不適合が生じた場合には，原子 炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に報告 （4）安全上重要な機器等の保修工事に係る記録の追加		

具体的な行動計画

－凡　例－
▽□：計画，▼■：実績

実施事項	スケジュール（平成19年度） 上期 4月	5月	6月	7月	8月	9月	下期 10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成20年度 上期 4月	5月	6月	7月	8月	9月	下期	進捗状況，今後の予定	完了事項
保安規定の変更（変更命令対応） a．国に対する報告を行うべき事象及びこれと同等に重大な事態が発生した場合において経営責任者に適切な報告がなされる体制を構築することを含め，経営責任者による安全確保に対する関与の強化 b．原子炉主任技術者が原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようにするため，原子炉主任技術者の独立性の確保 c．運転制限の逸脱又は告示で定められている安全上重要な機器等に係る技術基準の不適合が生じた場合には，原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に報告 d．安全上重要な機器等の保修工事に係る記録の追加	保安規定記載案検討			保安委員会 保安規定申請 NISAとの調整 保安規定認可																保安規定改正 ▪第1回ヒアリング（6／8） ▪第2回ヒアリング（6／25） ▪第3回ヒアリング（7／5） ▪第4回ヒアリング（7／13） ▪第5回ヒアリング（7／20） ▪第6回ヒアリング（7／24） ▪7月31日変更認可申請 QMS検討チーム（7／18） QMS検討会（7／24） 保安委員会（7／18） 本部運営会議（6／12） テレビ会議 発電所ー本部（6／27） ○要領書類改正▪制定 保安運営委員会（9／4） 保安委員会（9／5） 品質保証委員会（9／5）	保安規定改正 ①－1－1：第1回ヒアリング議事 ①－1－2：第2回ヒアリング議事 ①－1－3：第3回ヒアリング議事 ①－1－4：第4回ヒアリング議事 ①－1－5：第5回ヒアリング議事 ①－1－6：第6回ヒアリング議事 ①－3：QMS検討チーム資料 ①－4：QMS検討会資料 ①－5：保安委員会資料 本部運営会議 ①－2：会議資料 ①－6：テレビ会議 ①－7　保安運営委員会資料 ①－8　保安委員会資料 ①－9　品質保証委員会資料
		要領類の改正案検討			要領類施行 ▪保安委員会 ▪原子力発電保安運営委員会 ▪立案 ▪品質保証委員会（本部・発電所）																
							記録，報告　経営責任者の関与検証				評価▽										

保安規定改正に伴う要領類の改正等
▪工事管理品質保証要領（改正：発電所）
▪溶接安全管理審査品質保証要領（改正：発電所）
▪トラブル発生時の対応要領（改正：本部）
▪故障・トラブル対応要領（改正：発電所）
▪原子力発電保安委員会運営要領（改正：本部）
▪品質マニュアル（本部，発電所）
▪原子力発電保安運営委員会運営要領（改正：発電所）

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
保安規定の変更（変更命令対応） ▪保安規定変更命令に対する保安規定の変更認可申請を7月31日に実施 ▪補正申請を8月21日に実施 ▪8月31日保安規定第49次改正認可 ▪9月12日施行 実績 ▪9月26日　原子炉主任技術者との懇談 発電所への保安規定変更説明 ▪11月21日　1号機燃料取替装置　燃料把握機の変形事象 （事故・故障報告事象である旨の社長への連絡 ：主任技術　者，所長）	（検証方法） 保安規定変更命令に対応した保安規定の改正，関係要領類の改正または新規制定がされていること。 および改正または制定した要領類に準じた運用がされていること。 （1）保安規定変更申請（案） ▪変更命令の意図に沿った保安規定の改正が行われているかを保安院とのヒアリング等により確認する ▪保安規定改正内容および保安規定改正に伴う運用事項が要領類へ反映できているか原子力発電保安運営委員会で審議する ▪保安規定の改正内容および保安規定改正に伴う運用事項が要領類へ反映の方針をQMS検討委員会で審議する （2）要領書類改正または制定 ▪要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安運営委員会で審議する ▪要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安委員会で審議する ▪要領書類改正または制定内容が品質保証上担保されるか品質保証運営委員会（本部・発電所）で審議する （3）運用の確認 〇あるべき姿 （1）経営責任者 国に対する報告を行うべき事象等の保安に関する情報に対し，原子力安全を最優先した指示ができる。 （2）安全上重要な機器等の保修工事 工事に必要な法令上の手続きの要否とその理由について記録されている。 〇確認項目 （1）経営責任者 ▪国に対する報告を行うべき事象等の報告に対し，原子力安全を最優先した指示ができていることを，記録で確認する。 ▪原子炉主任技術者，発電所長，保安委員会委員長から，保安に関する報告が適切に行われていることを，記録で確認する。 ▪経営責任者が出席する保安に関する会議における発言内容を確認し，原子炉安全を最優先したものとなっているかを評価する。 （2）安全上重要な機器等の保修工事 安全上重要な機器等の保修工事について，法令上の手続きの要否が検討され，記録されていることを確認する。	（自己評価，再発防止対策の有効性評価） 国に対する報告を行うべき事象及びこれと同等に重大な事態が発生した場合における経営責任者の関与等に対しての要求事項に基づき制定，改正した要領を9月12日に施行し，運用している。原子炉主任技術者の保安に関する報告は経営責任者へ直接行われており，経営責任者においても保安に関する情報に対し，原子力安全を最優先した指示が出されている。また，安全上重要な機器等の保修工事においては，許認可関係の諸手続きは要否を検討し，適切に実施，記録されており，本APでの目標は達成できていると考えている。 このうち，「原子炉主任技術者の職務が十全に果たされることについて」に関しては，AP8（1）により評価を行う。しかしながら，経営責任者への報告の適切性，経営責任者の安全への関与の状況については，原子炉主任技術者，所長，経営責任者との懇談を2回／年程度の頻度により実施し，この懇談により報告の適切性，漏れのないことを評価する。安全上重要な設備に関する許認可等の手続きに関しては，関係する記録を再評価することにより，手続き漏れ等がなく処理が妥当であったことを確認する。 評価の結果，改善の余地が認められた場合，関係要領類の変更・充実，経営責任者によるレビュー等により，継続的な改善を図っていく。また，許認可関係では，直ちに法的処置をとるとともに，教育の充実等の継続的改善処置を講じる。 （管理指標） ▪原子炉主任技術者，所長，経営責任者との懇談（適切な報告，経営責任者の安全への関与） ▪許認可関係記録 （内部監査部門の評価） 保安規定の変更（変更命令）に関して，保安規定第49次改正が認可され、施行されたことを確認した。今後も評価を実施することとしており，引き続き実施状況を確認する必要がある。 （次年度の取組み）　2ー②日常業務等 再発防止対策の実効性評価結果を次年度に反映するとともに，引き続き運用面の検証（懇談）を当面，年2回程度実施し，要求事項が満足されていない場合，関係する要領類の整備，原子炉主任技術者の独立性を担保する体制の改善等を講じる。1，2号機の定期検査の都度，安全上重要な設備に関する許認可申請の妥当性について評価を行い，保安規定要求事項を遵守していることを確認する。これらを継続して実施することにより，保安規定要求事項の維持・改善を図る。	
	（検証結果） （1）保安規定変更申請 ▪保安院とのヒアリングを通して変更名令で意図する内容で7月31日に保安規定変更申請を実施した。また，変更申請にあたっては，保安規定改正内容の他，保安規定改正に伴う要領類への記載内容も含め，原子力発電保安委員会およびQMS検討チーム，QMS検討会で審議した。 （2）要領書類改正または制定 ▪要領書類改正または制定にあたっては原子力発電保安運営委員会，原子力発電保安委員会，品質保証運営委員会（本部・発電所）で審議した。 （3）運用の確認 ▪H19年11月21日に発生した「1号機燃料取替装置　燃料把握機の変形事象」について，原子炉主任技術者からの報告に対し，「作業管理の再発防止策についても、炉主任として見ておいてくれ」 等経営責任者の原子力安全を最優先した指示をメールの記録で確認した。 ▪原子炉主任技術者，発電所長，保安委員会委員長から，保安に関する報告が適切に行われていることを，議事録で確認した。 ▪経営責任者が出席する保安に関する会議における発言内容を確認し，原子炉安全を最優先したものとなっているかを評価する。 ▪安全上重要な機器等の保修工事においては，許認可関係の諸手続きは要否を検討し，適切に実施，記録されていることを確認した。		

■■■ 信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表 ■■■

【方針】「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 電源事業本部（原子力）　　H20年2月1日　現在

アクションプラン進捗管理表（AP8（2）－2　保安規定の変更（省令改正／審査内規）

目　的	発電設備の総点検結果を踏まえた省令改正および審査内規に基づき，法令遵守体制（責任者の関与，安全文化醸成，情報の公開，国への報告）等に関しての対応を明確にする。	実施内容	保安規定の変更（省令改正／審査内規）（平成19年9月末までに変更認可申請，根本原因分析については11月末） （1）の対応 （具体的な検討は（AP5（4）（安全文化醸成）で実施） ○保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため，いわゆるコンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。特に，経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 （2）の対応 （具体的な検討は（AP5（4）（安全文化醸成）で実施） ○保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し，維持し，強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。特に，経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 （3）の対応 （具体的な検討は（AP3（2）（根本原因分析の確実な実施）で実施） ○原子炉施設の品質保証に関することの中で，以下について記載されていること。（11月30日に申請） ガイドラインを踏まえた根本原因分析の方法および根本原因分析を実施するための体制。 **（4）の対応** **○原子炉施設の保安の向上を図るため，統一した公開基準であるニューシアの登録基準（トラブル情報，保全品質情報に係る基準）に従い公表し，情報共有化ツールであるニューシアを活用し情報の共有化を図ることを規定する。** （5）の対応 （具体的な検討はAP8（1）（原子炉主任技術者の独立体制）で実施） ○原子炉主任技術者が保安の監督を十全に果たすことができるようにするため，発電所の保安組織から独立し，保安の監督を適切に行う上での必要な権限が明確にされていること。 （6）の対応 （具体的な検討は（AP7（5）保安の措置のために講ずべき措置）で実施） ○原子炉施設の保安活動で使用する文書について，承認を含めた管理の方法が明確に定められ，体系的なつながりが明確に示されていること。 （7）の対応 （具体的な検討は（AP7（5）保安の措置のために講ずべき措置）で実施） ○保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報が他の原子炉設置者と共有され，自らの原子炉施設の保安を向上させるための処置が示されていること。 **（8）の対応** **○関係法令および保安規定の遵守を徹底する観点から，具体的な保安教育の内容が定められており，その見直し頻度等について定められて** **いること。** **（9）の対応** **○原子炉施設に係る保安に関し，必要な記録を適正に作成し，管理することが明記されていること。** **（10）の対応** **○警報発生装置から発せられた警報内容の保存に関することが明記されていること。（9月30日施行）** **○保安検査官室への端末機設置，エスコートフリーの常時受け入れ，運転データの監視，警報印字記録の監視が検討されていること。** （11）の対応 （具体的な検討は（AP7（5）保安の措置のために講ずべき措置）で実施） ○要領書，作業手順書その他保安に関する文書が定められ遵守することが明記されていること。 **（12）の対応** **○運転上の制限を逸脱した場合直ちに経済産業大臣に報告することが明記されていること。（9月30日施行）** （13）の対応 （具体的な検討は（AP7（5）保安の措置のために講ずべき措置）で実施） ○外部から物品または役務を調達する場合，実施計画に適切な調達の実施に必要な事項及びこれらが確実に守られるよう管理する方法が定められていること。 （14）の対応 （具体的な検討は（AP3（2）（根本原因分析の確実な実施）で実施） ○不適合に対する再発防止のために行う是正に関する措置に関する手順を確立して行う（根本原因分析手順を含む）方法がさだめられていること。（根本原因分析に関しては，（3）と合わせ11月30日に申請） **（15）の対応** **○巡視および点検に関すること。巡視点検中に発見された事象については，ルールに従い対処することが定められていること。** **（16）の対応** **○保守管理活動において，法令上手続きが必要な工事については，その手続きが確実に行われるルールが定められていること。** （17）の対応 （具体的にはAP8（4）（直近の定期検査における特別な検査への対応）で実施 ） ○安全上重要な行為（起動・停止）に対する保安検査が実施されること（2号機第14回定期検査における停止操作から）
要求事項	保安規定の変更（省令改正／審査内規） （1）法令遵守のための体制に関すること （第16条ー項第ー号）（発電設備の総点検に係る行動計画（10）） （2）安全文化を醸成するための体制に関すること （第16条ー項第二号）（発電設備の総点検に係る行動計画（10）） （3）事故等が発生した場合の原因を根本に遡って究明すること（第16条ー項第十九号）（発電設備の総点検に係る行動計画（10）） （4）公開可能な安全上重要な情報の発信に関すること （第16条ー項第二十二号）（発電設備の総点検に係る行動計画（10）） （5）原子炉主任技術者の独立性に関すること（第16条ー項第四号） （6）作業手順書等の保安規定上の位置付けに関すること （第16条ー項第二十号） （7）保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報の共有に関すること （第16条ー項第二十一号） （8）保安規定の遵守に関すること （第16条ー項第五号ロ（1）） （9）原子炉施設に係る保安に関する適正な記録及び報告に関すること （第16条ー項第十六号） （10）警報発生装置から発せられた警報内容の保存に関すること （第7条第ー項） （11）作業手順書の遵守に関すること（第7条の四第ー項） （12）運転上の制限を逸脱した場合の報告に関すること （第12条第九号） （13）外部から物品または役務を調達する場合は，実施計画に適切な調達の実施に必要な事項及びこれらが確実に守られるよう管理する方法を定めること （第7条の三の五第二号） （14）不適合に対する再発防止のために行う是正に関する措置に関する手順を確立して行うこと（根本原因分析手順を含む）（第7条の三の七第二号） （15）原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置関すること（第16条第ー項第十二号） （16）原子炉施設の保守管理に関すること （第16条第ー項第十七号） （17）安全上重要な行為（起動・停止）に対する保安検査を先行実施に関すること（第16条の二第二項）		

具体的な行動計画

ー凡　例ー
▽□：計画，▼■：実績

実施事項	スケジュール（平成19年度） 上期 4月	5月	6月	7月	8月	9月	下期 10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成20年度 上期 4月	5月	6月	7月	8月	9月	下期	進捗状況，今後の予定	完了事項
保安規定の変更（省令改正／審査内規）																				保安規定改正 ・第1回ヒアリング（9／7） ・第2回ヒアリング（9／19） 9／28変更認可申請 QMS検討チーム（9／25） QMS検討会（9／25） 保安委員会（9／25） ・補正申請ヒアリング（10／26）・補正申請ヒアリング（10／30） 11／26　補正申請 11／30　変更認可申請 QMS検討チーム（11／19） QMS検討会（11／26） 保安委員会（11／21） ○要領書類改正・制定 品質保証運営委員会（11／27） 品質保証委員会（11／26，12／10）	保安規定改正 ①ー1：第1回ヒアリング議事 ①ー2：第2回ヒアリング議事 9／28変更認可申請 ①ー3：QMS検討チーム資料 ①ー4：QMS検討会資料 ①ー5：保安委員会資料 ①ー3：第1回ヒアリング議事 ①ー4：第2回ヒアリング議事 ①ー6：QMS検討チーム資料 ①ー7：QMS検討会資料 ①ー8：保安委員会資料
（1）法令遵守のための体制に関すること																					
（2）安全文化を醸成するための体制に関すること	再発防止行動計画，省令改正，審査内規反映事項検討																				
（3）事故等が発生した場合の原因を根本に遡って究明すること																					
（4）公開可能な安全上重要な情報の発信に関すること																					
（5）原子炉主任技術者の独立性に関すること																					
（6）作業手順書等の保安規定上の位置付けに関すること																					
（7）保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術　情報の共有に関すること																					
（8）保安規定の遵守に関すること																					
（9）原子炉施設に係る保安に関する適正な記録及び報告に関すること									▼省令施												
（10）警報発生装置から発せられた警報内容の保存に関すること（9月30日施行）							保安規定申請														
（11）作業手順書の遵守に関すること					▼		保安委員会		▼保安規定認可												
（12）運転上の制限を逸脱した場合の報告に関すること（9月30日施行）					NISAとの調整																
（13）外部から物品または役務を調達する場合は，実施計画に適切な調達の実施に必要な事項及びこれらが確実に守られるよう管理する方法を定めること							（10），（12）は９月３０日施行														
（14）不適合に対する再発防止のために行う是正に関する措置に関する手順を確立して行うこと（根本原因分析手順を含む）									▼保安規定申請												
（15）原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置関すること									▼保安委員会												
（16）原子炉施設の保守管理に関すること							NISAとの調整														
（17）安全上重要な行為（起動・停止）に対する保安検査を先行実施に関すること										▼要領類施行											
					要領類の改正案検討																
											保安規定，関係要領を遵守した業務の検証評価▽										
					保安検査官室への端末機設置他検																

○省令改正，審査内規および行政指導反映
・ＡＰ８（１）（原子炉主任技術者の独立体制）で対応（5）
・ＡＰ８（２）ー１（保安規定変更命令）で対応（9）
○省令改正，審査内規および再発防止反映
・ＡＰ８（４）（直近の定期検査における特別な検査への対応）で対応（17）
・ＡＰ８（２）ー２（保安規定の変更（省令改正／審査内規）で対応（4），（8），（9），（10），（12），（17）
・ＡＰ７（５）（保安の措置のために構ずべき措置）で対応（6），（7），（11），（13）
・ＡＰ５（４）（安全文化醸成）で対応（１），（２）
・ＡＰ３（２）根本原因分析の確実な実施）で対応（３），（14）
○審査内規および他社の水平展開
・ＡＰ８（２）ー２（保安規定の変更（省令改正／審査内規）で対応（15），（16）

保安規定改正に伴う要領類の改正等（9／30）
・運転管理要領（暫定運用：発電課長指示）

保安規定改正に伴う要領類の改正等
・運転管理要領（改正：発電所）
・保守管理要領（改正：発電所）
・教育訓練要領（改正：発電所）
・品質文書管理要領（改正：発電所）
・品質マニュアル（改正：本部，発電所）
・品質記録管理要領（改正：発電所）
・不適合管理要領（改正：発電所）
・予防処置要領（改正：発電所）
・工事管理品質保証要領（改正：発電所）
・故障・トラブル対応要領（改正：発電所）
・原子力規定類管理要領（改正：本部）
・設計・調達管理要領（改正：本部）
・根本原因分析実施要領（新規：本部）
・原子力安全文化醸成要則（新規：本部）
・原子力品質保証規程（細部取扱）（改正：本部）
・電源事業本部（原子力）における島根原子力発電所基本計画　取扱要領（改正：本部）
・ニューシア登録手順書（新規：本部）

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
保安規定の変更（省令改正／審査内規） ○第50次改正変更認可申請 ・6月30日　バブコメ終了 ・8月　9日　公布 ・9月28日　変更認可申請 ○第50次改正補正申請 ・10月26日　ヒアリング ・10月30日　ヒアリング ・11月26日　補正申請 ・12月13日　保安規定第50次改正認可 ・12月14　日施行 ○第51次改正変更認可申請 ・11月30日　変更認可申請 ・12月13日　保安規定第51次改正認可 ・12月14　日施行 実績 11月28日　法令遵守教育（総括担当主管） 対象：電源事業本部 11月19日から　安全文化醸成（eラーニング） JNES（eラーニング）	（検証方法） 省令改正または審査内規に対応した保安規定の改正，関係要領類の改正または新規制定がされていること。 （1）保安規定変更申請（案） ・省令改正または審査内規の意図に沿った保安規定の改正が行わ れているかを保安院とのヒアリング等により確認する ・保安規定改正内容が妥当であるか原子力発電保安委員会で審議する ・保安規定の改正方針をQMS検討委員会で審議する （2）要領書類改正または制定 ・要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安運営委員会で審議する ・要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安委員会で審議する ・要領書類改正または制定内容が品質保証上担保されるか品質保証運営委員会（本部・発電所）で審議する	（自己評価，再発防止対策の有効性評価） 省令改正に伴う要求事項に基づき制定，改正した要領を12月14日（一部9月30日）に施行し運用している。現在，制定された要領類に基づき既に数件の根本原因分析を実施していること，JBOGおよびニューシア等により情報の共有化を図っていること，調達管理の充実による安全情報の入手等適切に実施している。本APでは，「法令遵守の体制」，「安全文化の醸成のための体制」を除き整備されたものと評価している。 今後，「法令遵守の体制」，「安全文化の醸成のための体制」に関する理解と個人個人の意識の高揚・維持および向上を図っていく目的から，2月以降に意識調査を実施する。また，今後継続して意識の浸透度合いをアンケートにより確認していく。アンケートの内容については，他業種および他電力を参考に作成する。アンケート結果により「法令遵守」，「安全文化醸成」の定着度を確認する。これらのアンケートについては，色々な角度から定着度・理解度が評価できる内容とし，1回／年程度の頻度で実施し，結果により教育計画・内容の見直しを行うことにより継続的な改善を図る。定着度については，5段階で評価し，3段階を目安に改善を行う。 （管理指標）・法令遵守，安全文化醸成の定着度 今年度は初年度となるので，アンケート調査ではなく，各部門において，諮うば会議等を利用して，意識改革の状況を上長が確認・評価することで計画する。	
	（3）運用の確認 ○あるべき姿 （1）公開可能な安全上重要な情報の発信 安全上重要な情報を発信を確実に行われるルール・手順が定められ運用される。 （2）保安規定の遵守 保安規定違反行為がない。 （3）原子炉施設に係る保安に関する適正な記録及び報告 記録および報告内容に不正行為がない。 （4）警報発生装置から発せられた警報内容の保存 警報内容の保存が確実に行われるルール・手順が定められ運用される。 （5）運転上の制限を逸脱した場合の報告 運転上の制限を逸脱した場合の報告が確実に行われる方法が定 められ運用される。 （6）原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置 巡視及び点検並びにこれらに伴う処置が確実に行われる方法が定められ運用される。 （7）原子炉施設の保守管理 法令上手続きが必要な工事について，その手続きが確実に行われるルールが定められ運用される。	○確認項目 （1）公開可能な安全上重要な情報の発信 ニューシア登録手順書に基づき安全上重要な情報の発信がされていることをニューシア登録状況（1回／四半期）で確認する。 （2）保安規定の遵守 保安規定違反となる行為のないことをもって評価する。 （3）原子炉施設に係る保安に関する適正な記録及び報告 記録および報告内容に不正行為がないことをもって評価する。 （4）警報発生装置から発せられた警報内容の保存 警報内容の保存が確実に行われるルール・手順が定められ運用されていることを要領類および記録で確認する。 （5）運転上の制限を逸脱した場合の報告 運転上の制限を逸脱した場合の報告が確実に行われる方法が定められ運用されていることを要領類および記録で確認する。 （6）原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置 巡視及び点検並びにこれらに伴う処置が確実に行われる方法が定められ運用されていることを要領類および記録で確認する。 （7）原子炉施設の保守管理 法令上手続きが必要な工事について，その手続きが確実に行われるルールが定められ運用されていることを要領類および記録で確認する。	
	（検証結果） （1）保安規定変更申請 ・保安院とのヒアリングを通して省令改正の意図する内容で9月28日，11月30日に保安規定変更申請を実施した。また，変更申請にあたっては，保安規定改正内容の他，保安規定改正に伴う要領類への記載内容も含め，原子力発電保安委員会およびQMS検討チーム，QMS検討会で審議した。 （2）要領書類改正または制定 ・要領書類改正または制定にあたっては原子力発電保安運営委員会，原子力発電保安委員会，品質保証運営委員会（本部・発電所），品質保証委員会で審議した。 （3）運用の確認 （1）公開可能な安全上重要な情報の発信 ニューシア登録手順書に基づき安全上重要な情報の発信がされていることをニューシア登録状況で確認した。（施行後1件） （2）保安規定の遵守 保安規定違反となる行為の報告はなかった。 （3）原子炉施設に係る保安に関する適正な記録及び報告 保安に係る記録および報告内容に不正行為の報告はなかった。 （4）警報発生装置から発せられた警報内容の保存 警報内容の保存が確実に行われるルール・手順が定められ運用されていることを運転管理要領で確認した。 （5）運転上の制限を逸脱した場合の報告 運転上の制限を逸脱した場合の報告が確実に行われる方法が定 められ運用されていることを異常事象発生時の対応要領で確認した。 （6）原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置 巡視及び点検並びにこれらに伴う処置が確実に行われる方法が定められ運用されていることを運転管理要領で確認した。 （7）原子炉施設の保守管理 法令上手続きが必要な工事について，その手続きが確実に行われ るルールが定められ運用されていることを保守管理要領で確認した。	（内部監査部門の評価） 省令改正に伴い保安規定を改正し施行されたことを確認した。今後も評価を実施することとしており，引き続き実施状況を確認する必要がある。 （次年度の取組み）　2ー②日常業務化等 再発防止対策の実効性評価結果を次年度に反映するとともに，引き続きアンケートを当面，年1回程度実施し，要求事項が満足されていない場合，必要な施策の実施や関係する要領類の整備等の改善を行う。	

■■■ 信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表 ■■■

【方針】「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所： 電源事業本部（原子力）　　H20年2月1日　現在

アクションプラン進捗管理表（AP8（3）検査制度の見直しに対する対応）

目　的	原子力安全委員会決定を踏まえ，原子力安全・保安院の「検査の在り方に関する検討会」において提言された新たな検査制度の導入に向けた制度設計（保全計画の充実等）への対応を行う。	実施内容	検査制度の見直しに対する対応（平成20年4月変更認可申請→延期） プラント毎の保守管理活動を保全計画の策定を通じて充実強化させ，検査もプラント毎の特性に応じたきめ細かい検査に移行するための，省令改正を受け，その意図することを検討の上保安規定に反映する。（H19年度中省令改正案発出予定→延期） ※1月末現在未発出
要求事項	（1）保全計画記載要求事項に「プラント停止時の安全管理」を追加 （2）定期事業者検査以外の安全上重要な保守点検活動の計画的実施を保全計画記載事項として要求 （3）プロセス確認型定期検査徹底のため，検査要領書を改正 （4）規格基準の透明性の向上		

具体的な行動計画

－凡　例－
▽□：計画，▼■：実績

実施事項	スケジュール（平成19年度） 上期 4月	5月	6月	7月	8月	9月	下期 10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成20年度 上期 4月	5月	6月	7月	8月	9月	下期	進捗状況，今後の予定	完了事項
検査制度の見直しに対する対応 ① 保全計画記載要求事項に「プラント停止時の安全管理」を追加 ② 定期事業者検査以外の安全上重要な保守点検活動の計画的実施を保全計画記載事項として要求 ③ プロセス確認型定期検査徹底のため，検査要領書を改正 ④ 規格基準の透明性の向上																					

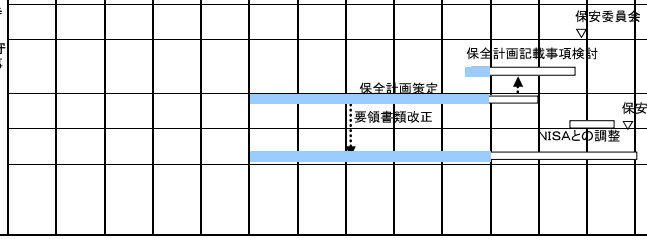

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
検査制度の見直しに対する対応 1月末時点：省令改正案未提出 国・電事連大での情報を元に，2月から発電所に体制（10名）を引き対応作業を実施ししている。	（検証方法） 省令改正または審査内規に対応した保安規定の改正，関係要領類の改正または新規制定がされていること。 （1）保安規定変更申請（案） ・省令改正または審査内規の意図に沿った保安規定の改正が行われているかを保安院とのヒアリング等により確認する。 ・保安規定改正内容が妥当であるか原子力発電保安運委員会で審議する。 ・保安規定の改正方針をQMS検討委員会で審議する。 （2）要領書類改正または制定 ・要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安委員会で審議する。 ・要領書類改正または制定内容が品質保証上担保されるか品質保証運営委員会（本部・発電所）で審議する。 （3）運用の確認 ・改正または制定した要領類に準じた原子力発電所の保全活動が実施管理されていることを，適宜確認する。 （4）点検実績の評価および他社の計画書との比較 ・これまで実施してきた点検結果の確認，他社の計画との比較を行い，当社の保全に関わる計画が妥当であるか検証を行う。 （検証結果） 新たな検査制度移行時に検証する。	（自己評価，再発防止対策の有効性評価） 保守管理に関する省令改正に対応するため，H19年2月から発電所に体制（10名）を引き対応作業（必要要領類の作成，保守管理規程に沿った検討）を実施ししている。 新たな検査制度に移行する時点において，当社の保安規定変更認可申請および保安規程変更届出の都度，保全プログラム，保全計画書の内容が妥当であるかを，当社が行ってきたこれまでの点検結果および他社の計画書等を参考に以下の管理指標により再発防止対策の有効性評価を行う。 （管理指標） 保全プログラム，保全計画書の作成完了 ・保安規定変更認可申請（H20年7月） ・保安規程変更届出（H20年9月） H20年4月から，各社のシミュレーションが実施されることになっており，このシミュレーションの結果により評価を行うこととする。現在のところ，申請用の資料作成は，滞りなく行われており，管理指標は満足できるものと評価している。 （内部監査部門の評価） 新検査制度の導入に向けた対応として平成19年2月に発電所に新検査制度プロジェクトを設置して検討実施している。本アクションプランの有効性について平成20年度監査の重点監査テーマとして取組むこととしている。 （次年度の取組み） 2ー⑤評価未実施 再発防止対策の実効性評価結果を次年度に反映するとともに評価の結果，妥当性が検証できない場合，保安規定，保安規程の変更，関係する要領類の見直し等改善策を講じる。保安規定，保安規程見直しの都度，実施することにより要求事項の維持／改善を継続して行う。	

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表　■■■

【方針】「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：　島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表　（ＡＰ８（４）直近の定期検査における特別な検査への対応）　Ｈ２０年２月１日　現在

目　的	直近の定期検査において，国（NISA，JNES）が実施する特別な検査を受検する。	実施内容	〔特別な検査の実施概要〕 １．確認場所 ①事業者検査において，同時に確認する場所が２箇所以上ある場合には，各々の箇所で検査官が立会検査を実施。（複数の確認場所が同時にある場合には，抜き取りで確認場所を選定。） ２．検査前状態（条件）確認 ①検査前の状態や原子炉停止中の安全装置の構成が検査要領書等に記載された状態であることを確認。 ②検査前の状態や原子炉停止中の安全装置の構成について処置方法が適切に定められていることの確認。 ○今後の検査にフィードバックすべき事項があれば改善し，安全性の向上につなげる。 ○安全確保上必要な設備，要領類のレビュー 運転操作要領書・定期点検要領書（当該設備を含む）等，安全確保上必要なものについてレビューし，必要に応じて保安運営委員会において評価を受ける。
要求事項	○ 国の要求事項に基づく特別な検査の受検 ・「特別な検査の実施について（平成 19 年 5 月 8 日原子力発電検査課）」 ・「定期検査における特別な検査の実施について（平成 19 年 5 月 8 日原子力発電検査課制定）」		

具体的な行動計画

ー凡　例ー
□：計画，■：実績

実施項目	スケジュール（平成１９年度）												平成 20 年度	
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	上期	下期
直近の定期検査における特別な検査		5/8 ２号機第１４回定期検査			8/10				12/5 １号機第２７回定期検査					
						安全確保上必要な設備，要領類のレビュー								

２号機第１４回定期検査（H19.5.8～H19.8.10）において，国（NISA，JNES）による特別な検査が以下の観点で実施された。
２号機第１４回定期検査では，定期検査対象項目（クラスⅠ，Ⅱ）６４項目の全ておよび設備総点検のＮＩＳＡ評価で区分Ⅰとなった非常用ＤＥＧ関連の定期事業者検査（クラスⅢ）３件が定期安全管理審査（追加実地審査）として特別な検査が実施され，いずれも指摘事項はなく適切に実施されたとの評価を受けた。
また，１号機第２７回定期検査（H19.12.5～H20.5 上旬予定）では，定期検査対象項目（クラスⅠ，Ⅱ）６３項目の全ておよび設備総点検のＮＩＳＡ評価で区分Ⅰとなった高圧注水系関連の定期事業者検査（クラスⅢ）１件が定期安全管理審査（追加実地審査）として特別な検査が実施される予定である。

【同時に確認する場所が、２箇所以上ある場合について】
○　操作と同時に動作する機器等がある場合には、検査官は二手に分かれ確認する。なお、現場においては、複数箇所が同時に動作する場合には、抜き取りにより確認場所を選択する。
○　またこの場合、中央操作室の計器の指示値と現場の計器の指示値について比較し、同様の指示値であることを確認する。

【検査前状態（条件）の確認について】
○　検査要領書に基づく確認リストや作業依頼票により、弁の開閉の状態を中央操作室の制御盤と現場の機器の状態とを比較し確認する。
○　制御盤のリフトやジャンパーが許可されたとおり実施されていることを確認する。
○　不自然な計器等が設置（接続）されていないか確認（第２中操等を含む）する。なお設置が視認された場合には、その目的を確認する。

【検査前状態（条件）の確認について】（つづき）
○　弁やポンプ等については、動力電源が投入されていることを電源盤にて確認する。
○　検査要領書等に基づく確認書類により、安全装置の構成（作動状況）を中央操作室の制御盤と現場の機器の状態とを比較し確認する。
○　原子炉施設保安規定や原子炉プラント停止時の安全管理要領等により、設置者が実施した原子炉停止中の安全装置の構成（作動状況）が検査実施時のプラントの状態や停止時の安全管理事項に対して適切であることを確認する。
○　総合負荷性能検査においては、制御盤等に不要な処置がなされていないことを確認するものとし、不要な処置がなされていないことが確認できた場合は添付資料の「特別な検査の実施概要」に「該当なし」と記載する。

【今後の検査にフィードバックすべき事項について】
○既存の改善の仕組みに加え，特別な検査において自主的に改善した方が良いと気付いた事項を提出してもらい改善につなげる。

○ H19.4.6
２号１４回定期検査申請，定期安全管理審査申請書
○ H19.5.7:METI「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」発出
① 保安規定変更命令
② METI 対応の 30 項目行動計画策定
○ H19.11.2
１号２７回定期検査申請，定期安全管理審査申請書
○ H19.11.9
今後の検査にフィードバックすべき事項についての改善方針を策定

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
2号機第14回定期検査実績（受検検査数） ＮＩＳＡ定期検査対象（クラスⅠ）　7／7件 ＪＮＥＳ定期検査対象（クラスⅡ）　57／57件 **1号機第27回定期検査実績（受検検査数）** ＮＩＳＡ定期検査対象（クラスⅠ）　0／7件 ＪＮＥＳ定期検査対象（クラスⅡ）　2／56件	（検証結果） 要求事項に対し，以下のとおり実施した。 特別な検査を受検し，今後の検査へのフィードバックすべき改善を図るとともに，安全確保上必要な設備要領類のレビューを行った。 （目的に対する実効性評価） ●評価方法／指標 １．国からの行政処分に関する取り組みが適切に実施されていること。 ２．特別な検査を受験し，合格すること。 ●評価結果 １．国からの行政処分に関する取り組みを適切に実施している。 ２．特別な検査を受検し，合格している。	（ＱＭＳ高度化，再発防止対策の有効性評価） 国の指示に基づく特別な検査を確実に実施することにより，発電設備の一層の安全向上に寄与すると判断する。 （内部監査部門の評価） 2号機第14回定期検査において特別な検査を受検し確実に実施していることを確認した。 （次年度の取組み）１ー⑤評価未実施 １号機第２７回定期検査の確実な実施	

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表　■■■

【方針】「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：　島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表　（ＡＰ８（５）特別原子力施設監督官による原子力発電所の特別な監督への対応）　Ｈ２０年２月１日　現在

目　的	島根原子力発電所に対する特別原子力施設監督官による特別な監査・監督	実施内容	〔保安検査の特別な監査・監督〕 1. 特別原子力施設監督官による監査・監督 2. 保安検査期間を延長した特別な保安検査 ① 改正された保安規定の遵守状況確認 ② 定例試験（安全上重要な機器に係る試験、過去において不正が行なわれた試験等）への立会による機器等の健全性確認 ③ 再発防止対策の取組み状況確認 ○保安検査結果のフォロー 1. 各回の保安検査結果監視事項等の処置計画表作成・提出 2. 同上処置計画の実施結果評価 ○今後の検査へのフィードバック 今後の検査にフィードバックすべき事項があれば改善し，安全性の向上につなげる。
要求事項	○国の要求に基づく、19 年度保安検査の受検 ・ 特別原子力施設監督官による監査・監督への適切な対応 ・ 保安検査期間を延長した特別な保安検査への適切な説明及び対応		

具体的な行動計画

－凡　例－
▽□：計画,▽■：実績

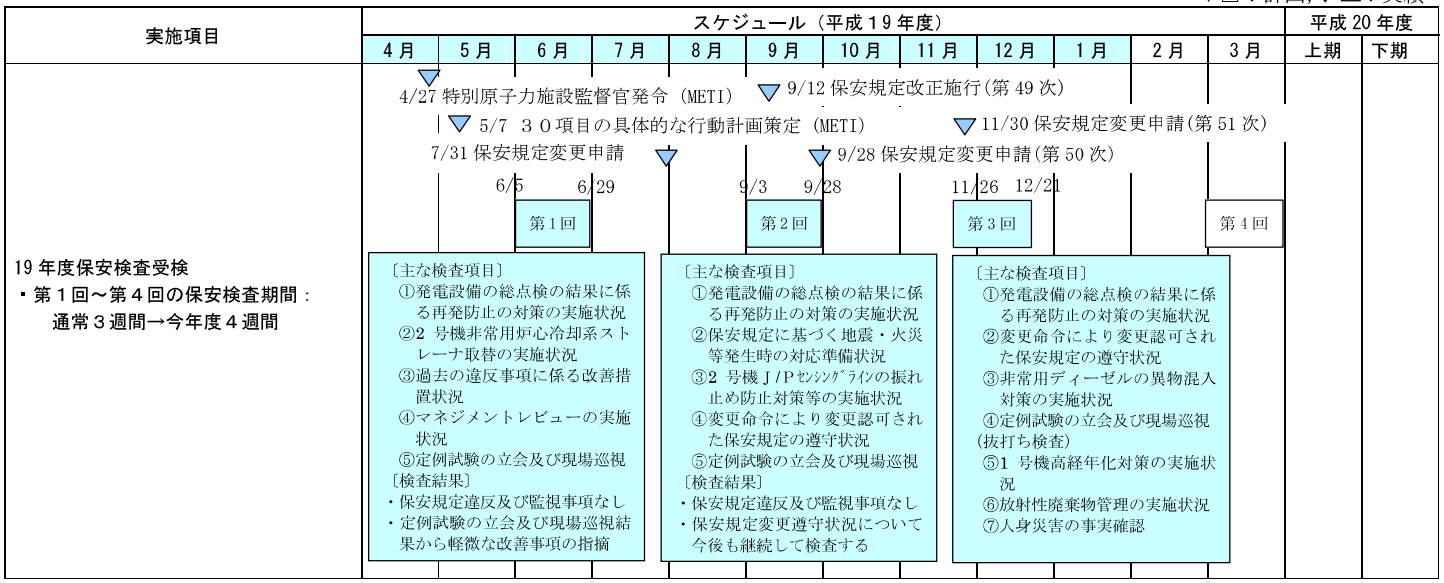

○H19.5.7：METI「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」発出
①保安規定変更命令（原子力関係）の行政処分
②METI 対応の 30 項目行動計画策定
○H19.5.7：保安規定変更命令文書（大臣から社長宛）
○H19.7.31 保安規定変更申請(第 49 次)（8/21 一部補正）
○H19.8.31 保安規定認可（施行：9/12）
○H19.9.28 保安規定変更申請(第 50 次)（11/26 一部補正）
○H19.10.1 炉規則改正施行
○H19.11.9　今後の検査にフィードバックすべき事項についての改善方針を策定
【改善方針】本省の情報に直接ふれる機会であり，保安検査の場を活用して意見交換や疑問の確認を行なう。
○H19.11.30 保安規定変更申請(第 51 次)
○H19.12.13 保安規定変更認可(施行：12/14)
○H19.12.20 保安規定変更申請(第 52 次)
○H19.1.21 保安規定変更認可(施行：2/1)

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
○第 1 回保安検査フォローアップ ・改善処置計画表：9/3 検査官へ提出 ○第 2 回保安検査フォローアップ ・改善処置計画表：11/14 検査官へ提出 ○第 3 回保安検査：12/21 完了	（検証結果） 要求事項に対し，以下のとおり実施した。 特別原子力施設監督官による監査・監督，保安検査期間を延長した特別な保安検査に適切に対応するとともに，保安検査結果のフォロー，今後の検査へのフィードバックを図った。 （目的に対する実効性評価） ●評価方法／指標 ・国からの行政処分に関する取り組みが適切に実施されていること。 ●評価結果 ・国からの行政処分に関する取り組みを適切に実施している。	（ＱＭＳ高度化，再発防止対策の有効性評価） 国の指示に基づく特別な保安検査に的確に対応し，必要事項を確実に実施することにより，発電設備の一層の安全向上に寄与すると判断する。 （内部監査部門の評価） 特別な保安検査に 3 回対応し，その結果のフォローアップも確実に実施していることを確認した。 （次年度の取組み）　１－⑤評価未実施 １９年度第４回特別な保安検査に的確に対応する。	

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表　■■■

【方針】　「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：　島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表　（AP８（６）制御棒引き抜け等の報告義務化）　　**Ｈ２０年２月１日　現在**

目　的	国からの行政処分に関する取組み	実施内容	１、省令改正（制御棒引き抜け等の報告）への対応 【設備面・運用面の対応】 ２、ＣＲＤ冷却水差圧「高」・「低」警報の分離。 ３、ＣＲＤ冷却水差圧「高」によるインターロックの追加。 ４、ＨＣＵ隔離手順の整備
要求事項	省令改正（制御棒引き抜け等の報告） 制御棒自然引き抜け防護対策		

具体的な行動計画

ー凡　例ー
▽□：計画,▽■：実績

実施項目	スケジュール（平成１９年度）												平成 20 年度	
	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	上期	下期
１、制御棒引き抜け等の事象について報告			▽ ６／１５省令改正 ▽ 当直長，連絡責任者への周知 故障・トラブル初動対応資料差替											
２、ＣＲＤ冷却水差圧「高」・「低」警報の分離。		■ ２号機警報分離工事		■ 手順改正検討 ▽ 7／20 手順改正施行					■ １号機警報設置工事中					
３、ＣＲＤ冷却水差圧「高」によるインターロックの追加。		■ 方針，インターロック内容検討					▽ 10／15 方針決定	■ 詳細検討 ・２号機１５回定検で実施検討 ・１号機２８回定検で実施検討						
４、ＨＣＵ隔離手順の整備	■ 手順改正検討	▽ ５／２施行												

・実用炉報告基準の運用に関し，６／１５付けで省令改正があり，想定外の制御棒引き抜け等の事象について報告が求められた。NISA から内規の通知があり，当直長，連絡責任者に周知し，各人に配布している故障・トラブル初動対応資料を差し替えた。

・２号機の警報分離に伴う操作手順の改正　７／２０完了

・インターロックについては，ＣＲＤポンプトリップ方式を採用決定。（１０／１５）

・ＨＣＵ隔離手順の整備　５／２完了

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
・２号機については第４回定検においてＣＲＤ冷却水差圧「高」・「低」警報の分離完了。 １号機については，第２７回定検において実施予定。 ・インターロックについては，詳細内容検討中。 ・「３．ＨＣＵ隔離手順の整備」は５／２完了。	【４、ＨＣＵ隔離手順の整備】 （検証方法） (1)「ＨＣＵ隔離手順」（案）を保安運営委員会にて審議 (2) ２号第１４回定検にて当該手順に基づき隔離操作を実施し，ＣＲがドリフトしないことを確認する （検証結果） (1)保安運営委員会にて審議(4/3, 4/25, 4/27 了承) 省令改正（制御棒引き抜け等の報告）への対応するため，当直長，連絡責任者へ周知し，配布している故障・トラブル初動対応資料の差し替えを行った。 (2) ２号機第１４回定検でのＨＣＵ隔離時，当該手順により実施し，異常のないことを確認した。 【３、ＣＲＤ冷却水差圧「高」・「低」警報の分離】 （検証方法） 保安運営委員会にて審議 （検証結果） 保安運営委員会にて審議・了承（7／19） ＣＲＤ冷却水差圧「高」「低」警報の分離，ＣＲＤ冷却水差圧「高」によるインターロック追加を行っている。 （目的に対する実効性評価） ●評価方法／指標 １．規定類に基づいて報告に関する運用がなされていること。 ２．具体的行動計画に沿って適切に活動が実施されていること。 ●評価結果 １．故障・トラブル初動対応資料に基づく報告に関する運用を行っている。 ２．具体的行動計画に基づき，ＨＣＵ隔離手順整備，警報分離，インターロック追加について活動を実施している。	（ＱＭＳ高度化，再発防止対策の有効性評価） 省令改正に伴い，的確な報告およびＣＲ自然引き抜け防護対策のための，設備改造および手順の明確化を図ることは有効である。 （内部監査部門の評価） ＣＲＤ系の警報の分離，ＨＣＵ隔離手順の手順書化にあたり，保安運営委員会にて審議していることを確認した。今後の設備改造後評価する必要がある。 （次年度の取組み）１－⑤評価未実施 設備改造の基本計画は，策定済み。 次回定検において設備改造し，環境が整い次第手順書化する。	

■■■　信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表　■■■

【方針】「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし，以下の対策に取り組む。
○ 社長が先頭に立ち，当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
○ 再発防止対策の実施にあたっては，実施状況の評価結果を計画にフィードバックし，改善する。

実施箇所：　島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表　（ＡＰ８（７）原子力発電施設の保安検査の結果の公開）

Ｈ２０年２月１日　現在

目　的	国による特別な検査を含めた保安検査の結果の公開に同席し，当社の再発防止対策の実施状況について，積極的に情報発信することにより地域の皆さまの信頼回復に寄与する。	実施内容	〔保安検査の特別な監査・監督の内容〕 ○再発防止対策の実施状況の公表 ・公表資料作成 ○運転状況の公表 ・公表資料作成
要求事項	○保安検査結果の公開 ○再発防止対策の実施状況の公表		

具体的な行動計画

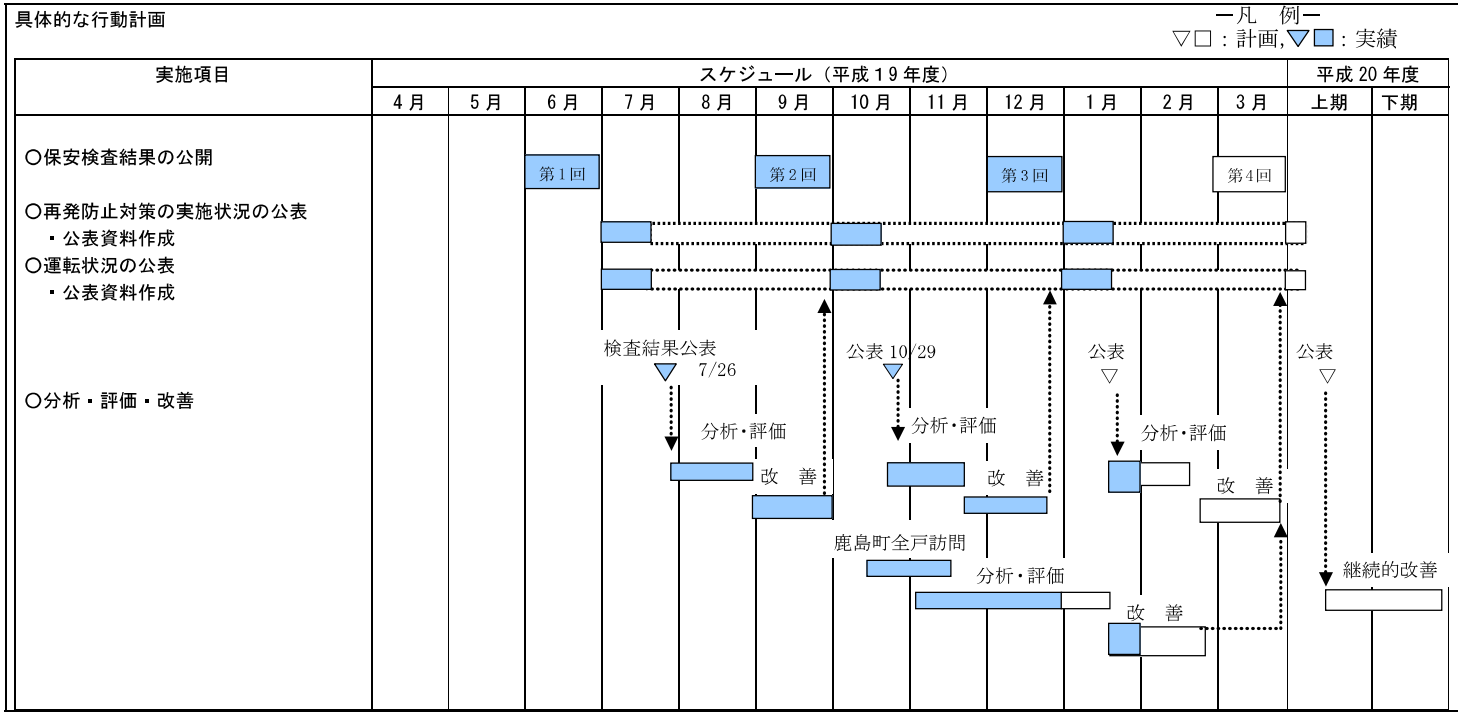

○保安検査結果の公開

国による四半期ごとの保安検査結果の公表時に同席し，当該期間中の再発防止対策実施状況，島根原子力発電所の運転状況，安全確保・安全向上に対する取組み状況を公表する。

○分析・評価（第１回）

再発防止対策実施状況や運転状況に係る報道は無かった。報道が無い理由を，ニュース性，新規性，当日の他のニュースの観点から分析・評価した，第２回公表時には報道関係者によりアピールできるよう改善策を検討した。

○分析・評価（第２回）

再発防止対策実施状況や運転状況に係る報道は無かったが，新潟県中越沖地震関係で当社の取組みとして説明した自衛消防隊に関する記事が掲載された。

○鹿島町全戸訪問

11/1～11/21 の間で全戸訪問（2,277 戸）を実施した。訪問時に寄せられた意見等について集約し，分析・評価を行なった結果，再発防止に関する意見等は特に無かった。

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
○第１回保安検査結果公表（検査期間 6/5～6/29） 当社の公表資料について，分析・評価の上，改善箇所を検討した。 ○第２回保安検査結果公表（検査期間 9/3～9/28） 前回公表時の反応を踏まえて，改善を加えた資料により公開。報道機関の受け止めについて，分析・評価を行なった。 ○11/1～11/21 にかけて鹿島町全戸訪問結を実施し，分析・評価を行なった。 ○第３回保安検査結果公表（検査期間 11/26～12/21）に向けて資料を検討中。（２／７公表予定）	（検証結果） 要求事項に対し，以下のとおり実施した。 国による保安検査結果の公開にあわせて，当社の再発防止対策の実施状況や運転状況について公表し，結果を分析・評価し，改善につなげる取り組みを行った。 （目的に対する実効性評価） ●評価方法／指標 １．保安検査結果公開に関する地元の声の聴取状況およびフィードバック ２．外部からの意見（大きな指摘・要望事項がないこと） ●評価結果 １．第１回，第２回の保安検査結果公開に関する地元の声の聴取した結果，再発防止に関する意見等は特になかった。 ２．外部からの大きな指摘・要望事項は特になかった。	（ＱＭＳ高度化，再発防止対策の有効性評価） これまで 2 回，再発防止対策の実施状況及び運転状況を保安検査結果公開に合わせて公表したが，ニュース性がなく報道機関の受け止めは淡々としている。有効性評価については，定量的な判断は難しく，信頼回復に向けては継続的な取り組みが必要と感じている （内部監査部門の評価） 保安検査結果を過去２回公表していること，再発防止対策に係る外部の意見はないことを確認した。今後も継続して外部の意見を収集し分析して対応する必要がある。 （次年度の取組み）１－⑤評価未実施 信頼回復に向けた継続的な取り組みを検討する。	